UQ mobile通信サービス契約約款

第 97 版

令和6年5月1日 沖縄セルラー電話株式会社

目 次

第1章	総則		7
	第1条	約款の適用	
1	第2条	約款の変更等	7
į	第3条	用語の定義	7
1	第4条	削除	11
第2章	UQ	m o b i l e 通信サービスの種類	12
1	第5条	UQ mobile通信サービスの種類	12
第3章	UQ	m o b i l e 契約	13
1	第6条	契約の単位	13
1	第7条	契約申込みの方法	13
1	第8条	UQ mobile契約者の氏名等の変更の届出	13
1	第9条	契約者暗証番号	13
1	第 10 条	契約申込みの承諾	13
1	第 11 条	UQ mobile契約者の契約者確認の取扱い	14
1	第 11 条	の2 本人確認書類の照会	14
1	第 12 条	電話番号	14
1	第 13 条	U Q mobileサービスの利用の一時中断	15
1	第 14 条	UQ mobileサービス利用権の譲渡の禁止	15
1	第 15 条	UQ mobile契約者が行うUQ mobile契約の解除	15
1	第 16 条	当社が行うUQ mobile契約の解除	15
1	第 16 条	の 2 初期契約解除の取扱い	16
1	第 17 条	その他の提供条件	16
第4章	:	ミング契約	17
1	第 17 条	の2 ローミング契約	17
	第 17 条	の3 特定事業者の契約約款による制約等	17
1	第 17 条	の4 電話番号	17
1	第 17 条	の5 ローミングに係る端末設備の工事等	17
į	第 17 条	の6 当社が行うローミング契約の解除	17
第5章	オプ	ンョン機能	18
1	第 18 条	オプション機能の提供	18
		オプション機能の廃止	
1	第 20 条	UQ mobileサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い	18

第6章	SIM	カードの貸与等	19
第第第	21条 22条 23条 24条 25条	S I Mカードの貸与 電話番号その他の情報の登録等 S I Mカードの情報消去及び破棄 S I M等の管理責任 P I Nコード	19 19 20
第7章	利用中	止等	21
第		利用中止利用停止	21
第8章	通信 .		24
第1節	通信	の種類等	
第第第第	31 条 32 条	通信の種類電波伝播条件による通信場所の制約相互接続に伴う通信	24 24 24 25
第第	33条 34条 35条	通信利用の制限等	26 26
第9章	料金等		28
第1節	料金	及び工事に関する費用	
第	37条	料金及び工事に関する費用	28
第2節	料金	等の支払義務	
	-	基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務	26 29

第 40 条 削除	
第 41 条 手続きに関する料金の支払義務	
第 42 条 ユニバーサルサービス料の支払義務	
第 42 条の 2 電話リレーサービス料の支払義務	
第 43 条 工事費の支払義務	29
第3節 料金の計算及び支払い	
第 44 条 料金の計算及び支払い	30
第 45 条 債権の譲渡	30
第 46 条 債権の買い戻し	30
第 47 条 料金等の請求	30
第4節 預託金	
第 47 条の 2 預託金	30
第 47 条の 3 買い戻しによる預託金の充当	
第5節 割増金及び延滞利息	
37 0 以	
第 48 条 割増金	31
第 49 条 延滞利息	31
第6節 収納手数料の負担等	
第 49 条の 2 収納手数料の負担等	31
第7節 相互接続通信の料金の取扱い	
第 50 条 相互接続通信の料金の取扱い	32
第8節 特定事業者に係る債権の取扱い	
第 50 条の 2 特定事業者が提供するローミングに係る債権の譲受等	32
第 50 条の3 ローミングに係る債権の譲渡等	32
第 50 条の4 UQ mobile通信サービスの料金等に係る債権の譲渡等	33
第 10 章 保守	34
第 51 条 契約者の維持責任	34
第 52 条 契約者の切分責任	
第 53 条 修理又は復旧	
第 54 条 修理又は復旧の場合の暫定措置	35

第 11 :	章 損	and and an and an analysis analysis and an analysis and an analysis and an analysis and an an	6
	笋 55	条 責任の制限3	6
	第 56		
	30 00 €	术 元頁	′
第 12 :	章 雑	!則 3	8
	第 57	条 発信者番号通知3	8
	第 58	条 緊急通報に係る情報通知3	8
	第 59	条 承諾の限界3	8
	第 60	条 利用に係る契約者の義務3	9
	第 61	条 利用者登録3	9
	第 61	条の2 特定事業者が提供するローミングの利用等4	0
	第 61	条の3 特定事業者の電話サービス等契約約款における電話利用契約の締結. 4	0
	第 62		
	第 63	条 専属的合意管轄裁判所4	2
	第 64	条 準拠法4	2
	第 65	条 契約者に係る情報の利用4	2
	第 65	条の2 位置情報等の匿名化利用4	2
	第 66	条 電話番号案内4	3
	第 67	条 電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等4	2
	第 68	条 提供条件書等4	3
	第 69	条 法令に規定する事項4	3
	第 70	条 閲覧4	3
	第 71	条 UQ mobile通信サービスの廃止4	3
小人士	=	4	1
		4	
通則	-	4	
	1表	料金4	
	第1	基本使用料4	
	第2	オプション機能使用料6	
	第3	通話料	
	第4	データ通信料8	
	第5	手続きに関する料金9	
	第6	ユニバーサルサービス料9	
	第7	電話リレーサービス料9	
	2表	工事費9	
	3表	付随サービスに関する料金等10	
	第1	払込取扱票発行手数料10	-
	第2	窓口取扱手数料	
	第3 第4	支払証明書等発行手数料10 利用料金証明書発行手数料 10	
	# 4	$A \cap A \cap$	

							 											. 101 . 101
別表 1	l 7	ナブ	゚ショ	ン	機쉵	É .	 	. 103										
別表 2																		
別表 3																		. 112 小利 用
77720	ŧ	也域					 	. 115										
別表 4	 	削除	·				 	. 117										
別記							 	. 118										
附則							 	. 132										

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 当社は、このUQ mobile通信サービス契約約款(以下「この約款」といいます。)によりUQ mobile通信サービスを提供します。
 - (注) 本条のほか、当社は、別記2に定めるところによりUQ mobile通信サービス に付随するサービス(以下「付随サービス」といいます。) を提供します。

(約款の変更等)

- 第2条 当社は、合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合 の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- 3 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	こは、今のがは出版です。これのでは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次の
用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通
	信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一
	体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を
	通じて送り、又は受ける通信
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は
	受ける通信
電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための
	電気通信回線設備
データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電
	気通信回線設備
UQ mobil	電話網又はデータ通信網を使用して当社が提供する電気通信サービ
e 通信サービス	ス(無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に電気
	通信回線を設定して提供するものに限ります。)であって、副回線通
	信サービス利用規約に定める副回線通信サービス利用以外のもの
サービス取扱所	(1) UQ mobile通信サービスに関する業務を行う当社の
	事業所
	(2)当社の委託によりUQ mobile通信サービスに関する
	契約事務を行う者の事業所

UQ mobil	当社からUQ mobileサービスの提供を受けるための契約
e 契約	
UQ mobil	当社とUQ mobile契約を締結している者
e 契約者	
ローミング契約	当社からローミングの提供を受けるための契約
ローミング契約者	当社とローミング契約を締結している者
契約者	UQ mobile契約者又はローミング契約者
協定事業者	当社と相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者(電気通信
	事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9
	条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第1項の届出をした者をい
	います。以下同じとします。)との間で電気通信設備の接続に関し締
	結した協定をいいます。以下同じとします。) を締結している電気通
	信事業者
外国事業者	当社と国際ローミング協定(事業法第 40 条に定める外国政府等と
	の協定等の認可を得て、当社が外国の事業者との間で相互の電気通
	信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとしま
	す。)を締結している外国の事業者
特定事業者	KDDI株式会社
特定MNO事業者	UQコミュニケーションズ株式会社
特定電気事業者	auエネルギー&ライフ株式会社
UQm I 約款	特定事業者のUQ mobile通信サービス契約約款
UQmⅡ約款	当社又は特定事業者のUQ mobile通信サービスⅡ契約約款
5 G約款	当社又は特定事業者のau(5G)通信サービス契約約款
LTE約款	当社又は特定事業者のau(LTE)通信サービス契約約款
a u 約款	5G約款及びLTE約款
povo1.0約款	当社又は特定事業者の p o v o 1.0 通信サービス契約約款
povo2.0約款	当社又は特定事業者の p o v o 2.0 通信サービス契約約款
povo約款	povo1.0約款及びpovo2.0約款
加入電話サービス	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第1号に定める
	電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス (IP電話サー
	ビスを除きます。)
IP電話サービス	電気通信番号規則別表第1号又は第6号に定める電気通信番号を用
	いて、端末系伝送路設備(事業法施行規則に定める端末系伝送路設
	備をいいます。)においてインターネットプロトコルにより提供され
I this I	る電気通信サービス (別記 29 に定めるものを除きます。)
中継サービス	電気通信番号規則別表第2号又は第10号に定める電気通信番号を
14 # T - 7 · 1 ·	用いて提供される電気通信サービス
携帯電話サービス	無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 3 条第 1
40.7 声・イキ・ル・ヤ	号に規定する携帯無線通信により提供される電気通信サービス
加入電話事業者	当社又は加入電話サービスを提供する協定事業者
I P電話事業者	当社又はIP電話サービスを提供する協定事業者
中継事業者	当社又は中継サービスを提供する協定事業者
携带電話事業者	当社、特定事業者及び携帯電話サービスを提供する協定事業者
移動無線装置	UQ mobile通信サービスに係る契約に基づいて陸上(河

	川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)
	において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるために設置される電
	気通信設備であって、次のもの
	(1) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うため
	のものであって、電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第
	46号)に定める第五世代移動通信システムによるもの(当社が
	設置するものに限ります。)
	○
	基地局設備(特定MNOが設置するものに限ります。以下前号と
	金地周設備(特定MNOが設置するものに限りよす。以下前与と 合わせて「5G基地局設備」といいます。)
	「日初とで「日日霊地周設備」といいよう。) (3) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うため
	(3) 電波法施1]税則第3条第1項第6号に定める業務を1]プにの のものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九一四世代
	移動通信システムによるもの(当社が設置するものに限ります。 以下「LTE基地局設備」といいます。)
	- 以下・LTE基地局設備」といいます。) (4) 無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地
	(4) 無縁設備規則第49条の29に足める条件に適合する無縁基地 局設備(特定MNOが設置するものに限ります。以下「WiMA
	「周設備(特定MNOが設置するものに限ります。以下「WIMA X2+基地局設備」といいます。)
 端末設備	<<〒季地局設備」といいます。) 契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、1
〜 本	突刑有回縁の一端に接続される突刑有の電気通信設備でありて、 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに
	め品分の設置の場所が他の品分の設置の場所と同一の構内(これに 準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内であるもの
SIMカード	学9 る区域内を含みまり。) 又は同一の建物内であるもの 電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、U
2 1 M 7) — L	电品番号での他の情報を記憶することができるカートでありて、U Q mobile通信サービスの提供のために、当社がUQ mo
	b i e 契約者に貸与するもの又は特定事業者がUQm I 約款に基
	p l e 実利有に負子するもの又は特定事業有がO Q m I 利款に基 づきローミング契約者に貸与するもの
e S I M	UQ mobile通信サービスの提供のために、当社所定の手続
e S I IVI	OQ MOBITE 通信が一と人の提供のために、当社所定の手続 きにより端末設備の領域に登録する電話番号その他の情報
S I M等	SIMカード及びeSIM
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設
口占电双遮旧以帰	電気通信事業省以外の省が設置する電気通信設備であって、端本設 備以外のもの
	UQ mobile通信サービスに係る契約に基づいて無線基地局
大小17日 四小水	設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信
	回線
 他網契約者回線	UQ mobile通信サービスに以外の電気通信サービスに係る
	電気通信回線(当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信
	一 電気温信画版(当任人はIII)と事業者が必要により設置する電気温信 一設備を含みます。)であって、当社のUQmⅡ約款、au約款又はp
	ovo約款に定める契約者回線以外のもの
	当社又は協定事業者が街頭その他の場所に電話機を設置して公衆の
心响力人电的	利用に供する電気通信サービス
当社相互接続点	当社がこの約款以外の契約約款等(契約約款、料金表その他の電気
→ 1 <u>+ 1</u> 1+ 1×10/m	通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとしま
	す。)により提供する電気通信サービス(携帯電話サービスを除きま
	す。)に係る電気通信設備とUQ mobile通信サービスに係る
	電気通信設備との間の接続点
 他社相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相
心工作五弦机术	コほこコはめバツ电外型は事末省とツ向ツ伯五球航師だに盛りて作

	互接続に係る電気通信設備の接続点(接続専用回線(専らUQ m
	│ 互接続に係る電気通信設備の接続点(接続専用回線(専らUQ m │ o b i l e 通信サービスに係る電気通信回線設備相互間を接続する
	ために設置される協定事業者の電気通信回線設備をいいます。以下
+n + + + +	同じとします。)に係るものを除きます。)
相互接続点	当社相互接続点又は他社相互接続点
契約者回線等 	(1) 契約者回線、当社のUQmⅡ約款、au約款若しくはpov
	o約款に定める契約者回線及び契約者回線に電話網又はデータ通
	信網を介して接続される電気通信設備であって当社又は協定事業
	者が必要により設置する電気通信設備
	(2) 相互接続点
課金対象データ	契約者回線と契約者回線等との間においてパケット交換方式により
	│ 伝送されるデータ (制御信号等のうちデータとしてみなされるもの
	を含みます。以下同じとします。)
累計課金対象デー	契約者回線との間のデータ通信に係る1料金月の課金対象データの
タ量	総情報量
電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別す
	るための英字若しくは数字の組合せ
国際ネットワーク	ITU-T勧告E.164 及びITU-T勧告E.164.1 に基づきIT
番号	Uが割り当てる番号
国際ネットワーク	複数国に跨って提供されることを目的として国際ネットワーク番号
	を用いる電気通信サービス
料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をい
	います。)から次の暦月の起算日の前日までの間
ユニバーサルサー	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に
ビス料	充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金
	算定等規則(平成 14 年総務省令第 64 号)により算出された額に基
	づいて、当社が定める料金
電話リレーサービ	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法
ス料	律第 53 号) に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負
	担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関
	する法律施行規則(令和2年総務省令第110号)により算出された
	額に基づいて、当社が定める料金
課金開始日	UQ mobile契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始
	した日(当社が別に定める期間が経過した日又は最初に通信が行わ
	れた日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、
	その日とします。)
UQmⅡ契約	当社のUQmⅡ約款に定めるUQ mobileⅡ契約
a u 契約	当社の5G約款に定める5G契約及びLTE約款に定めるLTE契
	約
povo1.0契約	当社のpovo1.0約款に定めるpovo1.0契約
povo2.0契約	当社のpovo2.0約款に定めるpovo2.0契約
povo契約	povo1.0契約及びpovo2.0契約
契約移行	当社が別に定める態様により、UQ mobile契約(デュアル
	サービスに係るものに限ります。)を解除すると同時に新たにUQm
	Ⅲ契約を締結すること。

番号移行	当社が別に定める態様により、電話番号を変更することなく、au契約若しくはpovo契約を解除すると同時に新たにUQ mobile契約を解除すると同時に新たにau契約若しくはpovo契約を締結すること
MNP	電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更すること
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条 削除

第2章 UQ mobile通信サービスの種類

(UQ mobile通信サービスの種類)

第5条 UQ mobile通信サービスには次の種類があります。

	<u> </u>
種類	内容
UQ mobil	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(そ
e サービス	の無線局の免許人が当社又は特定MNO事業者であるものに限りま
	す。)との間に電気通信回線を設定して提供するUQ mobile
	通信サービス
ローミング	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(そ
	の無線局の免許人が特定事業者又は特定MNO事業者であるものに
	限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供するUQ mob
	i le通信サービス

² UQ mobileサービス及びローミングには、それぞれ料金表第1表第1(基本使用料)に規定する種類があります。

第3章 UQ mobile契約

(契約の単位)

第6条 当社は、電話番号1番号ごとに1のUQ mobile契約を締結します。この場合、UQ mobile契約者は、1のUQ mobile契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

- 第7条 UQ mobile契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
- 2 UQ mobile契約を新たに申し込むことはできません。

(UQ mobile契約者の氏名などの変更の届け出)

- 第8条 UQ mobile契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先 に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(契約者暗証番号)

- 第9条 UQ mobile契約の申込みをするときは、そのUQ mobile契約に係る契約者を識別するための暗証番号(以下「契約者暗証番号」といいます。)を指定していただきます。
- 2 UQ mobile契約者は、前項の規定により指定した契約者暗証番号については、 善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 3 当社は、UQ mobile契約者以外の者が第1項の規定により指定された契約者暗 証番号を使用した場合、そのUQ mobile契約者が使用したものとみなして取り扱います。

(契約申込みの承諾)

- 第 10 条 当社は、UQ mobile契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 UQ mobile契約は、当社が承諾した時点をもって成立するものとします。
- 3 前2項の規定に関わらず、当社は、通信の取扱い上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 4 前3項の規定に関わらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) UQ mobile契約の申込みをした者(以下「契約申込者」といいます。)の年齢が満13歳未満であるとき(その申込みをした日において、満13歳に達する日の翌日から遡った最初の4月1日に最も近い2月1日が到来しているときを除きます。)
 - (2) 契約申込者がUQ mobile通信サービスの料金その他の債務 (この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第7条(契約申込みの方法)に基づき申し込まれた内容又は本人確認書類(運転免許証その他本人特定事項を確認するために提示を受けた身分証明書等をいいます。以

下同じとします。)に虚偽又は不実の内容があるとき。

- (4) 契約申込者が、第27条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当し、UQ mobile通信サービスの利用を停止されたことがある又はUQ mobile通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 契約申込者が、当社のau約款又はpovo約款に定めるところにより、その携帯 電話サービスの利用を停止されたことがある又はその契約の解除を受けたことがある とき。
- (6) 第60条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) 契約申込者が当社と締結している他のUQ mobile契約の数の合計が5以上であるとき。
- (8) 当社が指定した方法以外の支払方法が選択されているとき。
- (9) 契約申込者とその支払いのために申告されたクレジットカード又は口座振替に係る 金融口座の名義人とが異なるとき(当社が別に定める基準に該当する場合を除きま す。)。
- (10) 契約申込者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信 役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正 利用防止法」といいます。)第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等(携帯電話不 正利用防止法に定めるものをいいます。以下同じとします。)を貸与したと当社が認め たとき。
- (11) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(UQ mobile契約者の契約者確認の取扱い)

第 11 条 当社は、携帯電話不正利用防止法の規定に基づき、UQ mobile契約者に対して、契約者確認(同法第9条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。)を行うことがあります。この場合において、UQ mobile契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

(本人確認書類の照会)

第 11 条の 2 当社は、UQ mobile契約の申込み又は契約者確認に当たって、その契約申込者又はUQ mobile契約者から提示を受けた本人確認書類について、当社が必要と判断したときは、発行元の機関に対して照会(警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます。)を行う場合があります。

(電話番号)

- 第 12 条 UQ mobileサービスの電話番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その電話番号については、UQ mobile契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、UQ mobile サービスの電話番号を変更することがあります。
 - (注1) 電話番号の登録等(登録、変更又は消去をいいます。以下同じとします。)は、当社が行います。
 - (注2) SIM等の電話番号の登録等については、第22条(電話番号その他の情報の登録

- 等)に定めるところによります。
- (注3) 当社は、電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことをUQ mobil e 契約者に通知します。
- (UQ mobileサービスの利用の一時中断)
- 第13条 当社は、UQ mobile契約者から当社所定の方法により請求があったときは、 UQ mobileサービスの利用の一時中断(その電話番号を他に転用することなくU Q mobileサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ とします。)を行います。
 - (UQ mobileサービス利用権の譲渡の禁止)
- 第14条 UQ mobileサービスに係る利用権(UQ mobile契約に基づき、当社からUQ mobileサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) は、譲渡することができません。
 - (UQ mobile契約者が行う契約の解除)
- 第 15 条 UQ mobile契約者は、UQ mobile契約を解除しようとするときは、 そのことをあらかじめサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行うUQ mobile契約の解除)

- 第 16 条 当社は、第 27 条 (利用停止)の規定によりUQ mobileサービスの利用を 停止されたUQ mobile契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのUQ mobile契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定に関わらず、当社は、UQ mobile契約者が第27条(利用停止)第1 項各号(第13号を除きます。)の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社 の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき、又は第27条第1項第13号に 該当する場合は、UQ mobileサービスの利用停止をしないでそのUQ mobile契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定に関わらず、当社は、UQ mobile契約者について、破産法(平成 16 年法律第 75 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法 律第 154 号)の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、そのUQ mobile契約を解除するものとします。
- 4 当社は、前3項の規定に関わらず、第60条(利用に係る契約者の義務)第4項により書類の提出を求めた場合であって、提出がないとき又は提出された内容若しくは氏名、住所等の契約者(第61条(利用者登録)に規定する利用者登録を行っている場合は、登録利用者を含みます。)の情報及び契約内容に虚偽があったと当社が認めたときは、そのUQ mobile契約を解除することがあります。
- 5 当社は、前項の規定による解除に先立ち、UQ mobile通信サービスの利用停止をすることがあります。
- 6 当社は、前項までの規定によるほか、UQ mobile契約者の死亡について、当社 所定の書面にこれを証明する書類を添えて届出が行われ、当社がその事実を確認した場合 であって、以後そのUQ mobile契約に係るUQ mobileサービスが利用さ れないものと認めたときは、当社が指定する日をもってそのUQ mobile契約を解

除するものとします。

(初期契約解除の取扱い)

- 第16条の2 UQ mobile契約者は、新たなUQ mobile契約(以下「新規契約」といいます。)又は既に締結されているUQ mobile契約の一部の変更を内容とする契約(以下「変更契約」といい、新規契約と合わせて「対象契約」といいます。)を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面(事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がUQ mobile契約者に交付する書面(同条第2項の規定により提供するものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)を受領した日又は契約者回線の提供を開始した日(変更契約にあっては、その効力を発した日とします。)のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面(はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限ります。)を発すること又は当社が別に定める方法により通知することにより、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、UQ mobile契約者に負担していただきます。
- 2 初期契約解除は、UQ mobile契約者が前項の書面を発したとき(初期契約解除に際してMNP又は番号移行を利用する場合は、その電話番号の移転先となる電気通信サービスにおいて当該電話番号の利用が開始されたときとします。)又は通知をしたときに効力を生ずるものとします。
- 3 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第26条の3、事業法施行規則及び総務 省告示等の法令に定めるところによります。

(その他の提供条件)

第 17 条 UQ mobile契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第4章 ローミング契約

(ローミング契約)

第 17 条の 2 UQm I 約款に規定するUQ mobileサービス(当社が別に定めるものを含みます。)の提供を受けるための契約を締結している者は、当社とローミング契約を締結していることとなります。

(特定事業者の契約約款による制約等)

第 17 条の3 ローミング契約者は、UQm I 約款に基づきUQ mobileサービスを利用することができないときは、ローミングの提供を受けることはできません。

(電話番号)

第17条の4 ローミングの電話番号は、特定事業者が定めた番号とします。

(ローミングに係る端末設備の工事等)

第 17 条の 5 ローミング契約者は、端末設備又は自営電気通信設備に関する工事その他の請求をすることはできません。

(当社が行うローミング契約の解除)

第 17 条の6 当社は、そのローミングと同一の種類のUQ mobile通信サービスを廃止したときは、そのローミング契約を解除します。

第5章 オプション機能

(オプション機能の提供)

- 第 18 条 当社は、UQ mobile契約者から請求があったときは、別表 1 (オプション機能)に規定するオプション機能を提供します。
- 2 別表 1 (オプション機能)に基づき提供するオプション機能のうち、別記 27 に定める機能については、前項の規定に関わらず、それぞれUQ mobile契約者から請求があったものとみなして取り扱います。
- 3 当社は、ローミング契約者が特定事業者から当社のオプション機能に相当する機能の提供を受けている場合は、そのオプション機能を提供します。

(オプション機能の廃止)

第19条 当社は、そのオプション機能の提供を受けているUQ mobile契約者から、UQ mobile契約の解除又はオプション機能の廃止の申し出があったときは、オプション機能を廃止します。

(UQ mobileサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第20条 当社は、UQ mobileサービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

(SIMカードの貸与)

第 21 条 SIMカードには、次の種別(以下「SIMカード種別」といいます。)があります。

種別	内容	
第 1 種 S I M カー	第2種SIMカード以外のもの	
ド		
第 2 種 S I M カー	VoLTEに対応した端末設備によりUQ	mobile通信サー
F	ビスを利用するためのもの	

- 2 当社は、UQ mobile契約者に対し、UQ mobile契約者が指定した端末 設備の種類に応じて、1のUQ mobile契約につき1のSIMカードを貸与します。 ただし、新たな第1種SIMカードの貸与は行いません。
- 3 UQ mobile契約者は、第1種SIMカードから第2種SIMカードへ変更(以下「SIMカード変更」といいます。)しようとするときは、当社が別に定めるところにより当社が指定するサービス取扱所へ申し込んでいただきます。
- 4 当社は、前3項の規定に関わらず、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があると きは、当社が貸与したSIMカードを交換することがあります。この場合は、あらかじめ そのことをUQ mobile契約者に通知します。
- 5 第1項の規定に関わらず、次条の規定に基づき e S I Mに電話番号その他の情報の登録 等を行っているときは、S I M等の種類の変更の請求があった場合を除き、S I Mカード を貸与しません。

(電話番号その他の情報の登録等)

- 第22条 当社は、次の場合に、当社の貸与するSIM等に電話番号その他の情報の登録等を 行います。
 - (1) SIMカードを貸与するとき。
 - (2) その他、当社のSIMカードの貸与を受けている又は e SIMを保有するUQ mobile契約者から、そのSIM等への電話番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第 12 条 (電話番号) 第 2 項、第 54 条 (修理又は復旧 の場合の暫定措置) の規定により電話番号を変更する場合は、電話番号の登録等を行います。

(SIMカードの情報消去及び破棄)

- 第23条 当社は、次の場合には、当社の貸与するSIMカードに登録された電話番号その他の情報を消去することがあります。当社は、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。ただし、当社が別に定めるものについては、この限りでありません。
 - (1) そのSIMカードの貸与に係るUQ mobile契約の解除があったとき。
 - (2) SIMカード変更その他の事由によりSIMカードを利用しなくなったとき。
- 2 当社のSIMカードの貸与を受けているUQ mobile契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのSIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

(SIM等の管理責任)

- 第24条 当社のSIMカードの貸与を受けているUQ mobile契約者は、そのSIM カードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 2 当社のSIMカードの貸与を受けているUQ mobile契約者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、第三者がSIM等を利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている又はeSIMを保有するUQ mobile契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、SIM等の盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(PINコード)

- 第25条 UQ mobile契約者は、当社が別に定める方法により、SIM等に、PINコード(そのSIM等を利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。)を登録することができます。この場合において、当社からそのSIMカードの貸与を受けている又はeSIMを保有するUQ mobile契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのUQ mobile契約者が登録を行ったものとみなします。
- 2 UQ mobile契約者は、PINコ―ドを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第7章 利用中止等

(利用中止)

- 第 26 条 当社は、次の場合には、UQ mobile通信サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社又は特定MNO事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第33条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるUQmobile通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が認めた場合、又は、UQmobile通信サービスに係る料金その他の債務の支払方法について不正利用若しくは不正登録等、不当な行為のおそれがあると当社が判断した場合は、一時的にUQmobile通信サービス又はオプション機能の一部若しくは全部の利用を中止することがあります。

この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が 解消されたときは、その利用の中止を解除します。

(注) 当社は、本条の規定によりUQ mobile通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者(個別の通知又は当社所定のWEBサイトに掲示する等の方法により行います。)に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

- 第27条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6カ月以内で当社が定める期間 (第1号又は第2号の規定に該当するときは、その料金その他の債務がその請求を行った 当社又は特定事業者に支払われるまでの間、第4号、第6号、第8号又は第9号の規定に 該当するときは、当社が指定する書類等を、当社所定の方法でサービス取扱所に提出して いただくまでの間)、そのUQ mobile通信サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)、特定事業者が請求したものについては、その特定事業者が定める支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を特定事業者から受けたとき。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のUQ mobile 通信サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは 締結していた他の電気通信サービス等に係る料金等の債務について、支払期日を経過し てもなお支払わないとき。
 - (3) 第47条の2(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
 - (4) UQ mobile通信サービスに係る契約の申込みに当たって事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

- (5) そのUQ mobile契約が携帯電話不正利用防止法第7条第1項の規定に違反して通話可能端末設備等を譲渡されたものと当社が認めたとき。
- (6) 第 11 条 (UQ mobile契約者の契約者確認の取扱い)の規定に違反したとき。
- (7) UQ mobile契約者(UQ mobile契約者により通話可能端末設備等を貸与された者を含みます。)が携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したものと当社が認めたとき。
- (8) 携帯電話不正利用防止法第 11 条各号の規定のいずれかに該当したと当社が認めたとき。
- (9) 別記3若しくは別記4の規定に違反したとき、又は別記3若しくは別記4の規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
- (10) 契約者がそのUQ mobile通信サービス又は当社と契約を締結している他の 携帯電話サービスの利用において第60条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反した と当社が認めたとき。
- (11) 当社の+メッセージ利用規約に定めるところにより、+メッセージ(別表 1 (オプション機能)に定めるものをいいます。以下同じとします。)の利用の停止があったとき。
- (12) UQ mobile通信サービスを用いた犯罪を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対してその契約者回線に係るUQ mobile通信サービスの利用を停止する要請があったとき。
- (13) 契約者が、そのUQ mobile通信サービスに係る料金その他の債務の支払いに関し、クレジットカード又は金融機関等の口座の不正利用若しくは不正登録等、不当な行為をしたと当社が判断したとき。
- (14) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (15) 別記5若しくは別記6の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又は その検査の結果、技術基準等(別記7に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。 以下同じとします。)に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備 の契約者回線への接続を取り止めなかったとき。
- (16) 別記8から別記11の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定によりUQ mobile通信サービスの利用を停止するときは、 あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。ただし、次 のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。
 - (1) 前項第 10 号の規定により利用を停止する場合 (次のいずれかに該当する場合に限ります。)であって、緊急やむを得ないとき。
 - ア 第60条(利用に係る契約者の義務)第1項第3号の規定に違反する場合。
 - イ 第 60 条 (利用に係る契約者の義務) 第 1 項第 5 号の規定に違反する場合 (専ら別記 17 の規定に基づく場合を除きます。)。
 - (2) 前項第8号又は第12号の規定により利用を停止するとき。
 - (3) 前項第13号の規定により利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないとき。

(利用限度額の設定)

第27条の2 当社は、第2種デュアルサービスにおいて、国際通話(第28条(通信の種類) に定めるものをいいます。以下同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するロー ミングに係る料金を含みます。)の月間累計額及び特定携帯国際自動通話(特定事業者の電 話サービス等契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。)に関する料金(同契約約款に定める特定携帯国際自動通話定額に係る定額通話等料金を除きます。)の月間累積通話等料金の額を合算した額(以下この条において「国際通話月間累計額」といいます。)について、限度額(以下「国際通話利用限度額」といいます。)を設定します。

- 2 前項に定める国際通話利用限度額は、3万円とします。
- 3 契約者は、第1項に規定する1の料金月における国際通話月間累計額が国際通話利用限度額を超えたことを当社が確認したときは、その確認をした日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線から国際通話を行うことはできません。
- 4 契約者は、第1項の規定により設定された国際通話利用限度額を超えた部分に関する通 話料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
- 5 当社は、契約者からの申出があった場合であって、当社が別に定める基準に適合すると きは、その申出のあった料金月において、国際通話利用限度額の解除又は変更を行うこと があります。

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第28条 通信には、次の種類があります。

	種類	内容
1	一般通信	2以外の通信
2	相互接続通信	相互接続点との間の通信

2 契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。

	種類	内容
1	通常通話	2以外の通話
2	国際通話	UQ mobile通信サービスを使用して本邦と外国との間で行
		う通話

備考 2 欄に定める外国には、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」といいます。) 及びインマルサットシステム移動地球局(海事衛星通信、携帯移動衛星通信又はインマルサットFIeetXpress通信を取扱うために設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。) を含みます。以下同じとします。

3 国際通話は、UQ mobile通信サービス(料金表第1表第1(基本使用料)第1 (適用)に規定するデュアルサービスに限ります。)の契約者回線からの通話に限り行うことができます。

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第29条 通信は、その移動無線装置が別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

- 第30条 当社相互接続点との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。
- 2 他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行う ことができます。
- 3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信(この約款で提供するUQ mobile通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。)を行うことはできません。

(特定事業者との間で継続して接続する通信)

- 第30条の2 当社は、当社のサービス区域において開始した通信であって、移動無線装置の 移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社 のサービス区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。
- 2 当社は、特定事業者の電気通信サービスのサービス区域において開始した通信であって、

移動無線装置の移動に伴って、当社が継続して接続し、終了した通信については、その通信を開始した時点の特定事業者のサービス区域において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

(国際通話の取扱い)

- 第 31 条 国際通話は、本邦発信の自動通話(通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。)に限り行うことができます。
- 2 当社は、契約者から請求があったときは、UQ国際通話利用規制(その契約者回線から 国際通話を行うことができないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行いま す。
- 3 前項に規定する場合のほか、特定事業者の電話サービス等契約約款に規定する特定通話 等発信規制サービスIの適用を受ける契約者回線について、UQ国際通話利用規制を行い ます。

(外国における取扱い制限)

第32条 国際通話の取扱いに関しては、外国の法令、外国の事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

- 第33条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。
 - (1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給に直接関係がある機関

水道の供給に直接関係がある機関

ガスの供給に直接関係がある機関

選挙管理機関

新聞社等の機関

金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第 56 条第 1 号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

(2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

(通信の利用を制限する措置)

- 第34条 前条の規定による場合のほか、当社は、UQ mobile契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線などへの通信の利用を制限すること。
 - (2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を 占有する等、その通信がUQ mobile通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれ があると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
 - (3) 当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のUQ mobile通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
 - (4) UQ mobile契約者が別記 16 に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断又は制限を行うこと。
 - (5) UQ電子メール (別表 1 に定めるものをいいます。以下同じとします。)に係る通信 が著しくふくそうする場合に、UQ電子メールの配信を制限すること。
 - (6) UQ電子メールに係る通信において、多数のメールアドレスを指定して送信された UQ電子メールであって、そのUQ電子メールの宛先に実在しないメールアドレスが著 しく多いと当社が認めた場合に、そのUQ電子メールの配信を拒否すること。
 - (7) 契約者が送信したUQ電子メールについて、そのUQ電子メールの転送を継続して 行うことがUQ mobile通信サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認め た場合に、そのUQ電子メールの転送を停止すること。
- 2 当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮 その他UQ mobile通信サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。
- 第35条 当社は、前2条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行がなされていないと判断して、当社の電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。
- 第36条 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づくインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定さ

れた接続先との間の通信を制限することがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第37条 UQ mobile通信サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する基本 使用料、オプション機能使用料、通話料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料 及び電話リレーサービス料とします。
- 2 UQ mobile通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規 定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務)

- 第38条 UQ mobile契約者は、その課金開始日又は当社がオプション機能の提供を 開始した日から契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日までの期間(その 開始日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第 1表第1(基本使用料)及び第2(オプション機能使用料)に規定する料金(以下この条 において「料金」といいます。)の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に特段 の定めのある場合は、この限りでありません。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断などによりUQ mobileサービスを利用す ることができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、UQ mobile契約者は、その期間中の料金の支 払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、UQ mobile契約者は、その期間中の料金の支払い を要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、UQ mobile契約者は、次の場合を除き、UQ m obileサービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別 UQ mobile契約者の責めによらな → そのことを当社が認知した時刻以後の利用 い理由によりそのUQ mobileサー ビスを全く利用することができない状態 (その契約に係る電気通信設備による全て の通信に著しい支障が生じ、全く利用でき ない状態と同程度の状態となる場合を含み ます。)が生じた場合に、そのことを当社が 認知した時刻から起算して、24時間以上 その状態が連続したとき。

支払いを要しない料金

できなかった時間(24時間の倍数である部 分に限ります。)について、24 時間ごとに日 数を計算し、その日数に対応するそのUQ mobileサービスについての料金

- 3 前2項の規定に関わらず、UQ mobile契約者は、別表1(オプション機能)9 欄に規定する海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表第1表第2 (オプション機能使用料) に規定する料金の支払いを要します。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を 返還します。

(注) 基本使用料及びオプション機能使用料の日割りについては、料金表通則に定めると ころによります。

(通話料及びデータ通信料の支払義務)

- 第 39 条 契約者は、その契約者回線からの通話(その契約者回線の契約者以外の者が行った 通話を含みます。)について、別記 13 の規定により測定した通話時間又は送信回数と料金 表第 1 表第 3 (通話料) の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。
- 2 契約者は、その契約者回線との間のデータ通信(その契約者回線の契約者以外の者が行ったデータ通信を含みます。)について、別記 14 の規定により測定した情報量と料金表第 1 表第 4 (データ通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。
- 3 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定に関わらず、第 50 条 (相互接続 通信の料金の取扱い) に規定するところによります。
- 4 契約者は、通話料又はデータ通信料について、当社の機器(協定事業者の機器を含みます。)の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案 して当社が別記15に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

第 40 条 削除

(手続きに関する料金の支払義務)

第41条 UQ mobile契約者は、UQ mobile契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。 この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 42 条 UQ mobile契約者は、料金表第 1 表第 6 (ユニバーサルサービス料) に規 定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第 42 条の 2 UQ mobile契約者は、料金表第 1 表第 7 (電話リレーサービス料)に 規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

- 第43条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定に関わらず、契約者は、その 工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した 費用を負担していただきます。

第3節 料金の計算及び支払い

(料金の計算及び支払い)

第 44 条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところ によります。

(債権の譲渡)

- 第45条 UQ mobile契約者は、そのUQ mobile契約に基づき生じた全ての 債権(当社が他者から譲り受けた債権を含みます。)について、当社が特定事業者に譲渡す ることを承諾していただきます。
- 2 前項の譲渡に関して、UQ mobile契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。
- (1) UQ mobile契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が特定事業者に提供すること。
- (2) 特定事業者が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、特定事業者から当社へその旨の通知を受けること。
- 3 第1項の場合において、当社及び特定事業者は、UQ mobile契約者への個別の 通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(債権の買い戻し)

- 第 46 条 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、 特定事業者から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。
- 2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び特定事業者は、UQ mobil e 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(料金等の請求)

第 47 条 UQ mobile通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この 約款のほか、請求に関する当社の各規約等に定めるところによります。

第4節 預託金

(預託金)

- 第 47 条の 2 UQ mobile契約者は、次の場合には、UQ mobile通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。
 - (1) UQ mobile契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) 第27条(利用停止)第1項第1号又は第2号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
 - (3) 当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 2 預託金の額は、1 U Q m o b i l e 契約当たり 10 万円以内で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。

- 4 当社は、そのUQ mobile契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、そのUQ mobile契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。なお、この場合の返還額は、第1項及び第2項による預入額から、その返還のときより前にこの約款の規定によりそのUQ mobile契約に係る当社の債権に充当された額を控除した残余の額とします。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、UQ mobile契約者がそのUQ mobile契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。
- 6 当社は、UQ mobile契約の解除が契約移行又はau契約への番号移行に係るものである場合、そのUQ mobile契約に係る預託金について、前2項の規定に基づく返還に代え、新たに締結した契約に係る預託金として、当社のUQmⅡ約款又はau約款に基づき預け入れていただいたものとして取り扱います。

(買い戻しによる預託金の充当)

第 47 条の3 当社は、特定事業者が請求した料金その他の債務について、UQ mobile 契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、そのUQ mobile 契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権(その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。)を特定事業者から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 48 条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、 その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当 額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第49条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 収納手数料の負担等

(収納手数料の負担等)

第 49 条の 2 契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過した後支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。

区分	手数料の額		
1 2以外の場合	税抜額 300 円(税込額 330 円)		
(期日後料金支払手数料)			
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにお	収納代行機関が定める額		
いて支払う場合			

- 備考 次のいずれかに該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。
- (1) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。
- (2) その他当社が別に定める条件に該当するとき。

第7節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

- 第 50 条 契約者又は相互接続通信の利用者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めると ころにより相互接続通信に関する料金の支払いを要します。
- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又 は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、別記 22 又は別記 23 に定めるところによります。

第8節 特定事業者に係る債権の取扱い

(特定事業者が提供するローミングに係る債権の譲受等)

- 第50条の2 UQ mobile契約者は、UQmI約款に規定するローミングの利用により生じた債権を当社が特定事業者から譲り受け、その債権額をUQ mobileサービスの料金に合算して請求することを承諾していただきます。
- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を、UQ mobileサービスの料金 とみなして取り扱います。
- 3 第1項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の 請求を省略するものとします。
- 4 第1項の規定により特定事業者から譲り受けた債権については、第48条(割増金)、第49条(延滞利息)、第49条の2(収納手数料の負担等)及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(ローミングに係る債権の譲渡等)

- 第50条の3 ローミング契約者は、ローミングの利用により生じた債権を、ローミングに係る他網相互接続通信に関する協定事業者の承諾が必要な場合にはその承諾を得て、当社が特定事業者に譲渡することを承諾していただきます。この場合、当社が譲渡する債権額は、別記13の規定により測定した通話時間又は送信回数と料金表第1表第3(通話料)の規定とに基づいて算定した額(当社が別に定める電気通信番号を使用して行った相互接続通信により生じた債権にあっては、その電気通信番号に係る他網相互接続通信に関する当社又は協定事業者の契約約款等の定めにより算定した額)とします。
- 2 前項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。
- 3 第1項の規定により譲渡する債権の取扱いについては、第48条(割増金)、第49条(延滞利息)、第49条の2(収納手数料の負担等)及び料金表通則の規定に関わらず、UQm I約款に定めるところによります。

(UQ mobile通信サービスの料金等に係る債権の譲渡等)

- 第50条の4 契約者は、UQ mobile通信サービスの料金その他の債権を、当社が特定事業者に譲渡することを承認していただきます。
- 2 前項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 契約者は、当社が特定事業者に譲渡した債権に係る債務が、特定事業者が定める期日までに支払われないときは、当社が特定事業者から、その契約者回線に係る氏名、住所、電話番号及びその債務の支払状況等の通知を受けることを承認していただきます。
- 4 第1項の規定により譲渡する債権については、第48条(割増金)、第49条(延滞利息)、 第49条の2(収納手数料の負担等)及び料金表通則の規定に関わらず、特定事業者のUQ m I 約款等に定めるところによります。

第 10 章 保守

(契約者の維持責任)

- 第 51 条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件(昭和 60 年郵政省令第 31 号)などに適合するよう維持していただきます。
- 2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備 (移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信 設備 (移動無線装置に限ります。)を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

- 第52条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定MNO事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社又は特定MNO事業者が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

- 第53条 当社は、UQ mobile通信サービスに係る電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、 第33条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次 の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順 位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により 定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
	気象機関に提供されるもの
	水防機関に提供されるもの
	消防機関に提供されるもの
	災害救助機関に提供されるもの
4	秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの
I	防衛に直接関係がある機関に提供されるもの
	海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの
	輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
	通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの
	電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの
	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの
2	ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの

	選挙管理機関に提供されるもの
	新聞社等の機関に提供されるもの
	金融機関に提供されるもの
	その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供される
	もの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第54条 当社は、当社又は特定MNO事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

- 第55条 当社は、UQ mobile通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その原因が協定事業者の責めに帰すべき理由による接続専用回線の障害であるときを含みます。)は、そのUQ mobile通信サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、UQ mobile通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUQ mobile通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金
 - (2) 料金表第1表第2(オプション機能使用料)に規定する料金(海外ローミング機能に係るものを除きます。)
 - (3) 料金表第1表第2(オプション機能使用料)に規定する海外ローミング機能に係る料金(UQ mobile通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均オプション機能使用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
 - (4) 料金表第1表第3(通話料)に規定する料金(UQ mobile通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通話料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に 準じて取り扱います。
- 4 前3項の規定に関わらず、当社は、UQ mobile通信サービスの提供をしなかったことの原因が本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、そのUQ mobile通信サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。
- 5 当社は、UQ mobile通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は 重大な過失によりその提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。
- 6 前5項の規定のほか、当社は、当社の責めに帰すべき理由により、別表1 (オプション機能)に規定するオプション機能の利用に際し送受信又は蓄積された情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害が生じたときは、1料金月のオプション機能使用料(オプション機能使用料の定めがないものについては、その契約者回線に係る基本使用料とします。)を上限として賠償します。ただし、この約款で別段の定めがある場合はこの限りでありません。

(免責)

- 第56条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下 この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等 に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契 約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなく なったときは、当社は、その改造等に要する費用に限り負担します。

第 12 章 雑則

(発信者番号通知)

第 57 条 契約者回線からの通話(当社が別に定めるものに限ります。)又はSMS送信(SMS(SMS) といいます。以下同じとします。)をいいます。以下同じとします。)の送信をいいます。以下同じとします。)の送信をいいます。以下同じとします。)については、その電話番号をその通話の着信のあった又はSMSを受信した契約者回線等へ通知します。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りでありません。

(緊急通報に係る情報通知)

- 第58条 当社は、契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)から電気通信番号規則別表第12号に規定する電気通信番号を用いて行う通話(以下、この条において「緊急通報通話」といいます。)が行われる場合、その端末設備がその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。
- 2 当社は、契約者回線からの緊急通報通話(その発信に先立ち、「184」をダイヤルして行うものを除きます。)については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。ただし、下表の2欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先	
1 発信を行った契約者回線に係る電話番	その緊急通報通話の着信のあった契約者回	
号	線等	
2 その契約者回線に接続された移動無線	その緊急通報通話の着信のあった警察機	
装置の所在する位置に関する情報(その	関、海上保安機関又は消防機関	
移動無線装置が接続されている無線基地		
局設備に係る情報又は前項により当社が		
その契約者回線から取得した情報に基づ		
き計算した緯度及び経度の情報をいいま		
す。)及びその契約者回線に係る電話番号		

3 当社は、電話番号又は移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に 通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第55条(責任の制限)の規 定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(承諾の限界)

第59条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

2 前項の規定によるほか、当社は、契約者が、当社が別に定める回数を超え1の料金月内

に同一の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

(利用に係る契約者の義務)

第60条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行 為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある 行為を行わないこと。
- (4) 端末設備、自営電気通信設備又はSIM等に登録されている電話番号その他の情報 を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
- (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でUQ mobile通信サービスを利用しないこと。なお、別記 16 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
- (6) 位置情報(端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報(端末設備等規則(昭和60年 郵政省令第31号)に規定する位置登録制御に係るものを除きます。)をいいます。以下同 じとします。)を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所 持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措 置を講じること。
- (7) 次条に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシー を侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- (8) 削除
- (9) 契約者が青少年(年齢が満 18 歳未満の者をいいます。以下同じとします。)であるとき及び青少年にUQ mobile通信サービスを利用させるときは、特段の事情がない限り、当社の提供するフィルタリングサービス(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別することにより、インターネットを介した有害情報等の閲覧を制限するためのサービスをいいます。以下同じとします。)を使用すること。
- 2 当社は、次条に規定する登録利用者その他契約者以外の者によるUQ mobile通信サービスの利用において、前項までの規定に反する事由が生じた場合、その契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。
- 3 契約者は、第1項第6号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- 4 前3項のほか、契約者は、当社が氏名、住所等の契約者(次条に規定する利用者登録を 行っている場合は、登録利用者を含みます。)の情報及び契約内容の確認のために当社所定 の書類の提出を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

(利用者登録)

- 第61条 UQ mobile契約者(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)であるものを除きます。以下この条において同じとします。)は、当社所定の方法により、そのUQ mobile契約に係るUQ mobileサービスを主に利用する者(そのUQ mobile契約者の親族又は生計を同じくしている者であって、当社が別に定める基準に該当する者に限ります。)の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、その氏名及び生年月日とします。
- 2 UQ mobile契約者は、青少年にUQ mobileサービスを利用させるときは、その利用に先立って利用者登録を行っていただきます。
- 3 UQ mobile契約者は、利用者登録を行うときは、その登録利用者の氏名、住所 又は居所及び生年月日並びにUQ mobile契約者との続柄等を当社が確認するため の書類を提示していただきます。
- 4 UQ mobile契約者は、次の事項について、登録利用者となる者の承諾を得た上で登録していただきます。
 - (1) その契約者回線に係るUQ mobileサービスの利用の一時中断、UQ mobile契約の解除、基本使用料の料金種別の選択又はオプション機能の利用の請求若しくは廃止その他のUQ mobile契約に関する請求は、この約款又は料金表に特段の定めがある場合を除き、UQ mobile契約者の意思表示に基づき行うこと。
 - (2) UQ mobile契約者がUQ mobileサービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合は、第27条(利用停止)の規定に基づきUQ mobile契約の解除)の規定に基づきUQ mobile契約の解除を受けることがあること。
 - (3) 登録利用者が行う通信についても、当社が第58条(緊急通報に係る情報通知)の規定に基づく取扱いを行うこと。
 - (4) UQ mobile契約者からの申出により登録利用者の変更が行われること及び変更前の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は通信明細の発行について、変更後の登録利用者に係る料金その他の債務の請求又は通信明細の発行と合わせて行われることがあること。
 - (5) 登録利用者が利用する端末設備、行う通信、登録利用者の情報についても、第65条 の2(位置情報等の匿名化利用)の規定に基づく匿名化利用を行うこと。

(特定事業者が提供するローミングの利用等)

- 第 61 条の2 UQ mobile契約者は、UQm I 約款の規定に基づき、特定事業者が提供するローミングに係る契約を特定事業者と締結していることとなります。
- 2 当社は、特定事業者から請求があったときは、UQ mobile契約者の氏名、住所、 電話番号及び料金の支払状況等を通知することがあります。

(特定事業者の電話サービス等契約約款における電話利用契約の締結)

第61条の3 UQ mobile契約者(料金表第1表第1(基本使用料)に規定するデュアルサービスを利用している者に限ります。)は、特定事業者の電話サービス等契約約款の規定に基づき特定事業者と特定第2種一般電話契約を締結していることとなります。ただし、UQ mobile契約者からその電話利用契約を締結しない旨の意思表示があった

ときは、この限りでありません。

(他の電気通信事業者への通知)

- 第62条 当社は、中継事業者から請求があったときは、UQ mobile契約者(その中継事業者の契約約款等により電気通信サービス(その契約者回線から本邦外に設置された電気通信設備への通信を提供するものであって、別記29に規定する事業者識別番号(電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)に係るものに限ります。)の提供を受けている者又はその申込みをした者に限ります。)の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。
- 2 UQ mobile契約者は、第15条(UQ mobile契約者が行う契約の解除) 又は第16条(当社が行うUQ mobile契約の解除)の規定に基づきUQ mobile契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」といいます。)に定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 3 契約者は、第27条(利用停止)第1項第6号の規定に基づきUQ mobile通信サービスの利用を停止されたことがある場合は、プライバシーポリシーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 4 UQ mobile契約者は、第16条(当社が行うUQ mobile契約の解除)第2項の規定に基づき契約の解除を受けたことがある場合又は第27条(利用停止)第1項第10号の規定に基づきUQ mobile通信サービスの利用を停止されたことがある場合(いずれの場合においても、第60条(利用に係る契約者の義務)第1項第5号の規定に違反した場合(専ら別記16(1)に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合に限ります。)に限ります。)は、プライバシーポリシーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 5 UQ mobile契約者は、その契約者回線からのSMS送信について、そのSMSを受信した他網契約者回線に係る契約を締結している者からの申告に基づき、その他網契約者回線に係る電気通信事業者が定める禁止行為(この約款の別記 16 に定める禁止行為に相当するものをいいます。)に抵触すると判断した場合は、その電気通信事業者がプライバシーポリシーに定める電気通信事業者に、プライバシーポリシーに定める情報を通知することに、あらかじめ同意するものとします。
- 6 UQ mobile契約者は、その契約者回線からのUQ電子メールの送信について、そのUQ電子メールを受信した他網契約者回線に係る契約を締結している者からの申告に基づき、その他網契約者回線に係る電気通信事業者が定める禁止行為(この約款の別記 16に定める禁止行為に相当するものをいいます。)に抵触すると判断した場合は、その電気通信事業者がプライバシーポリシーに定める電気通信事業者にプライバシーポリシーに定める情報を通知することに、あらかじめ同意するものとします。
- 7 UQ mobile契約者は、第16条(当社が行うUQ mobile契約の解除)第2項の規定に基づき契約の解除を受けたことがある場合又は第27条(利用停止)の規定に基づUQ mobile通信サービスの利用を停止されたことがある場合(いずれの場合においても、第27条第1項第11号の規定によるものに限ります。)は、プライバシーポリ

シーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を 当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第63条 契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、那覇地方裁判所を第一審の専属的 合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第64条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第65条 当社は、契約者に係る氏名、名称、生年月日、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等の情報を、当社及び協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社及び協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。なお、UQ mobile通信サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(位置情報等の匿名化利用)

- 第65条の2 当社は、通信の秘密に該当する位置情報(通信の場所、日時及び端末識別符号に限ります。以下この条において同じとします。)、契約者等(契約者及び登録利用者をいいます。以下この条において同じとします。)の情報(市区町村名までの住所、年齢、性別その他当社が『「十分な匿名化」により加工した位置情報の活用』として掲示するWEBサイト(以下「匿名位置情報に関するWEBサイト」といいます。)に定める情報に限ります。以下この条において「契約者等情報」といいます。)について、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める利用目的のために、その時点での技術水準では契約者等を再特定又は再識別することが極めて困難といえる程度に匿名化を行った上で利用します。
- 2 当社は、前項に定める位置情報及び契約者等情報について、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める利用目的の範囲で、官公庁、公共団体、一般企業等の第三者に提供することがあります。
- 3 契約者等は、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める方法により、前2項に定める 取扱い(以下「匿名化利用」といいます。)を停止する申出を行うことができます。
- 4 位置情報及び契約者等情報の匿名化の方法等、匿名化利用に係るその他の事項について は、匿名位置情報に関するWEBサイトにおいて定めます。

(電話番号案内)

第66条 当社は、別記25に定める電話番号案内事業者が提供する電話番号案内への接続(以下「電話番号案内接続」といいます。)により電話番号を案内します。ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りでありません。

(電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等)

第 67 条 電話番号案内接続に係る通話を行った契約者回線の契約者は、料金表第 1 表第 3

(通話料)に規定する電話番号案内料及び電話番号案内接続に係る通話料の支払いを要します。

2 当社は、電話番号案内料を通話料とみなして取り扱います。

(提供条件書等)

- 第68条 当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、UQmobile通信サービス及び付随サービスを提供します。
- 2 当社は、この約款のほか、当社の a u 約款に定めるサービス及び取扱い等 (当社が別に 定めるものに限ります。)と同等のものを提供します。

(法令に規定する事項)

- 第69条 UQ mobile通信サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
- 2 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項又は当該事項に関連する内容については、 別記 18 から別記 20 に定めるところによります。

(閲覧)

第70条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(UQ mobile通信サービスの廃止)

- 第71条 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、UQ mobile通信サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は所定のWEBサイトに掲示する等の方法により、その旨を契約者に周知します。
- 2 当社は、前項の規定によりUQ mobile通信サービスの全部を廃止するときは、 事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等をUQ mobile契 約者に通知します。
- 3 当社は、第1項の規定によりUQ mobile通信サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(料金の計算方法など)

1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

•	当社は、行业での他の計算について、久衣に就たするとのうとしよう。		
	区分	計算方法	
	(1) (2)以外のもの	この約款に規定する税抜額(消費税相当額	
		を加算しない額をいいます。以下同じとし	
		ます。)により行います。	
	(2) 海外ローミング機能に係るオプショ	この約款に規定する額により行います。	
	ン機能使用料、国際通話に関する料金又		
	は国際SMS送信(別表1(オプション		
	機能)9欄に規定する国際SMS送信を		
	いいます。以下同じとします。)に関する		
	料金(通話料に限ります。)		

- 2 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金のうち、基本使用料、オプション機能 使用料、通話料、データ通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料 金月(その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料について は、その通話を終了した日を含む料金月とします。)に従って計算します。ただし、当社が 必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 3の2 当社は、基本使用料の料金種別の変更(第7項に定める国内通話定額の種類変更等 又は通話パック(60分/月)の適用の開始若しくは廃止等当社所定の取扱いに係るものを 含みます。)又は契約移行(第2種デュアルサービスに係るもの限ります。)があった場合、 その日に変更前又は契約移行前に行った通話又はデータ通信に関する料金については、変 更後又は契約移行後に適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算しま す。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りでありません。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 4 当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金に ついては、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本 使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りでありません。

5 当社は、通話料については、通信の種類に関わらず、その全ての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料の料金種別の取扱い)

6 特段の定めがある場合を除き、次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表の右欄に定める基本使用料の料金種別の総称をいいます。

用語	基本使用料の料金種別	
くりこしプラン	くりこしプランS(V)、くりこしプランM(V)、くりこし	
	プランL(V)	
スマホプラン	スマホプランS(V)、スマホプランM(V)、スマホプラン	

	L (V)、スマホプランR (V)
ぴったりプラン	ぴったりプランS(V)、ぴったりプランM(V)、ぴったり
	プランL(V)
おしゃべりプラン	おしゃべりプランS(V)、おしゃべりプランM(V)、おし
	ゃべりプランL(V)
UQおはなしプラン	UQおはなしプランS(V)、UQおはなしプランM(V)、
	UQおはなしプランL(V)
データ高速プラン等	くりこしプラン、スマホプラン、ぴったりプラン、おしゃべり
	プラン、UQおはなしプラン、データ高速プラン(V)、デー
	タ高速+音声通話プラン(V)、データ高速プラン
データ無制限プラン等	データ無制限+音声通話プラン(V)、データ無制限プラン、
	データ無制限プラン(V)

備考 上欄に定める基本使用料の料金種別は、デュアルサービスについては第1種デュアルサービス及び第2種デュアルサービスの基本使用料の料金種別、シングルサービスについては第1種シングルサービス及び第2種シングルサービスの基本使用料の料金種別を示します。

(基本使用料の日割)

- 7 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料及びオプション機能使用料のうち月額で 定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数(第5号については、第38条(基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務)第2項第3号の表に 規定する基本使用料及びオプション機能使用料の支払いを要しないとする日数とします。) に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の起算日以外の日に契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日にUQ mobile契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にそのUQ mobile契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日に、第2種デュアルサービスの契約者回線について、国内 通話定額(第3(通話料)1(適用)(7)に定める取扱いをいいます。以下同じとしま す。)の適用の開始若しくは廃止又はその種類の変更(以下「国内通話定額の種類変更等」 といいます。)があったとき。
 - (5) 料金月の起算日以外の日に、第2種デュアルサービスの契約者回線について、通話パック(60分/月)(第3(通話料)1(適用)(8)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用の開始又は廃止があったとき。
 - (6) 料金月の起算日以外の日に、第2種デュアルサービスの契約者回線について、増量 オプション(第3(データ通信料)1(適用)(4)に定めるものをいいます。以下同じ とします。)の適用の開始又は廃止があったとき。
 - (7) 料金月の起算日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (8) 第38条(基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務)第2項第3号の表の規 定に該当するとき。

- (9) 第3項の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 8 前項(第9号を除きます。)までの規定による月額料金の日割は、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第38条(基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 9 第7項第9号の規定による月額料金の日割は、変更後の料金月に含まれる日数により行います。
- 10 第 55 条 (責任の制限) 第 2 項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定に当たっては、第 5 項及び第 7 項の規定に準じて取り扱います。
- 10 の2 第2種デュアルサービスに係るUQ mobile契約の番号移行があった場合、番号移行があった日を含む料金月(以下この項において「番号移行月」といいます。)のUQ mobile契約に係る月額で定める料金(基本使用料又はオプション機能使用料以外であって、当社所定のものに限ります。以下この項において「特定月額料」といいます。)について、当社所定の方法により、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間に係る日数に応じて日割りします。

起算開始日	番号移行月の初日(その料金月において、特定月額料に係るサービスの提供を開始した場合はその日とします。)
起算終了日	番号移行日の前日(特定月額料に係るサービスの提供を開始した日と番号移行日が同一の日である場合は、その日とします。)

(消費税相当額の加算)

- 11 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき 計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、次の各号に掲げる料金につい ては、この限りでありません。
 - (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料
 - (2) 国際通話に関する料金
 - (3) 国際SMS送信に関する料金(通話料に限ります。)
 - (注) 本項により計算された支払いを要する額は、この約款に定める税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

(端数処理)

12 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(一括請求)

- 13 当社は、UQ mobile契約者(契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるものに限ります。)から申込みがあったときは、そのUQ mobile契約者が指定した複数の契約者回線に係る料金その他の債務を一括して請求する取扱い(以下「一括請求」といいます。)を行います。
- 14 UQ mobile契約者は、一括請求に係る申込みをするときは、当社所定の申込書

を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。

- 15 当社は、次のいずれかに該当するときは、前項の申込みを承諾しません。
 - (1) その申込みにおいて指定された契約者回線の契約者名義が全て同一でないとき。
 - (2) その契約者回線がそのUQ mobile契約者以外の者(そのUQ mobile 契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

 - (4) その申込みが第2種デュアルサービス又は第2種シングルサービスに係るものであるとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(料金等の支払い)

- 16 料金及び工事に関する費用の支払いについては、以下のとおりとします。
 - (1) UQ mobile契約者は、料金等の支払いについて、あらかじめ別記 31 に規定する支払方法のいずれかを選択していただきます。ただし、当社は、別記 31 に定める支払方法であっても当社の判断によりその選択を拒むことができるものとします。
 - (2) UQ mobile契約者は、料金等について、当社が定める期日までに、前号の 規定により選択した支払方法により支払っていただきます。
 - (3) 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
 - (4) UQ mobile契約者は、当社が必要と判断したときは、2月以上の料金等を、 当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただきます。

(払込取扱票の発行等)

- 17 当社は、UQ mobile通信サービスに係る料金その他の債務について支払期日を 経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務 を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払 いの事実を確認できないときを含みます。)は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機 関等における料金等の支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取扱いを行います。
- 18 UQ mobile契約者は、前項の規定に該当することとなったときは、料金表第3表(付随サービスに関する料金等)に規定する払込取扱票発行手数料の支払いを要します。

(窓口払込みの取扱い等)

- 19 当社は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない場合(手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。)又はUQ mobile通信サービスに係る料金その他の債務の支払方法について不正利用若しくは不正登録等、不当な行為のおそれがあると当社が判断した場合等当社所定の事由に該当するときは、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票及び請求書の発行並びにその他必要な取扱いを行います。
- 20 UQ mobile契約者は、アの規定に該当したときは、料金表第3表(付随サービスに関する料金等)に規定する窓口取扱手数料の支払いを要します。

(期限の利益喪失)

- 21 UQ mobile契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び特定事業者に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。
 - (1) UQ mobile契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
 - (2) UQ mobile契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始 その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
 - (3) UQ mobile契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) UQ mobile契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) UQ mobile契約者の所在が不明であるとき。
 - (6) UQ mobile契約者が預託金を預け入れないとき。
 - (7) その他UQ mobile契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
- 22 UQ mobile契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにUQ mobile通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(料金などの臨時減免)

- 23 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定に関わらず、 臨時に、その料金及び工事に関する費用を減免することがあります。
- 24 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、 そのことを周知します。

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第38条(基本使用料及びオプション機能使用料の支

基本使用料の適用については、第 38 条 (基本使用料及びオプション機能使用料の支			
払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。			
	基本使用	用料の適用	
(1) UQ mo	ア UQ mobil	e サービスには、次の種類があります。	
b i l e サービ	種類	内容	
スの種類等	デュアルサービス	通話及びデータ通信が利用可能なもの	
	シングルサービス	データ通信のみ利用可能なもの	
	イ デュアルサービス	スには、次の種類があります。	
	種類	内容	
	第1種デュアルサ	5 G基地局設備との間に電気通信回線を設	
	ービス	定して提供するUQ mobile通信サ	
		ービスを利用することができないもの	
		第1種デュアルサービス以外のもの	
	ービス		
		スには、次の種類があります。 	
	種類	内容	
		5 G基地局設備との間に電気通信回線を設	
	ービス	定して提供するUQ mobile通信サ	
	th - 1 - 1 - 1 - 1	一ビスを利用することができないもの	
	第2種シングルサ ービス	第1種シングルサービス以外のもの 	
	<u> </u>		
	bileサービスの種類については、そのUQ mobile契		
	約の申込みと同時に接続の請求があった端末設備に応じて当社が		
	提示する種類の中から選択していただきます。		
	オ UQ mobile契約者は、アからウに規定するUQ mo		
	bileサービスの種類の変更の請求を行うことができません。		
	カ ローミングには、UQ mobileサービスと同一の種類が		
	あります。		
		スに係るUQ mobile契約者は、端末設	
	備の変更(当社が別	川に定めるサービス取扱所において行う、その	
	契約者回線に接続す	ける端末設備の変更をいいます。以下同じとし	
	ます。) の請求を行	う場合、同時に契約移行を行っていただきま	
	す。		
(1) Ø 2 U Q	UQ mobilet	ナービスの利用月数は、そのUQ mobil	
mobileサ	e サービスに係る利用	月開始月からその料金月(契約解除があったと	
ービスの利用月	きは、その契約解除F	日の前日を含む料金月までとします。) までの月	
数	数を通算したものとし	します。	
(2) 基本使用料		UQ mobileサービスの種類及び使用	
の料金種別の選		-ド種別に応じて、次の料金種別があります。	
択	(ア) 第1種デュア	プルサービスに係るもの	

区分	基本使用料の料金種別
第2種SIMカー	くりこしプランS(V)
ドに係るもの	くりこしプランM(V)
	くりこしプランL (V)
	スマホプランS(V)
	スマホプランM(V)
	スマホプランL(V)
	スマホプランR(V)
	ぴったりプランS(V)
	ぴったりプランM(V)
	ぴったりプランL(V)
	おしゃべりプランS(V)
	おしゃべりプランM(V)
	おしゃべりプランL(V)
	UQおはなしプランS(V)
	UQおはなしプランM (V)
	UQおはなしプランL (V)
	データ高速+音声通話プラン(V)
/ / \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	データ無制限+音声通話プラン(V)
	プルサービスに係るもの ************************************
区分	基本使用料の料金種別
ポン惺SIMカー ドに係るもの	くりこしプランS(V) くりこしプランM(V)
こうできること	くりこしプランL (V)
	スマホプランS(V)
	スマホプランM(V)
	スマホプランL(V)
	スマホプランR(V)
	ぴったりプランS(V)
	ぴったりプランM(V)
	ぴったりプランL (V)
	おしゃべりプランS(V)
	おしゃべりプランM(V)
	おしゃべりプランL(V)
	データ高速+音声通話プラン(V)
	データ無制限+音声通話プラン(V)
(ウ) 第1種シンク	ブルサービスに係るもの
区分	基本使用料の料金種別
第1種SIMカー	
	データ無制限プラン
	データ高速プラン(V)
	データ無制限プラン(V)
	ブルサービスに係るもの
区分	基本使用料の料金種別

第2種SIMカー	データ高速プラン(V)
ドに係るもの	

イ削除

ウ UQ mobile契約者は、基本使用料の料金種別を変更す るときは、そのことをサービス取扱所に申し込んでいただきま す。

ただし、デュアルサービスにおいて申し込むことができる基本 使用料の料金種別の変更は、同一のUQ mobileサービス の種類において、次表の左欄に定めるものからそれぞれ同表の右 欄に定めるものへの変更のみとします。

変更前の基本使用料の料金種別	変更先の基本使用料の料金種別	
くりこしプラン	くりこしプラン	
ぴったりプラン、おしゃべりプ	ぴったりプラン、おしゃべりプ	
ラン、UQおはなしプラン	ラン、UQおはなしプラン	
データ高速+音声通話プラン	データ無制限+音声通話プラン	
(V)	(V)	
データ無制限+音声通話プラン	データ高速+音声通話プラン	
(V)	(V)	

エ ウの場合において、申込み可能な料金種別は、その契約事務を 行うサービス取扱所により異なります。

才 削除

- カ 当社は、ウの申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾 した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別によ る基本使用料を適用します。ただし、業務の遂行上やむを得ない ときは、この限りでありません。
- キ UQ mobile契約者は、基本使用料の料金種別の変更の 申込みを行った後、同一料金月内においてSIMカード変更の申 込みを行うことはできません。
- ク 当社は、SIMカード変更の申込みを承諾したときは、アの規 定に関わらず、UQ mobile契約者が変更後のSIMカー ドの利用に必要な登録を行った日(以下「SIMカード変更日」 といいます。)を含む料金月(以下「SIMカード変更月」といい ます。)の末日までの間、現に選択されている料金種別を継続して 適用するものとし、その翌料金月の到来をもってそれぞれ下表の 右欄の料金種別へ変更するものとします。

ただし、UQ mobile契約者からウの申込みがあった場 合は、カに定めるところによります。

現に選択されている料金種別	変更後の料金種別
データ高速プラン	データ高速プラン(V)
データ無制限プラン	データ無制限プラン(V)

(3) 国内話定額 | 第2種デュアルサービスの契約者回線について、国内通話定額又は 等の適用を受け「通話パック(60分/月)の適用を受けている場合、2(料金額)に る契約者回線に |規定する料金額に次表に定める料金額を加算した額を、その契約者 係る基本使用料 回線に係る基本使用料として取り扱います。

の適用	1:	契約者回線ごとに月額
	区分	料金額
	E	税抜額(税込額)
	かけ放題(10 分/回)	700円(770円)
	かけ放題 (24 時間いつでも)	1,700円(1,870円)
	通話パック (60 分/月)	500円(550円)
	<u> </u>	000 1 (000 1)
(4) 増量オプシ	第2種デュアルサービスの契約者回線につい [・]	て、増量オプションの
ョンの適用を受	適用を受けている場合、2(料金額)に規定	
ける契約者回線	める料金額を加算した額を、その契約者回線	に係る基本使用料とし
に係る基本使用	て取り扱います。	
料の適用	1	契約者回線ごとに月額
	料金額	
	税抜額 500 円(税込額 550	円)
(5) 削除	削除	
(6) 削除	削除	
(7) 削除	削除	
(8) UQ家族割	ア UQ家族割(以下この欄において「本書	
の適用	は、UQ家族割グループ(本割引を選択す	-
	m I 約款に定めるUQ家族割を選択する回	
	てこれらを合わせて「割引選択回線」とい	
	れる回線群をいいます。以下同じとします。	
	線(くりこしプランの適用を受けているもの	
	親回線に指定されたものを除きます。)についた。	
	を上限として基本使用料(第2種デュアル・ については、利用料金(この約款の規定に。	
	こういては、利用料金(この利款の規定に ととされるUQ mobile通信サービ)	
	bile通信サービスの料金(基本使用料、	
	料(海外ローミング機能に係るものを除き)	
	際通話及び国際SMS送信に係るものを除	
	及び当社が別に定める料金をいいます。以	
	いて同じとします。)とします。)の割引を行	
		契約者回線ごとに月額
	区分	料金額
		税抜額(税込額)
	割引額	500円(550円)
	イ 本割引は、UQ mobileサービス	スの契約者回線であっ
	て、くりこしプラン、スマホプラン、ぴっ	たりプラン、おしゃべ
	りプラン又はUQおはなしプラン(以下この	の欄において「対象プ
	ラン」と総称します。)の適用を受けている	ものに限り選択するこ
	とができます。	
	ウ UQ mobile契約者は、新たにU	
	成しようとするときは、そのUQ家族割グル	ループを代表する1の

割引選択回線(以下この欄において「親回線」といいます。)を指定していただきます。

- エ 割引選択回線の追加その他の手続きは、代表契約者(当社又は 特定事業者から親回線の提供を受けるための契約を締結している 者をいいます。以下この欄において同じとします。)がその親回線 に係るUQ mobile契約の締結先である当社又は特定事業 者に対して行うものとします。この場合、代表契約者は、その手 続きに関する一切の責任を負っていただきます。
- オ 当社は、ウ又はエの規定により本割引の適用の申出があったと きは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾しま す。
 - (ア) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。
 - (イ) その契約者名義が代表契約者と異なる場合であって、当社 が別に定める基準に適合していないとき。
 - (ウ) そのUQ家族割グループを構成する割引選択回線の数が2 以上10以下とならないとき。
 - (エ) その契約者回線が他のUQ家族割グループに所属している とき。
 - (オ) その契約者回線がUQ mobile契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
 - (カ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- カ 本割引の適用は、当社がその申出を承諾した日を含む料金月の 翌料金月から開始します。
- キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、次の いずれかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。
 - (ア) 代表契約者 (第2種デュアルサービスの契約者回線については、そのUQ mobile契約者とします。)から本割引の適用を廃止する申出があったとき。
 - (イ) そのUQ mobile契約の解除があったとき。
 - (ウ) 対象プラン以外の料金種別への変更があったとき。
 - (エ) その他才に規定する条件を満たさなくなったとき。
- ク 当社は、親回線がUQ家族割グループに属さなくなった場合であって、その親回線に係るUQ mobile契約の締結先である当社又は特定事業者が指定する期日までに、その代表契約者から当該UQ家族割グループに係る親回線の変更の申出がなかったときは、そのUQ家族割グループを構成する全ての子回線(UQ家族割グループを構成する契約者回線であって、親回線に指定されたもの以外をいいます。以下この欄において同じとします。)について本割引の適用を廃止します。
- ケ 本割引の適用を廃止する場合の取扱いについては、次のとおり とします。
 - (ア) 第1種デュアルサービスに係るもの その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料に ついて、本割引の適用の対象とします。

(イ) 第2種デュアルサービスに係るもの		
区分	本割引の適用	
1 2以外により本割引	その事由が生じた日を含む料金月の末	
の適用を廃止したと	日までの利用料金について、本割引の	
き。	適用の対象とします。	
2 キの(ア)又はクの規	その事由が生じた日を含む料金月以降	
定により本割引を廃止	の当社所定の日までの利用料金につい	

コ UQ mobile契約者は、割引選択回線について、当社が 事業法第 26 条の2第1項の規定に基づく書面を交付するとき は、その属するUQ家族割グループの代表契約者を通じて受け取 っていただく場合があることにあらかじめ同意していただきま す。

| て、本割引の適用の対象とします。

- サ イの規定に関わらず、UQ mobile契約者は、第2種デュアルサービスの契約者回線について、本割引の適用を新たに申込むことはできません。
- シ 本割引の適用受けている第2種デュアルサービスの契約者回線 について、指定回線契約の変更の申出を行うことはできません。

(9) ギガMAX月割の適用

ア ギガMAX月割(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、UQ mobile契約者が特定電気通信サービス(提携事業者(当社が別に定める電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。)が提供する電気通信サービスのう当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)の提供を受けている場合に、そのUQ mobile契約を受けるための契約をいい、そのUQ mobile契約者が現に提携事業者との間で締結しているものに限ります。以下この欄において同じとします。)が(ア)に定める割引要件のいずれも満たしている料金月において、そのUQ mobileの契約者回線について、(イ)に定める割引額を上限として基本使用料(第2種ブュアルサービスの契約者回線については、利用料金とします。)の割引を行うことをいいます。

(ア) 割引要件

したとき。

指定回線契約の種別	割引要件
特定WiMAX+サービス(提	①UQ mobile契約にお
携事業者が無線設備規則第 49	いて、スマホプラン、ぴった
条の29又は第49条の29の2	りプラン、おしゃべりプラン
に定める条件に適合する無線基	又はUQおはなしプランの適
地局設備を使用して提供する電	用を受けていること。
気通信サービスのうち当社が別	②特定WiMAX2+サービス
に定めるものをいいます。以下	に係る指定回線契約におい
この欄において同じとします。)	て、当社が別に定める料金種
の場合	別の適用を受けていること。
特定固定通信サービス(特定W	①UQ mobile契約にお
i MAXサービス以外の特定電	いて、スマホプランの適用を

気通信サービスをいいます。以 下この欄において同じとしま | ②特定固定通信サービスに係る す。)の場合

受けていること。

指定回線契約において、当社 が別に定める料金種別の適用 を受けていること。

(イ) 割引額

1契約者回線ごとに月額

UQ mobile契約の料金種別	料金額
	税抜額(税込額)
ぴったりプラン、おしゃべりプラン又は	300円(330円)
UQおはなしプラン	
スマホプラン	500円(550円)

- イ 本割引は、UQ mobileサービスの契約者回線であっ て、くりこしプラン、スマホプラン、ぴったりプラン、おしゃべ りプラン又はUQおはなしプラン(以下この欄において「対象プ ラン」と総称します。)の適用を受けているものに限り選択するこ とができます。
- ウ 本割引を選択するUQ mobile契約者は、当社が別に定 めるところにより1の指定電話番号(指定回線契約ごとに提携事 業者が割り当てた電話番号をいいます。以下この欄において同じ とします。)を指定して当社に申し出ていただきます。
- エ 当社は、ウの規定により本割引の適用の申出があったときは、 次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - (ア) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認め るものを含みます。) であるとき。
 - (イ) 指定電話番号が特定電気通信サービスで使用されているも のでないとき。
 - (ウ) 特定WiMAXサービスが指定された申込みにあっては、 その指定電話番号に係る指定回線契約とUQ mobile契 約の契約者氏名(カナ)及び生年月日が一致しないとき。
 - (エ) 特定固定通信サービスが指定された申込みにあっては、そ の指定電話番号に係る指定回線契約とUQ mobile契約 の契約者氏名(カナ)が一致しないとき。
 - (オ) 指定電話番号が既に他のUQ mobile契約へ本割引 を適用するために指定されているものであるとき。
 - (力) その契約者回線がUQ mobile契約者以外の者の用 に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
 - (キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- オ 当社は、エの承諾をした日を含む料金月(その料金月に特定電 気通信サービスの提供を開始していなかった場合は、その提供が 開始された料金月とします。)の翌料金月以降、その初日にアの (ア)に定める割引要件を満たしている料金月の基本使用料(第2 種デュアルサービスの契約者回線については、利用料金としま す。)を割り引きます。
- カ 本割引の適用の申出を行った契約者回線が(8)に定めるUQ家

族割グループに所属する子回線の場合は、その契約者回線に対するアの割引は行いません。この場合、当社は、そのUQ家族割グループの親回線がアの(ア)に定める割引要件を満たしているときに限り、その親回線の基本使用料(第2種デュアルサービスの契約者回線については、利用料金とします。)から、その料金種別に応じてアの(イ)に定める割引額を割り引きます。

- キ 同一のUQ家族割グループに所属する複数の契約者回線について、本割引の適用の申出がなされた場合であっても、それらを 1 の申出とみなして取り扱います。
- ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれか((ウ)については、第2種デュアルサービスに限ります。)に該当する場合は、その適用を廃止します。
 - (ア) 本割引の適用を廃止する申出があったとき。
 - (イ) そのUQ mobile契約の解除があったとき。
 - (ウ) 指定回線契約について、契約の解除等当社所定の事由が生 じたとき。
- ケ クの規定により本割引の適用を廃止する場合の取扱いについて は、次のとおりとします。
 - (ア) 第1種デュアルサービスに係るもの その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基 本使用料について、本割引の適用の対象とします。
 - (イ) 第2種デュアルサービスに係るもの

区分	本割引の適用	
1 2以外により本割引	その事由が生じた日を含む料金月の末	
の適用を廃止したと	日までの利用料金について、本割引の	
き。	適用の対象とします。	
	その事由が生じた日を含む料金月以降	
より本割引を廃止した	の当社所定の日までの利用料金につい	
とき。	て、本割引の適用の対象とします。	

- コ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、UQmobile契約者から指定回線契約の変更の申出を受けた場合は、本割引の適用の廃止と同時に本割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。
- サ UQ mobile契約者は、本割引の適用の申出に先立って、次の事項に同意していただきます。なお、提携事業者から当 社への情報提供に係る同意の意思表示は、当社が提携事業者を代 理して取得するものとします。
 - (ア) 当社において本割引の適用可否を判断するために、UQmobile契約者から取得した情報と提携事業者の契約者情報を照合することを目的として、当社及び提携事業者間で下表に定める情報を相互に提供すること。

区分	提供する情報		
当社から提携事業	氏名、生年月日及び指定電話番号		
者へ提供する情報			
提携事業者から当	氏名、生年月日、指定電話番号並びに指定		

社へ提供する情報	回線契約の締結日、	解除日、	料金種別の名
	称及び料金種別の変	更日	

(イ) 提携事業者がUQ mobile契約者に本割引の適用状況に関する情報の提供を行うことを目的として、当社がその提携事業者の要請に応じて下表に定める情報を提供すること。

区分	提供する情報	
当社から提携事業	本割引の適用を受けているUQ mobi	
者へ提供する情報	I e 契約の電話番号、指定電話番号並びに	
	本割引の申込日及び開始日	

- シ イの規定に関わらず、UQ mobile契約者は、第2種デュアルサービスの契約者回線について、本割引の適用を新たに申込むことはできません。
- ス コの規定に関わらず、本割引の適用受けている第2種デュアル サービスの契約者回線について、指定回線契約の変更の申出を行 うことはできません。

(10) 自宅セット 割 I の適用

- ア 自宅セット割 I (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、自宅セット割グループ I (割引選択回線(イに定めるもの をいいます。以下この欄において同じとします。)及び 1 の判定用 でんき契約(ウに定めるものをいいます。以下この欄において同 じとします。)により構成される回線群をいいます。以下この欄に おいて同じとします。)を構成する契約者回線に係る基本使用料に ついて、次表に定める額(通則の規定により基本使用料を日割り した場合は、その日数に応じて日割りした額とします。)の割引を 行うことをいいます。
 - (ア) その料金月の末日において、くりこしプランS (V)又はくりこしプランM (V)の適用を受けている場合

1契約者回線ごとに月額

割引額 税抜額 580 円 (税込額 638 円)

(イ) その料金月の末日において、くりこしプランL (V)の適用を受けている場合

1契約者回線ごとに月額

割引額

税抜額 780 円(税込額 858 円)

- イ 割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線及びUQmI 約款に定める自宅セット割Iを選択する電気通信回線をいいま す。
- ウ 判定用でんき契約とは、特定電気事業者又は特定事業者のでんき契約約款、auでんき需給約款若しくはauでんき供給約款に基づき締結される契約をいいます。
- エ 本割引を選択するUQ mobile契約者は、所定の方法により1の判定用でんき契約を指定して、当社に申し出ていただきます。
- オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- (ア) 指定した判定用でんき契約の申込みを特定電気事業者又は 特定事業者が承諾できないとき。
- (イ) 指定した判定用でんき契約が所属する自宅セット割グループを構成する割引選択回線の数が11以上となるとき。
- (ウ) 指定した判定用でんき契約が所属する自宅セット割グループを構成する割引選択回線の数が2以上となる場合であって、その全ての割引選択回線について、同一のUQ家族割グループに所属していることを当社が確認できないとき。
- (エ) その契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用でんき契約の契約者名義と異なる場合であって、当社が別に定める 基準に適合しないとき。
- (オ) その契約者回線について、他の自宅セット割グループに所属しているとき。
- (カ) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。
- (キ) その契約者回線がUQ mobile契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
- (ク) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。
- キ 本割引の適用は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月の 翌料金月から開始します。
- ク アの規定に関わらず、その料金月の末日において、次のいずれ かに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しませ ん。
 - (ア) くりこしプランの適用を受けていないとき。
 - (イ) 指定した判定用でんき契約について、そのサービスの提供 を受けていないとき。
- ケ クの(イ)の規定に関わらず、その料金月の末日において、判定 用でんき契約のサービスの提供を受けていない場合であっても、 本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から起 算して6料金月の間、本割引を適用します。
- コ 当社は、UQ mobile契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
 - (ア) 本割引の適用を受けている契約者回線について、UQ m obile契約の解除があったとき。
 - (イ) 判定用でんき契約について、次のいずれかに該当するとき。
 - 判定用でんき契約の解除があったとき。
 - ② 特定電気事業者又は特定事業者がその判定用でんき契約の サービスの提供を開始する前であって、特定電気事業者又は 特定事業者の責めによらない理由により、その契約の申込み の取消し又は解除等があったとき。
 - (ウ) その他才のいずれかに該当することとなったとき。
- サ コの規定により、本割引の適用を廃止する場合の取扱いについ

ては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用	
1 2以外により	その事由が生じた日を含む料金月の前料金	
本割引の適用を	月の末日までの基本使用料について、本割	
廃止したとき。	引の適用の対象とします。	
2 コの(ア)によ	その事由が生じた日の前日までの基本使用	
り本割引を廃止	料について、本割引の適用の対象としま	
したとき。	す。	

- シ UQ mobile契約者は、コの(イ)の②の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割り引いた額を支払っていただきます。
- ス 契約者は、本割引の適用の可否を判断するためにその契約者回線及び判定用でんき契約に係る情報(それぞれ本割引の適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、特定事業者及び特定電気事業者の間で相互に開示し照会すること及びこれを利用することを承諾していただきます。
- セ UQ mobile契約者は、本割引の適用を新たに申し出る ことはできません。

(11) 自宅セット 割Ⅱの適用

ア 自宅セット割Ⅱ (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、自宅セット割グループⅡ (1の判定用回線(イに定める判定用でんき契約の回線をいいます。以下この欄において同じとします。)及び割引対象回線(ウに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線に係る利用料金(この約款の規定により支払いを要することとされるUQmobile通信サービスの料金(基本使用料、オプシコン機能使用料(海外ローミング機能に係るものを除きます。)及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。)について、次表に定める額(利用料金の額が次表に定める額に満たない場合は、利用料金の額とします。)の割引を行うことをいいます。

1契約者回線ごとに月額

その料金月の末日において適用を受けてい	割引額
る基本使用料の料金種別	
くりこしプランS(V)	税抜額 580 円
くりこしプランM (V)	(税込額 638 円)
くりこしプランL (V)	税抜額 780 円
	(税込額 858 円)

イ 本割引に係る判定用でんき契約とは、特定電気事業者又は特定 事業者のでんき契約約款、auでんき需給約款若しくはauでん き供給約款に基づき締結される契約をいいます。 ウ 本割引に係る割引対象回線とは、本割引若しくは次表の左欄に 定める取扱いを選択又はその適用を受けることとなる電気通信回 線をいいます。

かという。	
取扱い	名称
UQmI約款に定める自宅セット割II又はUQm	自宅セット
Ⅱ約款に定める自宅セット割	割
UQmⅡ約款に定める家族セット割	家族セット
	割
a u 約款に定める特定サービスに係る契約を条件	スマートバ
とする基本使用料等の割引	リュー
5 G約款又はLTE約款に定める特定回線群に係	家族割プラ
る基本使用料等の割引	ス
LTE約款に定める特定サービスに係る契約を条	ルーター割
件とする第2種LTEシングル等の契約者回線に	引
係る基本使用料の減額適用	
LTE約款に定める特定サービスの判定用回線に	据置ルータ
係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用	一割引
5 G約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラ	固定代替割
スエリアモード加算額の減額適用又はLTE約款	引
に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリア	
モード加算額の減額適用	

備考

- 1 以下この(11)において、上欄の取扱いは、それぞれ同表の右欄に定める名称を使用します。
- 2 その契約者回線に係る契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合、「家族割プラス」を「法人割プラス」に読み替えます。
- 3 上欄の取扱いについて、当社が提供するもののみを示す場合「KDDI」を、特定事業者が提供するもののみを示す場合は「OCT」を、それぞれの名称の前に付加したものに読み替えます。以下同じとします。
- エ 本割引は、第2種デュアルサービスの契約者回線に限り、選択 することができます。
- オ 自宅セット割グループⅡは、1の判定用回線につき1とします。
- カ 本割引を選択するUQ mobile契約者は、所定の方法により1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。
- キ 当社は、カの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - (ア) 指定した判定用回線が所属する自宅セット割グループⅡを 構成する割引選択回線の数が11以上となるとき。
 - (イ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した 判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき(その契約者回線 に係る契約者(満 50 歳以上の者に限ります。)と判定用回線に 係る契約者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合を

除きます。)。

- (ウ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)。
- (エ) 申出のあった契約者回線について、他の自宅セット割グループⅡに属しているとき。
- (オ) 指定した判定用でんき契約の申込みについて、特定電気事業者又は特定事業者が所定の登録を完了していないとき。
- (カ) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。
- (キ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
- (ク) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- ク 本割引の計算は、料金月単位で行います。
- ケ 本割引の適用の開始は、カの申出を当社が承諾した日を含む料 金月の翌料金月からとします。
- コ アの規定に関わらず、その料金月の末日において、次のいずれ かに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しませ ん。
 - (ア) くりこしプランの適用を受けていないとき。
 - (イ) 指定した判定用回線について、判定用サービス(判定用でんき契約に係るサービスをいいます。以下本欄において同じとします。)の提供を受けていないとき。
- サ コの(イ)の規定に関わらず、その料金月の末日において、判定 用サービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出 を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から起算して6料金 月の間(当社が別に定める事由に該当する場合は、6料金月を超 えて当社が別に定める料金月までの間とします。)、本割引を適用 します。
- シ 当社は、UQ mobile契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
 - (ア) 本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいず れかに該当するとき。
 - ① UQ mobile契約の解除があったとき。
 - ② 契約者の地位の承継があったとき。
 - (イ) 判定用回線について、次のいずれかに該当するとき。
 - ① 判定用でんき契約の解除があったとき。
 - ② 特定電気事業者又は特定事業者がその判定用サービスの提供を開始する前であって、特定電気事業者又は特定事業者の 責めによらない理由により、判定用でんき契約の申込みの取 消し又は解除等があったとき。
 - (ウ) その他キのいずれかに該当することとなったとき。

ス シの規定により、本割引の適用を廃止する場合の取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄の規定によるものとします。

区分本割引の適用		
1 2以外により本割引の適用	その事由が生じた日(シの(ア)	
を廃止したとき。	の②の場合は、その地位の承継	
	の届出日とします。) を含む料金	
	月の前料金月の末日までの利用	
	料金について、本割引の適用の	
	対象とします。	
2 契約者から本割引の適用を	その事由が生じた日を含む料金	
廃止する申出があったとき又	月の末日までの利用料金につい	
はタの(ア)の①により本割引	て、本割引の適用の対象としま	
を廃止したとき。	す。	

- セ UQ mobile契約者は、シの(イ)の②の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割り引いた額を支払っていただきます。
- ソ UQ mobile契約者は、本割引又はウに定める取扱いの 適用の可否を判断するためにその契約者回線、他網契約者回線及 び判定用回線に係る情報(それぞれの適用に必要な範囲に限りま す。)について、当社、特定事業者及び特定電気事業者の間で相互 に開示し照会すること並びにこれを利用することを承諾していた だきます。

2 料金額

(1) 第1種デュアルサービスに係るもの

1契約者回線ごとに月額

	区分	料金額
		税抜額(税込額)
第2種SIMカー	くりこしプランS(V)	1, 480 円 (1, 628 円)
ドに係るもの	くりこしプランM(V)	2, 480 円(2, 728 円)
	くりこしプランL (V)	3, 480 円 (3, 828 円)
	スマホプランS(V)	1, 980 円 (2, 178 円)
	スマホプランM(V)	2, 980 円 (3, 278 円)
	スマホプランL(V)	3,980円(4,378円)
	スマホプランR(V)	2, 980 円 (3, 278 円)
	ぴったりプランS(V)	2, 980 円 (3, 278 円)
	ぴったりプランM(V)	3,980円(4,378円)
	ぴったりプランL(V)	5, 980 円 (6, 578 円)
	おしゃべりプランS(V)	2, 980 円 (3, 278 円)
	おしゃべりプランM(V)	3, 980 円 (4, 378 円)
	おしゃべりプランL(V)	5, 980 円 (6, 578 円)
	UQおはなしプランS(V)	2, 980 円 (3, 278 円)
	U Q おはなしプランM(V)	3, 980 円 (4, 378 円)
	UQおはなしプランL(V)	5, 980 円 (6, 578 円)
	データ高速+音声通話プラン(V)	1,680円(1,848円)
	データ無制限+音声通話プラン(V)	2, 680 円 (2, 948 円)

(2) 第2種デュアルサービスに係るもの

1契約者回線ごとに月額

	区分	料金額
		税抜額(税込額)
第2種SIMカー	くりこしプランS(V)	1, 480 円 (1, 628 円)
ドに係るもの	くりこしプランM(V)	2, 480 円(2, 728 円)
	くりこしプランL (V)	3, 480 円 (3, 828 円)
	スマホプランS(V)	1, 980 円 (2, 178 円)
	スマホプランM(V)	2, 980 円 (3, 278 円)
	スマホプランL(V)	3,980円(4,378円)
	スマホプランR(V)	2, 980 円 (3, 278 円)
	ぴったりプランS (V)	2, 980 円 (3, 278 円)
	ぴったりプランM(V)	3,980円(4,378円)
	ぴったりプランL (V)	5, 980 円 (6, 578 円)
	おしゃべりプランS(V)	2, 980 円 (3, 278 円)
	おしゃべりプランM(V)	3,980円(4,378円)
	おしゃべりプランL(V)	5, 980 円 (6, 578 円)
	データ高速+音声通話プラン(V)	1,680円(1,848円)
	データ無制限+音声通話プラン(V)	2, 680 円 (2, 948 円)

(3) 第1種シングルサービスに係るもの

1契約者回線ごとに月額

区分		料金額
		税抜額(税込額)
第 1 種 S I Mカー	データ高速プラン	980 円 (1, 078 円)
ドに係るもの	データ無制限プラン	1, 980 円 (2, 178 円)
第 2 種 S I Mカー	データ高速プラン(V)	980 円 (1, 078 円)
ドに係るもの	データ無制限プラン(V)	1, 980 円 (2, 178 円)

(4) 第2種シングルサービスに係るもの

1契約者回線ごとに月額

区分		料金額	
		税抜額(税込額)	
第2種SIMカー	データ高速プラン(V)	980円(1,078円)	
ドに係るもの	データ無制限プラン(V)	1, 980 円 (2, 178 円)	

第2 オプション機能使用料

1 適用

オプション機能使用料の適用については、第 38 条 (基本使用料及びオプション機能 使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

オプション機能使用料の適用

(1) 海外ローミング機能に係る オプション機能 使用料の適用

- ア 当社は、海外ローミング機能について、2 (料金額)に規定する国又は地域(その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。)及び別表1(オプション機能)に規定する利用形態に応じて、オプション機能使用料を適用します。
- イ 着信通話利用に係る料金額として、2 (料金額) に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係るオプション機能使用料のほか、特定事業者の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。

(2) 世界データ 定額の適用

ア 当社は、エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録があった場合に、利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して、エの規定により海外定額対象回線の契約者が選択した利用日数に係る時間(利用日数に 24 を乗じた時間とします。)が経過するまでの間(以下「海外定額制選択期間」といいます。)、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料(海外インターネット利用(別表3に規定する海外利用地域に係るものに限ります。以下「海外定額対象利用」といいます。)に係るものに限ります。)について、2(料金額)の規定にかかわわらず、次表に規定する定額料を適用する取扱い(以下「世界データ定額」といいます。)を行います。

1契約者回線ごとに選択した利用日数1日につき

区分	定額料
(ア) (イ)以外の場合	980 円
(イ) 利用開始の予約 A B以外の場合	690 円
登録を行った場合 B 利用開始時と利用	490 円
終了時の地域として	
特定海外利用地域を	
指定した場合	

備考

- 1 利用開始の予約登録を取り消し、新たに利用開始登録を行った場合は、その利用開始登録時に選択した利用日数に応じて、(ア)に定める定額料を適用します。
- 2 (イ)のBの特定海外利用地域とは、次表に定めるものをいいます。以下同じとします。当社はこの対象地域を変更する場合があります。

アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを含みます。)、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルト・リーコ、アメリカ領ヴァージン諸島

- イ 予約登録時に指定した利用開始日時を過ぎて利用を開始した場合 (選択した利用日数に係る時間が経過するまでに開始した場合 に限ります。)、アの規定に関わらず、その海外定額対象利用に係る海外定額制選択期間は、利用を開始した日時から起算します。
- ウ 世界データ定額は、海外定額対象回線(UQ mobileサービスの契約者回線であって、当社が別に定めるところにより世界データ定額の適用拒否に係る登録が完了したものを除きます。 以下同じとします。)に限り、適用を受けることができます。
- エ 海外定額対象回線の契約者は、世界データ定額の適用(海外定額制選択期間の経過後の新たな適用を含みます。)を受けるに当たり、当社が別に定める方法により、次表に定める利用日数を選択して利用開始登録又は利用開始の予約登録を行っていただきます。

利用開始の予約登録を行う場合は、利用日数のほか、利用を開始する日時及び海外利用地域を指定していただきます。

区分	利用日数	
(ア) (イ)以外の場合	1日から8日までの各日数	
(イ) 利用開始の予約登録を行	1日から30日までの各日数	
う場合		

- オ 当社は、エに定める利用開始の予約登録を行った契約者回線に ついて、利用開始までに電話番号の変更があった場合には、その 予約登録を取り消します。
- カ 当社は、世界データ定額の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、その適用を廃止します。

ただし、(ア)については、その事由が解消された場合には再度 適用を受けることができます。

- (ア) 世界データ定額の適用拒否の登録があり、その登録が完了 したとき。
- (イ) SIM等の変更又は再発行があったとき。
- キ エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った契約 者回線の契約者は、海外定額制選択期間における海外定額対象利 用の有無に関わらず又は選択した利用日数に満たない時間の海外 定額対象利用であっても、アに定める定額料の支払いを要しま す。
- ク 特定海外利用地域を指定して工に定める利用開始の予約登録を 行った契約者回線の契約者は、その予約に係る海外定額制選択期 間中に、特定海外利用地域以外の地域で海外ローミング機能定額 制を利用する場合、工に定める利用開始登録を行っていただきま す。この場合、アの(イ)のBに定める定額料のほか、利用日数に 応じてアの(ア)に定める定額料の支払いを要します。
- ケ 世界データ定額に関するその他の提供条件については、当社が 別に定めるところによります。

(3) 海外ダブル 定額の適用

ア 当社は、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料 (海 外定額対象利用 ((2)の適用を受けるものを除きます。)に係るも のに限ります。以下この欄において「本料金」といいます。)につ いて、2 (料金額) の規定に関わらず、次表に規定する料金額を 適用する取扱い(以下「海外ダブル定額」といいます。)を行いま す。

1契約者回線ごとに日額

2 (料金額)に規定する料金額		
により算定した本料金の1日当	料金額	
たりの合計額		
0円以上 1,980円以下の場合	2 (料金額) に規定する料金額	
	により算定した額	
1,981円以上40,000円以下の場	1, 980 円	
合		
40,001 円以上 41,000 円以下の	2 (料金額) に規定する料金額	
場合	により算定した額から 40,000	
	円を差し引いた額に 1,980 円を	
	加算した額	
41,001 円以上の場合	2, 980 円	
備考 この表に規定する1日とは、本邦の時刻の午前0時00分		

備考 この表に規定する1日とは、本邦の時刻の午前 0 時 00 分 00 秒から午後 11 時 59 分 59 秒までの間をいいます。

イ 海外ダブル定額は、UQ mobileサービスの契約者回線 に限り、適用します。

(4) 電話きほん パック(V)の適 用

ア 電話きほんパック(V)とは、その契約者回線(第2種デュアルサービスのものに限ります。)について、(ア)に定めるオプション機能(以下この欄において「特定オプション機能」といいます。)の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に(イ)に定める割引率を乗じて得た額の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)を行うことをいいます。

(ア) 特定オプション機能

オプション機能

留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、割込通話機能

(イ) 割引率

割引率	料金額
	税抜額(税込額)
2 (料金額)に定める特定オプション機能の	400円(440円)
オプション機能使用料の合計額(以下この	
(4)において「特定オプション料合計額」と	
いいます。)から右欄に定める額を差し引いた	
額を、特定オプション料合計額で除して得た	
値	

- イ 本割引の計算は、料金月単位で行います。
- ウ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

2 料金額

(1) (2)以外のもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
留守番伝言機能	300円(330円)
三者通話機能	200円(220円)
迷惑電話拒否機能	100円(110円)
割込通話機能	200円(220円)
電話基本パック	380 円 (418 円)
電子メール機能	200円(220円)
備考 留守番伝言機能、三者通話機能及び迷惑電話拒否機能の料	↓金額は、第2種デュア
ルサービスの契約者回線に適用します。	

(2) 海外ローミング機能に係るもの

ア イ又はウ以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る1の利用につき利用時間1分までごとに

海外利用地域	区分及び料金額			
7471711112022	国内通話利用	国際通話利用		着信通話利用
	四门边面小河	日本着信	日本着信以外	有问题品刊初
アジア 1	70 円	175 円	265 円	145 円
アジア 2	75 円	175 円	265 円	155 円
アジア3	70 円	175 円	265 円	155 円
アジア 4	75 円	175 円	265 円	80 円
アジア 5	70 円	260 円	280 円	155 円
アジア 6	95 円	280 円	280 円	180 円
アジアフ	80 円	280 円	280 円	160 円
アジア8	70 円	195 円	280 円	80 円
アジア9	80 円	280 円	280 円	80 円
アジア 10	75 円	380 円	380 円	80 円
アジア 11	80 円	380 円	380 円	140 円
アジア 12	70 円	180 円	280 円	180 円
アジア 13	80 円	180 円	280 円	180 円
アジア 14	80 円	380 円	380 円	180 円
アジア 15	80 円	300 円	300 円	220 円
アジア 16	80 円	180 円	280 円	140 円
アジア 17	80 円	250 円	280 円	140 円
アジア 18	70 円	260 円	280 円	140 円
アジア 19	80 円	280 円	280 円	140 円
アジア 20	80 円	180 円	280 円	110 円
アジア 21	50 円	125 円	265 円	70 円
アジア 22	180 円	480 円	480 円	230 円
オセアニア1	80 円	180 円	280 円	80 円
オセアニア 2	120 円	140 円	210 円	165 円

オセアニア3	80 円	140 円	210 円	130 円
オセアニア 4	80 円	280 円	280 円	80 円
オセアニア 5	480 円	880 円	880 円	560 円
オセアニア 6	130 円	580 円	580 円	210 円
オセアニアフ	180 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 1	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ2	70 円	230 円	280 円	180 円
アメリカ3	80 円	380 円	380 円	190 円
アメリカ4	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ5	130 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ6	155 円	250 円	280 円	190 円
アメリカフ	80 円	250 円	280 円	100円
アメリカ8	80 円	180 円	280 円	190 円
アメリカ9	80 円	280 円	280 円	190 円
アメリカ 10	155 円	330 円	330 円	190 円
アメリカ 11	80 円	280 円	280 円	140 円
アメリカ 12	130 円	330 円	330 円	140 円
アメリカ 13	70 円	230 円	280 円	140 円
アメリカ 14	80 円	180 円	280 円	140 円
アメリカ 15	130円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 16	80 円	280 円	280 円	100円
アメリカ 17	200 円	500円	500円	270 円
ヨーロッパ1	80 円	180 円	280 円	110円
ヨーロッパ2	80 円	280 円	280 円	110円
ヨーロッパ3	100円	250 円	280 円	110円
ヨーロッパ4	100円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ5	100円	380 円	380 円	140 円
ヨーロッパ6	80 円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ7	80 円	380 円	380 円	110円
ヨーロッパ8	80 円	380 円	380 円	180 円
ヨーロッパ9	100円	450 円	450 円	180 円
アフリカ 1	80 円	280 円	280 円	160 円
アフリカ2	80 円	180 円	280 円	160 円
アフリカ3	80 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ4	80 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ5	100円	280 円	280 円	180 円
アフリカ6	100円	380 円	380 円	180 円
アフリカフ	130 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ8	180 円	480 円	480 円	160 円
アフリカ 9	80 円	480 円	480 円	160 円
船舶	650 円	650 円	650 円	800円
備孝 久 海从利 E	日本はの区グにから	+ Z 海 以 到 田 地 母 !!	ついてけ 別表が	つ (海州ローラン・

備考 各海外利用地域の区分における海外利用地域については、別表 2 (海外ローミング機能の海外利用地域) に定めるところによります。

イ 海外SMS利用に係るもの

1送信ごとに

送信文字数	料金額
1 文字から 70 文字まで	100 円
(半角英数字のみの場合1文字から160文字まで)	
71 文字から 134 文字まで	200 円
(半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	
135 文字から 201 文字まで	300 円
(半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	
202 文字から 268 文字まで	400 円
(半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	
269 文字から 335 文字まで	500 円
(半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	
336 文字から 402 文字まで	600 円
(半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	
403 文字から 469 文字まで	700 円
(半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	
470 文字から 536 文字まで	800 円
(半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	
537 文字から 603 文字まで	900 円
(半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	
604 文字から 670 文字まで	1,000円
(半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	

ウ 海外インターネット利用に係るもの

	料金額
1課金対象	データごとに 1.6円

第3 通話料

1 適用

通話料の適用については、第39条(通話料及びデータ通信料の支払義務)及び第67条(電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等)の規定によるほか、次のとおりとします。

します。			
		通話料の適用	
(1) 国際通話に	国際通話に関	する料金については、その	通話の相手先に応じて、2
関する料金の適	- 2に規定す	る料金額を適用します。	
用			
(2) SMS送信	SMS送信に	関する料金については、SI	MS送信を通話とみなし、
に関する料金の	その送信1回	ごとの文字数に応じて2-	1-3に規定する料金額を
適用	適用します。		
(3) ローミング	ローミングの	契約者回線から行った通訊	舌に係る料金については、
の契約者回線に	UQm I 約款	において特定事業者がその	契約者回線に適用する料金
係る通話料の適	額と同額とし	ます。	
用			
(4) ぴったりプ	ア UQ m	obile契約者は、ぴっ	たりプランの適用を受けて
ランに係る無料		回線から行った通話(特定)	
通話料の適用		話を含み、SMS送信、国	
	·	ドスターⅢ及びワイドスター	
		がワイドスター皿、ワイド	
		ービスをいいます。以下同	
	線への通話及びその他当社が別に定める通話を除きます。以下こ		
	の欄において同じとします。)に関する料金の月間累計額のうち、		
	下表に定める額の支払いを要しません。		
			1契約者回線ごとに月額
	□ 区分	基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金
			税抜額(税込額)
	第1種デュ	ぴったりプランS(V)	0円から1,200円(1,320
	アルサービ		円)までの部分
	ス	ぴったりプランM(V)	0円から2,400円(2,640
			円)までの部分
		ぴったりプランL(Ⅴ)	0円から3,600円(3,960
			円)までの部分
	第2種デュ	ぴったりプランS(V)	0円から1,200円(1,320
	アルサービ		円)までの部分
	ス	ぴったりプランM(V)	0円から2,400円(2,640
			円)までの部分
		ぴったりプランL(V)	0円から3,600円(3,960
		1	円)までの部分
		ータ通信料) 1 (適用) (3	
	I 又は(4)に定める増量オプションの適用を受けている契約者回		
		りプランの適用を受けてい	
	ては、増量	オプションI又は増量オプ	ションの適用を受けている

料金月において、アの料金額に代えて下表の料金額を適用します。

1契約者回線ごとに月額

区分	基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金
		税抜額(税込額)
第1種デュ	ぴったりプランS(V)	0円から2,400円(2,640
アルサービ		円)までの部分
ス	ぴったりプランM(V)	0円から4,800円(5,280
		円)までの部分
	ぴったりプランL (V)	0円から7,200円(7,920
		円)までの部分
第2種デュ	ぴったりプランS (V)	0円から2,400円(2,640
アルサービ		円)までの部分
ス	ぴったりプランM(V)	0円から4,800円(5,280
		円)までの部分
	ぴったりプランL (V)	0円から7,200円(7,920
		円)までの部分

- ウ 契約者回線からの通話に関する料金の月間累計は、基本使用料 の料金種別ごとに、料金月単位で行います。
- エ 当社は、その料金月におけるア又はイの取扱いを受ける料金種別の基本使用料の支払いを要する日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに、ア及びイの表に定める支払いを要しない料金の上限額を日割りします。
- オ 第2種デュアルサービスの契約者回線について、エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- カ 第1種デュアルサービスの契約者回線については、アの柱書を「UQ mobile契約者は、ぴったりプランの適用を受けている契約者回線から行った通話(特定事業者が提供するローミングに係る通話を含み、SMS送信、国際通話及びその他当社が別に定める通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金の月間累計額のうち、下表に定める額の支払いを要しません。」と読み替えて、本欄を適用します。

(5) おしゃべり プランに係る無 料通話料の適用

ア UQ mobile契約者は、おしゃべりプランの適用を受けている契約者回線から行った通話(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、SMS送信、国際通話、ワイドスターサービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定める通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。)に関する料金の次表の右欄に定める部分について、その料金の支払いを要しません。

支払いを要しない料金			
(ア)	(イ)以外の通話	その契約者回線からの定額対象	
		通話に関する料金(別記 13 の	
		規定により測定した通話時間が	
		その通話を開始した時点から5	

分以内の部分に係るものに限り ます。)

信番号を使用して行う通話

(イ) 当社が別に定める電気通 | その契約者回線からの定額対象 通話に関する料金

- イ アの規定に関わらず、次に定める通話(自動着信転送機能によ り転送される通話等その契約者回線からの通話とみなされるもの を含みます。)については、その通話に関する料金の支払いを要す る場合があります。
 - (ア) その契約者回線からの当社が別に定める協定事業者の電気 通信回線への通話
 - (イ) その契約者回線からの定額対象通話であって、別記 13 の 規定により測定したその通話に係る1料金月の累計通話時間 (その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる 通話については、その通話を終了した日を含む料金月の通話時 間として計算したものとします。)が 744 時間を超えた部分
- ウ イの(イ)の適用において、1の通話について、その通話時間に 1 秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- エ 当社は、おしゃべりプランの適用を受けている契約者回線につ いて、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定め る取扱い並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用 (当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものと します。
 - (ア) 第27条(利用停止)第1項第14号又は第15号に該当す るとき。
 - (イ) 第 60 条 (利用に係る契約者の義務) 第1項第2号又は第 3号に該当するとき。
 - (ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を 他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用 して他人の通信を媒介したとき。
 - (エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人か ら利益を現に得ているとき又はそのおそれがあるとき。
 - (オ) その契約者から力に定める協力を得られないとき。
 - (カ) その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者 が提供する電気通信サービス(通話に係るものに限ります。)を 利用するための電気通信番号(当社が別に定めるものに限りま す。) をダイヤルして行われたものであるとき。
 - (キ) その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電 気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定 時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものである とき。
 - (ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあると
- オ 当社は、おしゃべりプランの適用を受けている契約者回線につ いて、エの各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、そ の判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日

- において、当社が別に定める基本使用料の料金種別への変更を行うことができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者はその料金種別の変更を請求すること及び国内通話定額の適用を申し出ることができないものとします。カ 当社は、イの規定を適用するため又はエの各号に定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。キ 契約者は、当社が力に定める調査等を行うに当たり、その契約者回線に係る通話の情報等(調査等に必要な範囲に限ります。)を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。
- (6) UQおはな しプランに係る 無料通話料の適 用
- ア UQ mobile契約者は、UQおはなしプランの適用を受けている契約者回線から行った通話(特定事業者が提供するローミングに係る通話を含み、かけ放題特番(当社が別に定める7桁の番号をいいます。以下同じとします。)を相手先の電話番号に付加して発信した通話(以下「かけ放題特番通話」といいます。)に限ります。以下この欄において同じとします。)のうち、その開始時点から 10 分以内の部分について、2 (料金額)の規定に関わらず、その通話に関する料金の支払いを要しません。ただし、SMS送信、国際通話、ワイドスターサービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定める通話については、この限りでありません。
- イ UQおはなしプランに係るかけ放題特番通話は、当社が別に定める電気通信サービスの電気通信回線への通話に限り行うことができるものとし、UQおはなしプランの適用を開始した日(UQmobile 契約の申込みと同時にUQおはなしプランを適用する場合は、その契約者回線の提供を開始した日とします。)から利用できるものとします。

(7) 国内通話定 額の適用

ア 当社は、UQ mobile契約者からの申出により、その契約者回線からの通話(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、SMS送信、国際通話、ワイドスターサービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定める通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。)に関する料金の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しないこととする取扱い(以下「国内通話定額」といいます。)を行います。

種類	支払いを要しない料金	
かけ放題	(ア) (イ)以外の	その契約者回線からの定額対
(10 分/	通話	象通話に関する料金(別記 13
回)		の規定により測定した通話時
		間がその通話を開始した時点
		から 10 分以内の部分に係るも
		のに限ります。)
	(イ) 当社が別に	その契約者回線からの定額対
	定める電気通信	象通話に関する料金
	番号を使用して	
	行う通話	

かけ放題 その契約者回線からの定額対象通話に関する料金(24時間いつでも)

イ 国内通話定額は、デュアルサービスの契約者回線(次表に定める基本使用料の料金種別(以下この欄において「対象プラン」といいます。)の適用を受けているもの限ります。)であって、通話パック(60分/月)又はアプリ通話定額((9)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用を受けていないものに限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別

くりこしプラン、スマホプラン

ウ 国内通話定額には次表に定める種類があり、国内通話定額を選択するUQ mobile契約者は、そのいずれかを選択して、 当社に申し出ていただきます。

種類

かけ放題(10分/回)

かけ放題(24時間いつでも)

- エ 国内通話定額は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の 翌料金月(UQ mobile契約の申込みと同時にウの申出が あった場合は、その課金開始日を含む料金月とします。)から適用 を開始します。
- オ UQ mobile契約者は、国内通話定額の種類の変更を請求することができます。この場合、その請求があった日を含む料金月の翌料金月からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。
- カ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、国内通話定額の適用を廃止します。
 - (ア) 契約者から国内通話定額の適用を廃止する申出があったと き。
 - (イ) UQ mobile契約の解除があったとき。
 - (ウ) 対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があった とき。
- キ カの規定により、国内通話定額の適用を廃止する場合における 取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	国内通話定額の適用
1 2又は3以外により	その廃止日を含む料金月の末日までの
国内通話定額の適用を	通話に関する料金について、国内通話
廃止したとき。	定額の適用の対象とします。
2 UQ mobile	契約解除日(第2種デュアルサービス
契約の解除があったと	の契約移行の場合は、契約移行日の前
き。	日とします。) までの通話に関する料金
	について、国内通話定額の適用の対象
	とします。
3 対象プラン以外への	基本使用料の料金種別の変更があった

の変更があったとき。

基本使用料の料金種別|日を含む料金月の前料金月の末日まで の通話に関する料金について、国内通 話定額の適用の対象とします。

ク 国内通話定額の適用を受ける第1種デュアルサービスの契約者 回線の契約者は、次表に定める定額料の支払いを要します。

1契約者回線ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
かけ放題(10 分/回)	700円(770円)
かけ放題 (24 時間いつでも)	1,700円(1,870円)

- ケ 第1種デュアルサービスの契約者回線について、次のいずれか に該当する場合、対象料金プランの基本使用料を日割りした日数 に応じて、クに定める定額料を日割りします。
 - (ア) UQ mobile契約の申込みと同時にイの申出があり 当社が承諾した場合であって、その課金開始日を含む料金月に おいて、対象プランの基本使用料を日割りしたとき。
 - (イ) UQ mobile契約の解除と同時に国内通話定額の適 用を廃止した場合であって、その契約解除日を含む料金月にお いて、対象プランの基本使用料を日割りしたとき。
- コ 第1種デュアルサービスの契約者回線について、料金月の初日 にUQ mobile契約の解除と同時に国内通話定額の適用を 廃止した場合(その料金月の初日が課金開始日となる場合を除き ます。)は、その料金月に係るクに定める定額料の支払いを要しま せん。
- サ アの規定に関わらず、次に定める通話(自動着信転送機能によ り転送される通話等その契約者回線からの通話とみなされるもの を含みます。)については、その通話に関する料金の支払いを要す る場合があります。
 - (ア) その契約者回線から当社が別に定める協定事業者の電気通 信回線への通話
 - (イ) その契約者回線からの定額対象通話であって、別記 13 の 規定により測定した、その通話に係る1料金月の累計通話時間 (その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる 通話については、その通話を終了した日を含む料金月の通話時 間として計算したものとします。)が 744 時間を超えた部分
- シ サの(イ)の適用において、1の通話について、その通話時間に 1 秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- ス 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線につい て、(5)の工の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場 合、国内通話定額の適用並びにこの約款に定める通話料の減額適 用及び割引適用(当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを 行わないものとします。
- セ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線につい て、(5)のエの各号のいずれかに該当すると当社が判断した場 合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所

定の日において、国内通話定額の適用を廃止することができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は国内通話定額の適用を申し出ること及びおしゃべりプランへの変更の請求ができないものとします。

- ソ 当社は、サの規定を適用するため又は(5)の工の各号に定める 事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合がありま す。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただ きます。
- タ 契約者は、当社がソに定める調査等を行うに当たりその契約者 回線に係る通話の情報等 (調査等に必要な範囲に限ります。)を閲 覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。

(8) 通話パック (60分/月)の適 用

ア 当社は、UQ mobile契約者からの申出により、その契約者回線からの通話(特定事業者が提供するローミングに係る通話を含み、SMS送信、国際通話、ワイドスターサービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定める通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金の月間累計額について、次表に定める割引額(コの規定により割引額を日割りした場合はその額とし、月間累計額が割引額に満たない場合は月間累計額とします。)の割引(以下「通話パック(60 分/月)」といいます。)を行います。

1契約者回線ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
割引額	2,400円(2,640円)

イ 通話パック (60 分/月) は、デュアルサービスの契約者回線 (次表に定める基本使用料の料金種別 (以下この欄において「対 象プラン」といいます。)の適用を受けているもの限ります。)であ って、国内通話定額又はアプリ通話定額の適用を受けていないも のに限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別

くりこしプラン、スマホプラン

- ウ 通話パック(60分/月)を選択するUQ mobile契約者は、当社に申し出ていただきます。
- エ 通話パック(60 分/月)は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月(UQ mobile契約の申込みと同時にウの申出があった場合は、その課金開始日を含む料金月とします。)から適用を開始します。
- オ 当社は、通話パック(60分/月)の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、通話パック(60分/月)の適用を廃止します。こ
 - (ア) 契約者から通話パック(60分/月)の適用を廃止する申出があったとき。
 - (イ) そのUQ mobile契約の解除があったとき。
 - (ウ) 対象プラン以外への基本使用料の料金種別への変更があったとき。

カ オの規定により、通話パック(60分/月)の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

	3,0,1,0,1,0,1,0,1,0
区分	通話パック (60 分/月) の適用
1 2又は3以外により	その廃止日を含む料金月の末日までの
通話パック (60 分/	通話に関する料金について、通話パッ
月)の適用を廃止した	ク (60 分/月) の適用の対象としま
とき。	す。
2 UQ mobile	契約解除日(第2種デュアルサービス
契約の解除があったと	の契約移行の場合は、契約移行日の前
き。	日とします。) までの通話に関する料金
	について、通話パック(60 分/月)の
	適用の対象とします。
3 対象プラン以外への	基本使用料の料金種別の変更があった
基本使用料の料金種別	日を含む料金月の前料金月の末日まで
の変更があったとき。	の通話に関する料金について、通話パ
	ック (60 分/月) の適用の対象としま
	す。

キ 通話パック(60分/月)の適用を受ける第1種デュアルサービスの契約者回線の契約者は、次表に定める定額料の支払いを要します。

1契約者回線ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
定額料	500円(550円)

- ク 第1種デュアルサービスの契約者回線について、次のいずれか に該当する場合、対象料金プランの基本使用料を日割りした日数 に応じて、キに定める定額料を日割りします。
 - (ア) UQ mobile契約の申込みと同時にウの申出があり 当社が承諾した場合であって、その課金開始日を含む料金月に おいて、対象プランの基本使用料を日割りしたとき。
 - (イ) UQ mobile契約の解除と同時に通話パック(60分/月)の適用を廃止した場合であって、その契約解除日を含む料金月において、対象プランの基本使用料を日割りしたとき。
- ケ 第1種デュアルサービスの契約者回線について、料金月の初日 にUQ mobile契約の解除と同時に通話パック(60分/月)の適用を廃止した場合(その料金月の初日が課金開始日となる場合を除きます。)は、その料金月に係るキに定める定額料の支払いを要しません。この場合、通話パック(60分/月)の適用は行いません。
- コ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月における通話パック(60分/月)の適用を受ける料金種別の基本使用料の支払いを要する日数に応じて、アに規定する割引額の日割を行います。
- サ 第2種デュアルサービスの契約者回線について、コの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切

り上げます。

シ 第1種デュアルサービスの契約者回線については、アの柱書を「当社は、UQ mobile契約者からの申出により、 その契約者回線からの通話(特定事業者が提供するローミングに係る通話を含み、SMS送信、国際通話及びその他当社が別に定める通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金の月間累計額について、次表に定める割引額(コの規定により割引額を日割りした場合はその額とし、月間累計額が割引額に満たない場合は月間累計額とします。)の割引(以下「通話パック(60分/月)」といいます。)を行います。」と読み替えて、本欄を適用します。

(5) アプリ通話 定額の適用

ア 当社は、UQ mobile契約者からの申出により、その契約者回線からのかけ放題特番通話(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、SMS送信、国際通話、ワイドスターサービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定める通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。)に関する料金の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しないこととする取扱い(以下「アプリ通話定額」といいます。)を行います。

) 0) C 13 0 0 0	
種類	支払いを要しない料金
アプリ通話かけ放題	その契約者回線からの定額対象通話に関
(10 分/回)	する料金(別記 13 の規定により測定した
	通話時間がその通話を開始した時点から
	10 分以内の部分に係るものに限ります。)
アプリ通話かけ放題	その契約者回線からの定額対象通話に関
(24 時間いつでも)	する料金

- イ アプリ通話定額は、第1種デュアルサービスの契約者回線(スマホプランの適用を受けているものに限ります。)であって、通話パック(60分/月)又は国内通話定額の適用を受けていないものに限り選択することができます。
- ウ アプリ通話定額には次表に定める種類があり、アプリ通話定額 を選択するUQ mobile契約者は、そのいずれかを選択して、当社に申し出ていただきます。

ただし、令和2年 10 月1日以降においては、新たに本オプションの適用を申し出ることはできません。

コンの週別を中の日のことはてこのとい
種類
アプリ通話かけ放題(10 分/回)
アプリ通話かけ放題(24時間いつでも)

- エ アプリ通話定額は、当社がウの申出を承諾した日を含む料金月 の翌料金月(UQ mobile契約の申込みと同時にウの申出 があった場合は、その課金開始日を含む料金月とします。)から適用を開始します。
- オ 当社は、アプリ通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その適用を廃止します。 この場合、その事由が発生した日を含む料金月((ウ)に該当した

場合にあっては、その前料金月とします。)の末日までアプリ通話 定額を適用します。

- (ア) アプリ通話定額の適用を廃止する申出があったとき。
- (イ) そのUQ mobile契約の解除があったとき。
- (ウ) スマホプラン以外の料金種別への変更があったとき。
- カ アプリ通話定額の適用を受ける第1種デュアルサービスの契約 者回線の契約者は、次表に定める定額料の支払いを要します。

1契約者回線ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
アプリ通話かけ放題(10 分/回)	700円(770円)
アプリ通話かけ放題(24時間いつでも)	1,700円(1,870円)

- キ 当社は、第1種デュアルサービスの契約者回線について、次のいずれかに該当する場合、スマホプランの基本使用料を日割りした日数に応じて、カに定める定額料を日割りします。
 - (ア) UQ mobile契約の申込みと同時にウの申出があり 当社が承諾した場合であって、その課金開始日を含む料金月に おいて、スマホプランの基本使用料を日割りしたとき。
 - (イ) UQ mobile契約の解除と同時にアプリ通話定額を 廃止した場合であって、その契約解除日を含む料金月におい て、スマホプランの基本使用料を日割りしたとき。
- ク 料金月の初日にUQ mobile契約の解除と同時にアプリ 通話定額の適用を廃止した場合(その料金月の初日が課金開始日 となる場合を除きます。)は、その料金月に係るカに定める定額料 の支払いを要しません。
- ケ アの規定に関わらず、次に定める通話(自動着信転送機能により転送される通話等その契約者回線からの通話とみなされるものを含みます。)については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。
 - (ア) その契約者回線から当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話
 - (イ) その契約者回線からの定額対象通話であって、別記 13 の 規定により測定した、その通話に係る 1 料金月の累積通話時間 (その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる 通話については、その通話を終了した日を含む料金月の通話時間として計算したものとします。)が 744 時間を超えた部分
- コ ケの(イ)の適用において、1の通話について、その通話時間に 1秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- サ 当社は、アプリ通話定額の適用を受けている契約者回線について、(5)の工の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アプリ通話定額の適用並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用(当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。
- シ 当社は、アプリ通話定額の適用を受けている契約者回線について、(5)のエの各号の次のいずれかに該当すると当社が判断した

場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、アプリ通話定額の適用を廃止することができるものとします。この場合において、UQ mobile契約者は、当社が別に定めるまでの間、アプリ通話定額又は国内通話定額の適用を申し出ること及びおしゃべりプランへの変更の請求ができないものとします。

- ス 当社は、ケの規定を適用するため又は(5)の工の各号に定める 事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合がありま す。この場合において、UQ mobile契約者は、その調査 等に協力していただきます。
- セ UQ mobile契約者は、当社がスに定める調査等を行う に当たり、その契約者回線に係る通話の情報等(調査等に必要な 範囲に限ります。)を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾し ていただきます。
- ソ アプリ通話定額に係るかけ放題特番通話は、当社が別に定める 電気通信サービスの電気通信回線への通話に限り行うことができ るものとし、当社がウの申出を承諾した日を含む料金月の翌料金 月の初日(UQ mobile契約の申込みと同時にウの申出が あった場合は、その申出を承諾した日とします。)から利用できる ものとします。
- タ かけ放題特番通話は、第1種デュアルサービスの契約者回線に 限り、利用することができます。

(10) 緊急通報の 取扱い

電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話については、その料金の支払いを要しません。

2 料金額

2-1 通常通話に係るもの

2-1-1 2-1-2及び2-1-3以外のもの

(1) (2)以外のもの

ア イ以外のもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 20 円(税込額 22 円)

イ ワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 161 円(税込額 177.1円)

(2) かけ放題特番通話に係るもの

ア イ以外のもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)

イ ワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 161 円(税込額 177.1円)

2-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額	
電話番号案内料	1 の電話番号の案内ごとに税抜額 200 円(税込額 220 円)	
通話料 30 秒までごとに税抜額 20 円(税込額 22 円)		

2-1-3 SMS送信に係るもの

(1) (2)以外のもの

1送信ごとに

区分	送信文字数	料金額
	运信关于数 	税抜額(税込額)
通話料	1 文字から 70 文字まで	3円(3.3円)
	(半角英数字のみの場合1文字から160文字まで)	
	71 文字から 134 文字まで	6円(6.6円)
	(半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	
	135 文字から 201 文字まで	9円(9.9円)
	(半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	

202 文字から 268 文字まで	12円(13.2円)
(半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	
269 文字から 335 文字まで	15円(16.5円)
(半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	
336 文字から 402 文字まで	18円(19.8円)
(半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	
403 文字から 469 文字まで	21 円 (23.1 円)
(半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	
470 文字から 536 文字まで	24 円 (26. 4 円)
(半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	
537 文字から 603 文字まで	27円(29.7円)
(半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	
604 文字から 670 文字まで	30円(33円)
(半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	

(2) 国際SMS送信に係るもの

1送信ごとに

		· Zaccie
区分	送信文字数	料金額
通話料	1 文字から 70 文字まで	100 円
	(半角英数字のみの場合1文字から160文字まで)	
	71 文字から 134 文字まで	200 円
	(半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	
	135 文字から 201 文字まで	300 円
	(半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	
	202 文字から 268 文字まで	400 円
	(半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	
	269 文字から 335 文字まで	500 円
	(半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	
	336 文字から 402 文字まで	600 円
	(半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	
	403 文字から 469 文字まで	700 円
	(半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	
	470 文字から 536 文字まで	800 円
	(半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	
	537 文字から 603 文字まで	900円
	(半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	
	604 文字から 670 文字まで	1,000円
	(半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	
		1

2-2 国際通話に係るもの

2-2-1 2-2-2及び2-2-3以外のもの

			料金額
区分	地域	通話先区分	30 秒までごとに
			次の料金額
通話料	アジア	マレーシア	79 円
		ブルネイ・ダルサラーム国、マカオ	82 円
		シンガポール共和国	89 円
		フィリピン共和国	94 円
		インドネシア共和国、香港、台湾、大韓民	99 円
		国、タイ王国、中華人民共和国(香港及びマ	
		カオを除きます。)、ベトナム社会主義共和国	
		ミャンマー連邦共和国	138 円
		アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラ	149 円
		エル国、イラン・イスラム共和国、インド、	
		オマーン国、カタール国、キプロス共和国、	
		クウェート国、サウジアラビア王国、シリ	
		ア・アラブ共和国、スリランカ民主社会主義	
		共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール	
		王国、パキスタン・イスラム共和国、バング	
		ラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルデ	
		ィブ共和国、モンゴル国、ヨルダン・ハシェ	
		ミット王国、ラオス人民民主共和国	100 [
		アフガニスタン・イスラム共和国、イラク共 和国、カンボジア王国、バーレーン国、東テ	199 円
		和国、カフホジア王国、ハーレーフ国、東テ ィモール、レバノン共和国	
	オセアニア	グアム、ハワイ	36 円
	7 67 -7	ニュージーランド	50円
		サイパン	69円
		オーストラリア、マーシャル諸島共和国	99円
		クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サ	149 円
		モア独立国、ツバル、ニュー・カレドニア、	
		ノーフォーク島、フランス領ポリネシア、米	
		領サモア、ミクロネシア連邦	
		キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸	199 円
		島、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和	
		国、二ウエ、バヌアツ共和国、パラオ共和	
		国、フィジー共和国	
		パプアニューギニア共和国	249 円
	アフリカ	コモロ連合、セーシェル共和国、ディエゴ・	85 円
		ガルシア、マイヨット島、レユニオン	
		アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプ	184 円
		ト・アラブ共和国、エスワティニ王国、エチ	

	オピア連邦民主共和国、ガーナ共和国、カメルーン共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、タンザニア連合共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	
	アセンション島、アルジェリア民主人民生、カーボルボルス ガンビア国、ガンガルのでは、カーボルのでは、カーボルのでは、カーボルのでは、カーボルのでは、カーボルのでは、カーボルのでは、カーボルのでは、カーボルのでは、カーボルのでは、カーボルのでは、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが	199 円
アメリカ	アラスカ	36 円
	アメリカ合衆国 (アラスカ及びハワイを除きます。)	39 円
	カナダ	49 円
	ブラジル連邦共和国	134 円
	ア和 ウェース はいか では いっぱい では がい でいか でいか でいか でいか でいか でいか でいか でいか でいか でい	149 円

	合衆国、モンセラット	
	Tンギラ、グレート・ブリテン領ヴァージン	199 円
	諸島、ケイマン諸島、スリナム共和国、セン	
	トクリストファー・ネイビス、セントルシ	
	ア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、	
	トリニダード・トバゴ共和国	
ヨーロッパ	デンマーク王国	65 円
	ギリシャ共和国、ノルウェー王国、ベルギー	75 円
	王国	
	アイルランド、アゾールス諸島、ポーランド	81 円
	共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島	
	フィンランド共和国	82 円
	オランダ王国、カナリア諸島、スイス連邦、	109 円
	スペイン、スペイン領北アフリカ、ロシア連	
	邦	
	イタリア共和国、ウクライナ、グレートブリ	119 円
	テン及び北部アイルランド連合王国、スウェ	
	一デン王国、チェコ共和国、ドイツ連邦共和	
	国、バチカン市国、ハンガリー共和国、フェ	
	ロー諸島、フランス共和国、ルーマニア	101 =
	アゼルバイジャン共和国、ルクセンブルク大	124 円
	公国	104 [
	トルコ共和国	134円
	アイスランド共和国、アルメニア共和国、ア	149 円
	ンドラ公国、ウズベキスタン共和国、オース	
	トリア共和国、カザフスタン共和国、グリー	
	ンランド、クロアチア共和国、コソボ共和	
	│国、サンマリン共和国、シンフルダル、ヘロ │バキア共和国、スロベニア共和国、セルビア	
	ハイノス和国、ヘロペーノス和国、ビルビノ 共和国、ブルガリア共和国、ベルラーシ共和	
	国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニ	
	日、小ハー・・ルンエコピッ、、・・ー ア・旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和	
	国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネ	
	グロ共和国、ラトビア共和国	
	アルバニア共和国、エストニア共和国、キル	199 円
	ギス共和国、ジョージア、タジキスタン共和	
	国、トルクメニスタン、リトアニア共和国、	
	リヒテンシュタイン公国	

2-2-2 特定衛星携帯電話等に係るもの

区分	送信文字数	料金額
		1分までごとに次の料金額
通話料	特定衛星携帯電話1(スラーヤ)	275 円
	特定衛星携帯電話2(イリジウム)	380 円

インマルサットサービス(その通話の相手先が 64kbps の Audio/Speach モード以外の場合)	260 円
インマルサットサービス(その通話の相手先が 64kbps の Audio/Speach モードの場合)	840 円

2-2-3 国際ネットワークに係るもの

区分	送信文字数	料金額
		30 秒までごとに次の料金額
通話料	国際ネットワーク 1	119 円
備考 国際ネットワーク1とは、Orange S.A.が提供する国際ネットワークをいいます。		

第4 データ通信料

1 適用

データ通信料の適用については、第 39 条 (通話料及びデータ通信料の支払義務) の 規定によるほか、次のとおりとします。

データ通信料の適用 (1) 課金対象デ データ通信料の適用は、1料金月の課金対象データの総情報量につ いて 1,024 バイトまでごとに 1 の課金対象データとします。 ータの適用 (2) 総量速度規 ア 当社は、データ高速プラン等の適用を受けているUQ mob 制及び基本速度 i leサービスの契約者回線について、その料金月に行ったデー 規制の適用 タ通信(特定事業者が提供するローミングに係るもの、海外定額 対象回線に係る海外定額対象利用及び通信の相手先(その通信が 相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手 先とします。)に到達しなかったものを含み、別記 28 に定めるタ 一ボOFF設定により行われた通信ものを除きます。以下この欄 及び(6)において同じとします。)に係る累計課金対象データ量 (以下この欄及び(6)において「月間データ利用量」といいま す。)が、(ア)に定める月間データ量及び(イ)に定める前料金月の 繰越データ量を合算した量(以下「総量速度規制データ量」とい います。)を超えたことを当社が確認した場合は、その確認した日 を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通 信の伝送速度を(ウ)に定める規制速度(海外定額対象利用に係る データ通信については、最高 128kbps とします。)に制限する取扱 い(以下「総量速度規制」といいます。)を行います。

(ア) 月間データ量

基本使用料の料金種別	基本データ容量
ぴったりプランS(V)	2ギガバイト
おしゃべりプランS(V)	
UQおはなしプランS(V)	
くりこしプランS(V)	3ギガバイト
スマホプランS(V)	
データ高速+音声通話プラン(V)	
データ高速プラン	
データ高速プラン(V)	
ぴったりプランM(V)	6ギガバイト
おしゃべりプランM(V)	
UQおはなしプランM(V)	
スマホプランM(V)	9ギガバイト
スマホプランR(V)	10 ギガバイト
スマホプランL(V)	14 ギガバイト
ぴったりプランL (V)	
おしゃべりプランL(V)	
UQおはなしプランL (V)	
くりこしプランM(V)	15 ギガバイト
くりこしプランL(V)	25 ギガバイト

(イ) 繰越データ量	<u>=</u>
区分	繰越データ量
① ②以外の場合	料金月の末日が経過した時点において、そ
	の料金月の総量速度規制データ量から月間
	データ利用量を差し引いた量(その翌料金
	月の基本使用料の料金種別に係る月間デー
	タ量と同量を上限とし、その計算結果がマ
	イナスとなる場合は 0 とします。)
② 第2種デュア	料金月の末日が経過した時点において、そ
ルサービス又は	の料金月の総量速度規制データ量から月間
第2種シングル	データ利用量を差し引いた量(計算結果
サービスの提供	が、その料金月の月間データ量以上となる
トラけている場	場合は月間データ量と同量し、0未満とな

(ウ) 規制速度

() / // // // // // // // // // // // //	
基本使用料の料金種別	規制速度
① ②及び③以外のもの	最高 200kbps
② くりこしプランS(V)、スマホプラ	最高 300kbps
ンS(V)、スマホプランM(V)、ス	
マホプランL(V)、ぴったりプラン、	
おしゃべりプラン、UQおはなしプラン	
③ くりこしプランM (V)、くりこしプ	最高 1 Mbps
ランL(V)、スマホプランR(V)	

る場合は0とします。)

- イ 第2種デュアルサービスの契約者回線について、増量オプションの適用を受けている場合の総量速度規制に係る月間データ量は、(4)に定める増量データ量を加算した後のデータ量とします。
- ウ 当社は、データ無制限プラン等の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信の伝送速度を最高 500kbps (海外定額対象利用に係るデータ通信については、最高 128kbps とします。)に制限する取扱い(以下「基本速度規制」といいます。)を行います。
- エ 当社は、ローミング契約者がUQm I 約款に定める総量速度規制又は基本速度規制の適用を受けている場合は、UQm約款の定めに準じてそのローミングに係るデータ通信の伝送速度を制限します。
- オ 総量速度規制及び基本速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (3) 第1種デュアルサービスに係る増量オプションの適用
- ア 第1種デュアルサービスに係る増量オプション(以下この欄において「増量オプションI」といいます。)とは、(ア)に規定する増量オプション料を支払った場合に、その第1種デュアルサービスに係るデータチャージ料の月間累計額から(イ)に規定する額を上限として割引を行うことをいいます。
 - (ア) 増量オプション料

1契約者回線ごとに月額

料金額

税抜額 500 円(税込額 550 円)

(イ) 割引額

1契約者回線ごとに月額

. 544	いっこうかしている。
基本使用料の料金種別	料金額
	税抜額(税込額)
ぴったりプランS(V)、おしゃべりプラン	1,000円
S(V)、UQおはなしプランS(V)	(1, 100 円)
ぴったりプランM(V)、おしゃべりプラン	3,000円
M(V)、UQおはなしプランM(V)	(3, 300 円)
ぴったりプランL(V)、おしゃべりプラン	7, 000 円
L(V)、UQおはなしプランL(V)	(7, 700 円)

- イ 増量オプション I は、第 1 種デュアルサービスの契約者回線であって、ぴったりプラン、おしゃべりプラン又は U Q おはなしプラン (以下この欄において「対象プラン」と総称します。)の適用を受けているものに限り、選択することができます。
- ウ 増量オプション I を選択するUQ mobile契約者は、当 社に申し出ていただきます。
- エ 増量オプション I は、当社がウの申出を承諾した日 (対象プランへの料金種別の変更の請求と同時にウの申出があった場合は、その対象プランの適用を開始した日とします。)を含む料金月から適用します。
- オ 当社は、増量オプション I の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その適用を廃止します。この場合、その事由が発生した日を含む料金月((ウ)に該当した場合にあっては、その前料金月とします。)の末日まで増量オプション I を適用します。
 - (ア) 増量オプション I の適用を廃止する申出があったとき。
 - (イ) そのUQ mobile契約の解除があったとき。
 - (ウ) 対象プラン以外の料金種別への変更があったとき。
- カ 当社がウの申出を承諾した日を含む料金月にオの廃止事由が生 じたときは、エの規定に関わらず、増量オプション I の適用は行 いません。
- キ 増量オプション料については、日割は行いません。

(4) 第2種デュ アルサービスに 係る増量オプションの適用

ア 当社は、UQ mobile契約者(第2種デュアルサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)からの申出により、その契約者回線に係る月間データ量について、次表に定める増量データ量を加算する取扱い(以下「増量オプション」といいます。)を行います。

1契約者回線ごとに

基本使用料の料金種別	増量データ量
ぴったりプランS(V)	1 ギガバイト
おしゃべりプランS(V)	
ぴったりプランM(V)	3 ギガバイト
おしゃべりプランM(V)	

ぴったりプランL(V)	7 ギガバイト
おしゃべりプランL(V)	

- イ 増量オプションは、第2種デュアルサービスの契約者回線であって、アの表に定める基本使用料の料金種別(以下この欄において「対象プラン」といいます。)の適用を受けているものに限り、 選択することができます。
- ウ 増量オプションを選択するUQ mobile契約者は、当社 に申し出ていただきます。
- エ 増量オプションの適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日 を含む料金月の翌料金月からとします。
- オ 当社は、増量オプションの適用を受けている契約者回線について、UQ mobile契約者からその適用を廃止する申出又はUQ mobile契約の解除があった場合には、増量オプションの適用を廃止します。
- カ オの規定により増量オプションの適用を廃止する場合、次表の 右欄に定める日まで増量オプションを適用します。

区分	増量オプションの適用	
1 増量オプションの適用を廃	その申出があった日を含む料金	
止する申出があったとき。	月の末日	
2 UQ mobile契約の	契約解除日(契約移行の場合	
解除があったとき。	は、契約移行日の前日としま	
	す。)	

キ 増量オプションに関するその他の提供条件については、当社が 別に定めるところによります。

(5) 追加購入データ容量の取扱い

ア UQ mobile契約者(第1種デュアルサービス又は第1種シングルサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)は、下表に定めるデータチャージ料を支払うことにより、その支払った額に応じたデータ量(以下「追加購入データ容量」といいます。)を購入することができます。この場合、データチャージ料は、1回に購入できる追加購入データ容量の最小単位に応じた区分により適用します。

区分	最小単位	料金額
		税抜額(税込額)
データチャージ料	100MB	100MB ごとに 200 円 (220 円)
	500MB	500MB ごとに 500 円 (550 円)

- イ UQ mobile契約者は、アの規定によるほか、当社が別に定めるところによりプリペイドカード(以下「データチャージカード」といいます。)に基づき追加購入データ容量を登録することができます。
- ウ データチャージカードに係る販売額及び有効期限並びに登録可能な追加購入データ容量その他の提供条件については、そのデータチャージカードの券面に記載のとおりとします。
- エ 当社は、追加購入データ容量が残存している場合において、別記 28 に定めるターボON設定によるデータ通信(UQm I約款に定めるローミングに係るものを含みます。以下このエにおいて

同じとします。)が行われたときは、下表に定める追加利用データ 量を追加購入データ容量から減算するものとします。

区分	追加利用データ量	
データ高速プラン等の	別記 28 に定めるターボON設定により	
適用を受ける契約者回	各料金月に行われたデータ通信(総量	
線の場合	速度規制による制限を受けたデータ通	
	信を除きます。)に係るデータ量のう	
	ち、当該料金月の月間データ量と繰越	
	データ量の合算量を超過した分	
データ無制限プラン等	別記 28 に定めるターボON設定により	
の適用を受ける契約者	行われたデータ通信に係るデータ量	
回線の場合		

- オ 当社は、別記 28 に定めるターボON設定により行われるデータ通信については、追加購入データ容量が枯渇するまでの間、(2)の規定に関わらず、総量速度規制及び基本速度規制による伝送速度の制限を行いません。
- カ 追加購入データ容量の有効期限は、契約者回線ごとに、最後に 追加した日の翌日から起算して 90 日間が経過した時点としま す。
- キ 当社は、いかなる理由であってもデータチャージ料の返金は一 切行いません。

(6) 購入データ量の取扱い

ア UQ mobile契約者(第2種デュアルサービス又は第2種シングルサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)は、当社が別に定める方法により、次表に定める購入データ量を登録することができます。

種類	購入データ量	有効日数
タイプⅡ	1ギガバイト	
タイプⅢ	3ギガバイト	62 日
タイプⅣ	5ギガバイト	

イ 購入データ量の登録を行うUQ mobile契約者は、その 種類に応じて、購入データ量の単位ごとに、次表に定める料金額 の支払いを要します。

種類	単位	料金額
		税抜額(税込額)
タイプ I	購入データ量 0.5 ギガバイ	550円(605円)
	トごとに	
タイプⅡ	購入データ量1ギガバイト	1,000円(1,100円)
	ごとに	
タイプⅢ	購入データ量3ギガバイト	3,000円(3,300円)
	ごとに	
タイプⅣ	購入データ量5ギガバイト	5,000円(5,500円)
	ごとに	

ウ UQ mobile契約者は、アの規定によるほか、データチャージカードに基づき購入データ量を登録することができます。この場合において、データチャージカードの販売額、有効期間、

登録することができる購入データ量の種類及びその有効日数その 他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

- エ 当社は、データ高速プラン等の適用を受けている第2種デュアルサービス又は第2種シングルサービスの契約者回線について、月間データ利用量が総量速度規制データ量を超えた場合であって、登録された購入データ量の残量(以下「購入残データ量」といいます。)があるときは、その超過したデータ量(総量速度規制の適用を受けた通信に係るものを除きます。)が購入残データ量を超えるまでの間、その契約者回線との間のデータ通信について、総量速度規制を行わないものとします。
- オ 当社は、データ無制限プラン等の適用を受けている第2種デュアルサービス又は第2種シングルサービスの契約者回線について、月間データ利用量が購入残データ量を超えるまでの間、その契約者回線との間のデータ通信について、基本速度規制を行わないものとします。
- カ 当社は、その契約者回線について、(7)に定めるデータ証票の 登録があった場合、その登録により得たデータ量を購入データ量 として取り扱います。この場合において、データ証票の登録によ り得たデータ量の有効日数は、当社が別に定めるところによりま す。
- キ 購入データ量の有効期間は、次表に定める起算開始時点から起 算終了時点までの期間とします。

起算開始時点	購入データ量の登録が完了した時点	
起算終了時点	購入データ量の登録が完了した時点からアの表	
	の有効日数に 24 を乗じた時間が経過する時点	

- ク 購入データ量の有効期間内に、新たな購入データ量の登録又は データ証票の登録が行われた場合、登録済みの購入データ量の有 効期間の残り期間又は新たに登録された購入データ量の有効期間 のいずれか長い方を、その時点の購入残データ量の有効期間とし て取り扱います。
- ケ UQ mobile契約の解除があった場合、登録済みの購入 残データ量を無効とします。
- コ UQ mobile契約者は、購入データ量の登録を行った後のデータ通信の有無に関わらず、イに規定する料金額の支払いを要します。
- サ アに規定するほか、購入データ量には次の種類があります。 ただし、この種類を新たに登録することはできません。

種類	購入データ量	有効日数
タイプ I	0.5 ギガバイト	62 日

シ 購入データ量に関するその他の提供条件については、当社が別 に定めるところによります。

(7) データプレゼントの取扱い

ア 当社は、別に定めるところにより、データ証票(当社が別に定める方法により登録を行った場合に、購入データ量として利用できるデータ量を得ることができる証票をいいます。以下同じとします。)を発行します。

- イ UQ mobile契約者(第2種デュアルサービス又は第2種シングルサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)は、当社が別に定める方法により、当社からデータ証票を譲り受けることができます。
- ウ 購入データ量の残量が 15 ギガバイト以上である場合、新たに 登録したデータ証票 (当社又は特定事業者が有料で販売したもの を除きます。)に係るデータ量は、購入データ量の残量に加算しま せん。
- エ 当社が発行するデータ証票の販売額及び利用期限等、データ証 票を登録した場合に利用することができるデータ量、そのデータ 量に係る有効日数及び利用可能日数並びに本取扱いに関するその 他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (8) 海外定額対 象回線に係る海 外定額対象利用 の制限
- ア 当社は、海外定額対象回線との間のデータ通信(海外定額対象利用に係るものに限ります。)に係る課金対象データの総情報量が、次表の左欄に定める算定対象時間区分において同表の右欄に定めるデータ量を超えたことを当社が確認した場合、超過を確認した算定時間区分の残りの時間が経過するまでの間、その海外定額対象回線との間のデータ通信(超過を確認した海外定額対象利用に係るものに限ります。)の伝送速度を最高 1 Mbps に制限する取扱い(以下「海外定額対象利用速度規制」といいます。)を行います。

1の海外定額対象利用ごとに

算定時間区分	データ量
世界データ定額の利用開始登録が完了し	3 ギガバイト
た時点又は予約登録時に指定した利用開	
始日時から起算して 24 時間ごと	

- イ 予約登録時に指定した利用開始日時を過ぎて利用を開始した場合 (選択した利用日数に係る時間が経過するまでに開始した場合 に限ります。)、アの規定に関わらず、その海外定額対象利用に係る算定時間区分は、利用を開始した日時から起算します。
- ウ 海外定額対象利用速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 41 条 (手続きに関する料金の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

の流足によるはか、人のとおりとしより。			
手続きに関する料金の適用			
(1) 手続きに関	手続きに関する料金は	は、次のとおりとします。	
する料金の適用	SIMカード発行	SIMカードの貸与を請求し、その承諾を	
	手数料	受けたときに支払いを要する料金	
	SIMカード再発	SIMカードの紛失、盗難又は毀損その他	
	行手数料	の理由により新たなSIMカードの貸与を	
		請求し、その承諾を受けたときに支払いを	
		要する料金	
	e S I M発行手数	e S I Mの発行を請求し、その承諾を受け	
	料	たときに支払いを要する料金	
	e S I M再発行手	e S I Mの紛失、盗難又は毀損その他の理	
	数料	由により新たなeSIMの発行を請求し、	
		その承諾を受けたときに支払いを要する料	
		金	
	機種変更手数料	端末設備又は自営電気通信設備の接続に関	
		する請求(UQ mobile契約の申込	
		みの請求と同時に行われたものを除きま	
		す。)をし、その承諾を受けたときに支払い	
		を要する料金	
(2) SIMカー	契約者は、SIMカー	-ド又はeSIMの発行の請求が、UQ mo	
ド発行手数料及	b i l e 契約の申込み	・又は端末設備の変更に関する請求と同時に行	
びeSIM発行	われたものであるとき	きは、SIMカード発行手数料又は e SIM発	
手数料の適用	行手数料の支払いを要	見しません。	
(3) 手続きに関	当社は、(1)及び2	(料金額) の規定に関わらず、手続きの態様等	
する料金の減免	を勘案して別に定める	るところにより、手続きに関する料金の適用を	
	除外し、又はその料金	含額を減免することがあります。	

2 料金額

区分	単位	料金額
		税抜額(税込額)
SIMカード発行手数料	1請求ごとに	3,500円(3,850円)
SIMカード再発行手数料	1請求ごとに	3,500円(3,850円)
e S I M発行手数料		
(1) (2)以外の場合	1請求ごとに	3,500円(3,850円)
(2) 当社所定のアプリケーション	1請求ごとに	400 円 (440 円)
又はWEBサイトにて手続きを行		
った場合		
e S I M再発行手数料		
(1) (2)以外の場合	1請求ごとに	3,500円(3,850円)

(2) 当社所定のアプリケーション	1請求ごとに	400円(440円)
又はWEBサイトにて手続きを行		
った場合		
機種変更手数料	1請求ごとに	3,500円(3,850円)

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 42 条 (ユニバーサルサービス料の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサー	ア UQ mobile契約者は、料金月の末日において締結され
ビス料の適用	ているUQ mobile契約について、2(料金額)に定める
	ユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、その料金
	月の末日にそのUQ mobile契約の解除があったときは、
	この限りでありません。
	イ ユニバーサルサービス料については、日割は行いません。

2 料金額

区分	料金額(月額)
ユニバーサルサー	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規
ビス料	定する「ユニバーサルサービス料」の額

(注) ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/

第7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第 42 条の 2 (電話リレーサービス料の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
電話リレーサービ	ア UQ mobile契約者は、料金月の末日において締結され
ス料の適用	ているUQ mobile契約について、2(料金額)に定める
	電話リレーサービス料の支払いを要します。
	ただし、その料金月の末日にそのUQ mobile契約の解
	除があったときは、この限りでありません。
	イ 電話リレーサービス料については、日割は行いません。

2 料金額

区分	料金額(月額)
ユニバーサルサー	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規
ビス料	定する「ユニバーサルサービス料」の額

(注) 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。 https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/

第2表 工事費

区分	費用
工事費	別に算定する実費とします。

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 窓口取扱手数料

1 適用

窓口取扱手数料の適用については、料金表通則の規定によるほか、次のとおりとし ます。

0, 0	
	窓口取扱手数料の適用
窓口取扱手数料の	UQ mobile契約者は、次のいずれかに該当する場合には、
適用	2 (料金額) の規定に関わらず、窓口取扱手数料の支払いを要しま
	せん。この場合において、UQmobile契約者は、窓口取扱
	手数料に代えて払込取扱票発行手数料の支払いを要します。
	ア その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるも
	のを含みます。) であるとき。
	イ その他当社が別に定める条件に該当するとき。

2 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱手数料	払込取扱票及び請求書の発	税抜額 400 円
	行1回ごとに	(税込額 440 円)

第2 払込取扱票発行手数料

1 適用

払込取扱票発行手数料の適用については、料金表通則の規定によるほか、次のとおりとします。

	払込取扱票発行手数料の適用
払込取扱票発行手	UQ mobile契約者は、次のいずれかに該当する場合には、
数料の適用	2 (料金額) 規定に関わらず、払込取扱票発行手数料の支払いを要
	しません。
	ア その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるも
	のを含みます。) であるとき。
	イ その他当社が別に定める条件に該当するとき。

2 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行手数料	払込取扱票の発行1回ごと	税抜額 200 円
	=	(税込額 220 円)

第3 支払証明書等発行手数料

E ()	22/ /_	사실 스 취포
区分	単位	料金額
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行1回ご	税抜額 400 円
	とに	(税込額 440 円)

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第4 利用料金証明書発行手数料

区分	単位	料金額
利用料金証明書発行手数料	利用料金証明書の発行1回	税抜額 400 円
	ごとに	(税込額 440 円)

(注) 利用料金証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び 郵送料が必要な場合があります。

第5 紙請求書発行手数料

当社のWEBde請求書ご利用規約に定めるところによります。

第6 通信明細サービス利用料

1 適用

通信明細サービス利用料の適用については、別記2(9)の規定によるほか、次のとおりとします。

おりとします。	
	通信明細サービス利用料の適用
(1) 通信明細サ	ア 通信明細サービス利用料については、日割を行いません。
ービス利用料の	イ UQ mobile契約者(第2種デュアルサービス又は第2
適用	種シングルサービスに係るものに限ります。)は、当社が別に定め
	る方法により専用のWEBサイト上で閲覧する通信明細サービス
	の提供を受けるときは、通信明細サービス利用料の支払いを要し
	ません。
(2) a u 一括請	ア 当社は、auー括請求グループ(料金その他の債務が一括して
求グループに係	請求される当社又は特定事業者が提供する携帯電話サービスに係
る通信明細サー	る電気通信回線により構成される回線群であって、その全てが同
ビス利用料の適	一の契約者に係るものに限ります。以下同じとします。)を構成す
用	る電気通信回線(その電気通信サービスの契約約款に定める通信
	明細書の発行の取扱いを受けているものに限ります。)の数が 50
	以上であるものについて、その一括請求グループに係る5G契約
	者から請求があったときは、2 (料金額)の規定に関わらず、次
	表に規定する料金額を適用します。
	1のau一括請求グループについて発行1回ごとに
	料金額
	税抜額 10,000 円(税込額 11,000 円)
	イ 当社は、アの適用に当たり、その料金額の請求先となる1の電
	気通信回線(以下この欄において「一括請求代表回線」といいま
	す。)を当社が別に定める方法により指定します。
	ウ 一括請求代表回線のUQ mobile契約者は、アに定める
	料金額の支払いを要します。
	エーアの適用を受けているauー括請求グループにおいて、その料
	金月にる通信明細書の発行の取扱いを受けている電気通信回線の
	数が 50 未満となった場合、アを適用しません。

2 料金額

(1) (2)以外のもの

区分	単位	料金額
通信明細サービス利用料	1契約ごとに月額	税抜額 100 円
		(税込額 110 円)

(2) 第2種シングルサービスに係るもの

区分	単位	料金額
通信明細サービス利用料	1契約について発行1回ご	税抜額 200 円
	とに	(税込額 220 円)

表1 オプション機能	
種類	提供条件
留守番伝言機能	以下の機能をいいます。
(お留守番サービ	ア その契約者回線に着信した通話のメッセージの蓄積又は再生及
スEX/留守番電	びその契約者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセー
話サービス)	ジの再生をする機能
	イ 本機能を提供するために当社が設置する電気通信設備を用い
	て、蓄積したメッセージを音声ファイル(音声その他音響に係る
	情報をいいます。)に変換、蓄積し、データ通信によりその契約者
	回線に送信する機能(以下「蓄積メッセージ送信機能」といいま
	す。)
	備 ┃ 1 デュアルサービスの契約者回線(第1種デュアルサービス ┃
	考 の契約者回線については、電話基本パックの提供を受けてい
	るものに限ります。)であって、当社が別に定める移動無線装
	置を利用しているものに限り提供します。
	2 蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装
	置を利用している契約者回線に限り提供します。
	3 本機能を利用している移動無線装置への通話については、
	その通話をその通話の発信元から留守番伝言機能を利用して
	いる移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場
	合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏
	する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた
	地域に在圏するものとみなして取り扱います。
	4 蓄積又は登録したメッセージ若しくは音声ファイルは、当
	社が別に定める時間経過後、消去します。
	5 蓄積又は登録できるメッセージ若しくは音声ファイルの
	数、その他提供条件については当社が別に定めるところによ
ギノフリ は総色	ります。
ボイスメール機能	契約者回線等から送信されたメッセージの蓄積及び再生を行う機能
(ボイスメール)	をいいます。 備 1 デュアルサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無
	備 1
	7
	2 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消
	3 蓄積できるメッセージの数、その他提供条件については当
	社が別に定めるところによります。
 三者通話機能(三	通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外
者通話サービス)	の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通
	話ができるようにする機能をいいます。
	備 1 デュアルサービスの契約者回線(第1種デュアルサービス
	考 の契約者回線については、電話基本パックの提供を受けてい
	るものに限ります。)であって、当社が別に定める移動無線装
	置を利用しているものに限り提供します。
	2 本機能を利用して行う新たな通話については、その契約者
L	

	回線に接続されている移動無線装置が現に通話中の通話を開
	始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。
	3 本機能において、その他提供条件については当社が別に定
	めるところによります。
迷惑電話拒否機能	その契約者回線に着信した通話(当社が別に定めるものに限りま
(迷惑電話撃退サ	す。)について、その発信者の契約者回線の電話番号を当社が別に定
ービス)	める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対してお
	ことわりする旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。
	備 1 デュアルサービスの契約者回線(第1種デュアルサービス
	考 の契約者回線については、電話基本パックの提供を受けてい
	るものに限ります。)であって、当社が別に定める移動無線装
	置を利用しているものに限り提供します。
	2 UQ mobile契約者が登録できる電話番号の数は、
	当社が別に定める値とします。
	3 2に規定する数を超えて登録しようとするときは、現に登
	録中の電話番号のうち最初に登録されたものから順に消去し
	て登録します。
	4 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておこと
	わりする旨の案内により自動的に応答する通話について着信
	した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。
	5 本機能により応答する通話に関する料金については、第39
	条 (通話料及びデータ通信料の支払義務) 及び第 50 条 (相
	互接続通信の料金の取扱い)に規定する支払いを要する者が
	支払っていただきます。
	6 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある
	ときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。
	7 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておこと
	わりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害について
	は、責任を負いません。
	8 本機能において、その他提供条件については当社が別に定
	めるところによります。
割込通話機能(割	通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備
込通話サービス)	の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に
	応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるよ
	うにする機能をいいます。
	備 1 デュアルサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無
	考 線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。
	2 三者通話機能を利用しているときは、本機能を利用するこ
	とができません。
	3 本機能において、その他提供条件については当社が別に定
	めるところによります。
電話基本パック	当社が提供する留守番伝言機能と三者通話機能と迷惑電話拒否機能

第1種デュアルサービスの契約者回線に限り提供します。

2 本サービスにおける提供条件については、各機能ごとに定

をセットにしたサービスをいいます。

考

めるところによります。 UQ mobileサービスの電話番号を使用して、文字メッセー SMS機能(SM S) ジの受信又は送信(当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合 を含みます。)を行うことができる機能をいいます。 SMSの受信又は送信(当社が別に定める電気通信設備と の間の受信又は送信に限ります。)については、データ通信に 考 より行います。ただし、当社が別に定める場合は、この限り でありません。 2 その日においてSMSの送信の回数が、200 回を超えたこ とを当社が確認した場合、それ以降その日においてその契約 者回線からSMS送信(特定事業者が提供するローミングに 係るものを含みます。以下この1から4までにおいて同じと します。)を行うことはできません。 3 UQ mobileサービスの電話番号の変更が変更があ った場合、その日における変更前の電話番号に係る契約者回 線からのSMS送信の回数は、変更後の電話番号に係る契約 者回線からのSMS送信の回数に含みません。 4 2に定める回数を超えてSMS送信が行われた場合であっ ても、UQ mobile契約者は、その料金の支払いを要 します。 5 他社相互接続点(携帯電話事業者以外の電気通信事業者と の相互接続に係るものに限ります。以下この欄において同じ とします。)との間で受信又は送信されるSMS又は国際SM S(外国の事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通 信回線との間の文字メッセージをいいます。以下同じとしま す。)については、その相手先の事業者が定めるところに従っ てその形式を変換する場合があります。 6 本機能を利用して受信又は送信されるSMSについては、 そのSMS長又はその契約者回線に接続している移動無線装 置の種類に応じて、分割して受信又は送信されることがあり ます。 7 6に定める場合において、そのSMSの受信又は送信は、 1の受信又は送信として取り扱います。ただし、当社が別に 定める移動無線装置を利用したSMSの受信又は送信は、分 割後のSMS数の受信又は送信として取り扱います。 8 他社相互接続点へのSMS送信については、その協定事業 者の定めるところにより行えない場合があります。 9 国際SMS送信(国際SMSの送信をいいます。以下同じ とします。)の取扱いに関しては、外国の法令、外国の事業者 が定める契約約款等により制限されることがあります。 10 UQ mobile契約者は、当社が別に定める方法によ

ア 他社相互接続点からのSMS

す。

イ 国際SMS

り、次のSMSの受信を行わないようにすることができま

- 11 UQ mobile契約者は、その契約者回線の電話番号 を通知しない場合、本機能を利用してSMSを送信すること はできません。
- 12 蓄積したSMSは、当社が別に定める時間経過後、消去し
- 13 当社は、この機能を利用する契約者(利用者登録が行われ ているときは、登録利用者とします。以下、16までにおいて 同じとします。)から、SMSの受信時に当社が必要とする範 囲でそのSMSの送信元及び内容を確認し、フィッシング等 の詐欺犯罪、マルウェア、ドラッグ、出会い系又はアダルト その他契約者に危険を及ぼす恐れがあると当社が判定したS MSの受信を行わないようにする取扱い(以下「迷惑SMS ブロック」といいます。)を利用する意思表示があったものと みなして取り扱います。
- 14 契約者は、当社が別に定める方法により、その契約者回線 について、迷惑SMSブロックの利用を取りやめる意思表示 又は利用を取りやめた迷惑SMSブロックについて再度の利 用を行う意思表示をすることができます。
- 15 当社は、迷惑SMSブロックの利用中にSMSを受信し又 は受信しなかったことにより生じた結果及びこれに係る被害 又は損害について、責任を負わないものとします。
- 16 当社は、契約者に対して、迷惑SMSブロックの安全性、 正確性、確実性、有用性のほか、契約者の利用目的や要求に 対する適合性等について何ら保証するものではありません。
- 17 前2号の規定は、当社の故意又は重大な過失によって生じ た当社の責任に対しては適用されないものとします。
- 18 本機能(迷惑SMSブロックに係るものを含みます。)にお いて、その他提供条件については当社が別に定めるところに よります。

ブロードキャスト 文字メッセージ受 信機能

端末設備の操作等により、当社がブロードキャスト文字メッセージ 送信設備(この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備 であって、同時に複数の契約者回線に対し文字メッセージを送信す るためのものをいいます。)を用いて送信する文字メッセージを受信 することができる機能をいいます。

考

- 備 1 当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線 に限り提供します。
 - 2 契約者は、当社がこの機能に係る情報を送信する時間帯に おいて、その移動無線装置が在圏する場所における電波の伝 播条件、その端末設備の状態等により、その情報の受信が完 了しないことがあることに同意していただきます。
 - 3 この機能に関するその他の提供条件については、当社が別 に定めるところによります。

能

海外ローミング機 | ア 外国事業者(当社が別に定める者に限ります。)の電気通信設備 から送信された契約者確認信号(外国事業者の電気通信設備にお いてUQ mobile契約者の移動無線装置を確認した信号を いいます。以下同じとします。)を認識することにより、その外国 事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにす る機能をいいます。

イ 本機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。

(ア) (イ)以外のもの

利用形態	内容
国内通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信した
	ものであって、国際通話利用以外のもの
国際通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより当社が別
	に定める番号を付加して発信したもの
着信通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより着信した
	もの
海外SMS利	外国事業者の電気通信サービスによりSMS機
用	能を利用したもの

(イ) データ通信に係るもの

利用形態	内容
海外インター	外国事業者の電気通信サービスによりインター
ネット利用	ネット接続機能を利用したもの

備考 当社は、海外インターネット利用に係るオプション機能使用料の適用は、1料金月の課金対象データの総情報量について、1,024バイトまでごとに1の課金対象データとし、料金表第1表第2(オプション機能使用料)2(料金額)に規定する料金額を適用します。

備考

- 1 国内通話利用、国際通話利用及び着信通話利用はデュアルサービスの契約者回線に限り、海外インターネット利用は第 2種デュアルサービス又は第2種シングルサービスの契約者回線に限り、それぞれ提供します。
- 2 1の規定によるほか、本機能(海外インターネット利用に係るものを除きます。)は、その契約者回線が、当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話 (以下この欄において「着信自動通話」といいます。)を利用できるときに限り提供します。
- 3 1及び2の規定によるほか、この機能(海外インターネット利用に係るものに限ります。)は、当社が別に定める場合を除き、その契約者回線について、在圏する海外利用地域に応じた所定の登録が完了した場合に限り、提供します。
- 4 当社は、移動無線装置への通話があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話を外国事業者の電気通信設備へ転送します。
- 5 着信自動通話に関する料金については、本機能を利用している契約者回線のUQ mobile契約者が支払っていただきます。
- 6 当社は、移動無線装置へのSMS送信を利用して行われる

- 文字メッセージの送信があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、4の規定に準じて取り扱います。この場合、UQ mobile契約者は、4に準じて転送されたSMS送信又は文字メッセージの送信に係る着信自動通話に相当する通話については、その料金の支払いを要しません。
- 7 当社は、本機能に係るオプション機能使用料については、 料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気 通信サービスに係る利用時間、海外SMS利用に係る文字メ ッセージの送信回数、海外インターネット利用に係る情報量 又は世界データ定額の適用に当たり選択した利用時間区分及 びその回数に基づき計算します。この場合、その利用時間又 は送信回数、情報量又は登録の回数は、次のとおり取り扱い ます。
 - ア 国内通話利用又は国際通話利用に係る利用時間は、外国 事業者の機器により測定します。
 - イ 着信通話利用に係る利用時間は、当社の機器により測定 します。
 - ウ 海外SMS利用に係る文字メッセージの送信回数は、当 社の機器により測定します。
 - エ 海外インターネット利用に係る情報量は、当社の機器に より測定します。
 - オ 世界データ定額の適用に当たり選択した利用時間区分及 びその回数は、当社の機器により測定します。
- 8 それぞれの海外利用地域において実際に通信を行うことができる場所、本機能を利用して提供を受けられる利用形態(その利用形態において利用する機能の一部の提供を受けられない場合を含みます。)その他外国事業者の電気通信サービスの内容については、その契約者回線に接続された移動無線装置、その契約者回線について提供を受けているUQ mobileサービスの種類又はその外国事業者が定めるところによります。
- 9 本機能を利用して行う通信に係る料金その他の債務の請求 又は通信明細の発行については、外国事業者の事情により、 利用のあった翌々料金月以降となる場合があります。
- 10 3に定める所定の登録が必要な場合において、海外でその 登録を行った場合、外国事業者等の事情により登録が完了せ ず、この機能の提供を受けられないことがあります。
- 11 その料金月における本機能に係るオプション機能使用料の 概算額が当社所定の額を超えた場合、その契約者回線につい て、本機能の利用を制限することがあります。
- 12 当社は、11の取扱いにより生じた損害については、その契約者回線に係る基本使用料を上限として賠償します。
- 13 当社は、国際ローミング協定その他外国の法令等により、 本機能の利用を制限することがあります。

14 本機能において、その他提供条件については当社が別に定 めるところによります。

(11) インターネ ット接続機能

移動無線装置等の操作等により、専らインターネットとの間でデー タ通信及び+メッセージ(当社の携帯電話サービスの電話番号又は 当社所定の携帯電話事業者が提供する携帯電話サービスの電気通信 番号を使用して、当社が別に定める電気通信設備により文字及び画 像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下 同じとします。)の利用等を行うことができる機能をいいます。

考

- 備 1 UQ mobileサービスの契約者回線(当社が別に定 める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提 供します。
 - 2 UQ mobile契約者は、契約者が青少年であるとき 又は青少年にUQ mobile通信サービスを利用させる ときは、当社が提供するフィルタリングサービスの適用に係 る請求を行っていただきます。
 - 3 2の請求を行わない場合又はフィルタリングサービスの適 用廃止に係る請求を行う場合であって、そのUQ mobi Ie契約者が青少年であるときは、そのUQ mobile 契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。
 - 4 その契約者回線について、当社の+メッセージ利用規約に 定める+メッセージに係る利用契約(以下「+メッセージ契 約」といいます。)を締結している者に限り、同利用規約に基 づき+メッセージを利用することができます。
 - 5 電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経 過後、消去します。
 - 6 6の規定により消去された情報は、復元できません。
 - この機能を利用している契約者回線について、この機能の 廃止を申し出ることはできません。
 - 8 この機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更 があったときは、新たにこの機能の提供を開始した場合に準 じて取り扱います。

ただし、当社が別に定める場合については、この限りであ りません。

- 9 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る 電気通信設備(当社が設置するものを除きます。)の通信の品 質を保証しません。
- 10 この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、 1の+メッセージで受信又は送信を行うことができる情報 量、情報の表示方法その他のこの機能に関する提供条件につ いては、+メッセージ利用規約その他当社が別に定めるとこ ろによります。

電子メール機能

移動無線装置等の操作等により、UQ電子メール (電子メールの アドレスを使用して、当社が設置するメール蓄積装置 により電子 メールの受信又は送信等を行うことができるサービスをいい、MM S(UQ mobileサービスの電話番号を使用して、当社が別 に定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)に係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものに限ります。以下同じとします。)の利用等を行うことができる機能をいいます。

備者

- 1 UQ mobileサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。
- 2 その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置 を利用している場合に限り、UQ電子メール(MMSに係る 電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うも のに限ります。)を利用することができます。
- 3 当社は、1の電話番号ごとに当社が別に定めるところによりUQ電子メールを利用するためのメールアドレスを付与します。
- 4 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合並びに当社が別に定める場合に限りメールアドレスの変更を行います。この場合、既に蓄積されている情報を消去します。
- 5 この機能に係る電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。
- 6 4又は5の規定により消去された情報は、復元できません。
- 7 当社は、UQ電子メールにおいて、当社が別に定める方法 により契約者が指定したUQ電子メールの蓄積を行わないよ うにする機能を提供します。
- 8 その契約者回線から送信したUQ電子メール(その契約者回線のUQ mobile契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。)において、宛先として指定されたメールアドレスののべ数の合計が、その日の開始時から起算して1000に達した場合、以後、同日においては、その契約者回線からのUQ電子メールの送信(その契約者回線のUQ mobile契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して行うものを含みます。)を行うことはできません。この場合において、宛先として指定されたメールアドレスが存在しないものであった場合であっても1のメールアドレスとして数えます。
- 9 UQ mobile契約者(その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)は、その移動無線装置に登録された電話番号及びメールアドレス等の当社が別に定める情報を、この機能に係る電気通信設備に保存することができます。
- 10 UQ mobile契約者は、その契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に係るUQ電子メールの受信に際し、特定の電気通信設備(イン

- ターネット等を介して接続されるものであって、当社以外の 者が設置するものを含みます。)により、その受信に関する通 知が行われることにあらかじめ同意していただきます。
- 11 この機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更があったときは、新たにこの機能の提供を開始した場合に準じて取り扱います。ただし、当社が別に定める場合については、この限りでありません。
- 12 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備(当社が設置するものを除きます。)の通信の品質を保証しません。
- 13 この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、 1のUQ電子メールで受信又は送信を行うことができる情報 量、情報の表示方法その他の提供条件については、当社が別 に定めるところによります。

別表 2 海外ローミング機能(海外インターネット利用に係るものを除きます。)の海外利用 地域

^{地域} 海外利用地域	海外利用地域	
の区分	/母クトイヤリ/ℿュ╚ュタ。	
アジア1	中華人民共和国(香港及びマカオを含みます)、台湾	
アジア2	シンガポール共和国、フィリピン共和国	
アジア3	タイ王国	
アジア 4	マレーシア	
アジア 5	インドネシア共和国	
アジア 6	東ティモール、ブータン王国	
アジアフ	ブルネイ・ダルサラーム国	
アジア8	ベトナム社会主義共和国	
アジア 9	ラオス人民共和国	
アジア 10	カンボジア王国	
アジア 11	モンゴル国	
アジア 12	インド、バングラデシュ人民共和国	
アジア 13	ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国	
アジア 14	スリランカ民主社会主義共和国、モルディヴ共和国、クウェート国	
アジア 15	アフガニスタン・イスラム国	
アジア 16	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イラン・イスラム共和国、オマ	
	一ン国、カタール国、サウジアラビア王国、バーレーン国	
アジア 17	シリア・アラブ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国	
アジア 18	イスラエル国、パレスチナ自治政府	
アジア 19	イラク共和国	
アジア 20	キプロス共和国	
アジア 21	大韓民国	
アジア 22	ミャンマー連邦共和国	
オセアニア 1	オーストラリア、クリスマス島、ニュージーランド、フィジー共和 国、フランス領ポリネシア、ナウル共和国、キリバス共和国	
オセアニア 2	サモア独立国、ハワイ	
オセアニア 3	グアム、サイパン	
オセアニア 4	ニュー・カレドニア	
オセアニア 5	パラオ共和国	
オセアニア 6	トンガ王国、パプアニューギニア独立国、バヌアツ共和国、クック諸	
	島、ソロモン諸島	
オセアニア 7	ミクロネシア連邦	
アメリカ 1	アメリカ合衆国(ハワイを除きます)、カナダ	
アメリカ2	メキシコ合衆国	
アメリカ3	キューバ共和国	
アメリカ4	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマ	
	ーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシン	
	ト・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイ	
	ビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タ	
	一クス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共	

	10日 강소국부10日 · Six 국민 · Six 항 보호 [
	和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエ	
	ルト・リーコ、ボナイル島、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァー	
	ジン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グァデルーベ、フ	
	ランス領ギアナ、マルティニク	
アメリカ 5	エルサルバドル共和国、ベリーズ	
アメリカ6	ニカラグア共和国	
アメリカフ	トリニダード・トバゴ共和国	
アメリカ8	アルゼンチン共和国	
アメリカ9	コロンビア共和国	
アメリカ 10	スリナム共和国	
アメリカ 11	チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア共和	
	国	
アメリカ 12	ガイアナ協同共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国	
アメリカ 13	ペル一共和国	
アメリカ 14	ウルグアイ東方共和国、コスタリカ共和国	
アメリカ 15	エクアドル共和国、グアテマラ共和国	
アメリカ 16	モンセラット	
アメリカ 17	フォークランド諸島	
ヨーロッパ1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、ス	
	イス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシ	
	ュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ドイツ連邦共和国、アイスラ	
	ンド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、グリーンラン	
	ド、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー	
	王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸	
	島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国	
ヨーロッパ2	アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和	
	国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共	
	和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、モルド	
	バ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国	
ヨーロッパ3	アンドラ公国	
ヨーロッパ4	ジブラルタル	
ヨーロッパ5	モンテネグロ共和国	
ヨーロッパ6	マケドニア	
ヨーロッパフ	アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビア	
	共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ共和国、リトアニア共和	
	国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共	
	和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア	
ヨーロッパ8	ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国	
ヨーロッパ9	アルメニア共和国、ジョージア、トルクメニスタン	
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、セネガル共	
	和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、マイヨット島、マダガスカル	
	共和国、モロッコ王国、ルワンダ共和国、レユニオン	
アフリカ2	ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフ	
	リカ共和国、レソト王国	
		

アフリカ3	エチオピア連邦民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザン
	ビア共和国、ジブチ共和国、ケニア共和国、セーシェル共和国
アフリカ4	タンザニア連合共和国
アフリカ5	ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア
	共和国、コートジボワール共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和
	国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エス
	ワティニ王国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、
	ボツワナ共和国、マラウィ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和
	国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、中央アフ
	リカ共和国、赤道ギニア共和国、南スーダン共和国、リビア
アフリカ6	ガボン共和国、ブルキナファソ
アフリカフ	アンゴラ共和国、ギニア共和国、ソマリア連邦共和国、リベリア共和
	国
アフリカ8	ギニアビサウ共和国、チャド共和国
アフリカ 9	コモロ連合
船舶	Maritime Communications Partner AS, Monaco Telecom, Telecom
	Italia 又はWireless Maritime Services の船舶内携帯通話システムに
	より電気通信サービスが提供される地域

別表3 海外ローミング機能(海外インターネット利用に係るものに限ります。)の海外利用 地域

<u>地域</u>	
区分	海外利用地域
アジア	中華人民共和国(香港及びマカオを含みます)、台湾、シンガポール
	共和国、フィリピン共和国、タイ王国、マレーシア、インドネシア共
	和国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民共和国、カンボジア王
	国、モンゴル国、インド、バングラデシュ人民共和国、パキスタン・
	イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、クウェート国、ア
	フガニスタン・イスラム国、アラブ首長国連邦、イラン・イスラム共
	和国、サウジアラビア王国、バーレーン国、カタール国、オマーン
	国、イスラエル国、イラク共和国、キプロス共和国、大韓民国、ミャ
	ンマー連邦共和国
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島共和国、ナウル共
	和国、サモア独立国、ハワイ、グアム、サイパン、パラオ共和国、バ
	ヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島
アメリカ	アメリカ合衆国(ハワイを除きます)、カナダ、メキシコ合衆国、ア
	ルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマー
	チン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・
	ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビ
	ス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ター
	クス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共和
	国、パナマ共和国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルト・リー
	コ、ボナイル島、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島、
	「グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グァデルーペ、フランス領ギ
	アナ、マルティニク、エルサルバドル共和国、ニカラグア共和国、ト
	リニダード・トバゴ共和国、アルゼンチン共和国、スリナム共和国、
	チリ共和国、ブラジル連邦共和国、ガイアナ協同共和国、ペルー共和
	国、コスタリカ共和国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、モン
	セラット
ヨーロッパ	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、ス
	イス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシ
	コタイン公国、ルクセンブルク大公国、ドイツ連邦共和国、アイスラ
	ンド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、スウェーデン王
	国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸
	一島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸島、スペイン領北ア
	フリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国、アイルランド、アゾ
	一ルス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和国、スロベニア共和
	国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共和国、ポーランド共
	和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア
	共和国、コソボ共和国、モンテネグロ共和国、マケドニア、エストニ
	ア共和国、クロアチア共和国、セルビア共和国、マルタ共和国、リト
	アニア共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジ
	キスタン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア、ウク
	ライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、アル
	メニア共和国
	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

アフリカ	アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、トーゴ共和
	国、ナミビア共和国、マイヨット島、ルワンダ共和国、レユニオン、
	ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフ
	│リカ共和国、レソト王国、ザンビア共和国、セーシェル共和国、タン
	ザニア連合共和国、ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルー
	│ン共和国、コンゴ民主共和国、ニジェール共和国、ベナン共和国、ボ
	ツワナ共和国、モーリシャス共和国、中央アフリカ共和国、ガボン共
	和国、ブルキナファソ、アンゴラ共和国

別表 4 削除

別記

1 サービス区域

UQ mobile通信サービスは、当社及び特定MNO事業者のホームページ等で掲げる区域において利用することができるものとします。

2 付随サービスの提供

(1) 時報サービス

ア 当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサー	117
	ビス	

イ 時報サービスは、1の通話について、時報を聞くことができる状態にした時刻から 起算し、6分経過後12分までの間において、その通話を打ち切ります。

(2) 情報提供サービス

ア 当社は、次により情報提供サービスを提供します。

区別	内容
情報提供サービス	UQ mobile通信サービス(デュアルサービスに限ります。) を利用することにより、あらかじめ作成された情報の提供を受ける ことができるサービス

- イ 情報提供サービスで提供される情報は、当社が別に定める者により作成されます。
- ウ 当社は、作成された情報ごとに、その内容、電話番号及びサービス選択番号を定めます。
- エ 情報提供サービスは、契約者回線からの通話に限り提供します。
- オ 情報提供サービスを利用することができる時間帯については、当社が別に定めると ころに より、制限されることがあります。
- カ 情報提供サービスは、1の通話について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した場合において、その通話を打ち切る場合があります。
- キ 契約者は、情報提供サービスを利用した通話について、別記 13 (通話時間等の測定等) の規定により測定した通話時間と料金表第 1 表第 3 (通話料) の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
- ク 当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

(3) 短縮ダイヤル接続

当社は、当社が別に定める契約者回線等へ着信する通話については、当社が別に定めるところにより、短縮ダイヤル番号(当社が付与した短桁の接続番号をいいます。)により接続します。

(4) MNP又は番号移行の取扱い

ア 第 12 条 (電話番号) 第 1 項により当社が定める電話番号について、MNP又は番号 移行を希望する者は、UQ mobile契約 (デュアルサービスに限ります。以下 この(4)において同じとします。)の申し込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に限ります。

- イ 当社は、第 12 条 (電話番号) 第 2 項に規定する場合のほか、アの規定に基づき U Q m o b i l e 契約者 が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。
- ウ UQ mobile契約者がそのUQ mobile契約を解除しようとする場合であって、MNP又は番号移行を希望するときは、UQ mobile契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。ただし、当社は、次のいずれかに該当する場合には、その申出を承諾しません。
 - (ア) その申出を行ったUQ mobile契約者が料金その他の債務の支払いを現 に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (イ) その申出がMNP又は番号移行によらず締結されたUQ mobile契約の 初期契約解除に利用しようとするものであるとき。
- エ 当社は、ウの規定に基づきUQ mobile契約者から申出があったときは、MNP又は番号移行に係る手続きに必要となる番号(以下「MNP予約番号」といいます。)を発行します。ただし、当社が不要と判断した場合は、この限りでありません。
- オ 当社が発行するMNP予約番号は、その発行日から起算して 15 日間が経過したとき に無効となります。この場合において、MNP又は番号移行の申出と同時になされた UQ mobile契約の解除の申出(初期契約解除に係るものを含みます。)については、そのMNP予約番号が無効となったときに撤回されたものとして取り扱います。
- カ UQ mobile契約者は、MNP予約番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

キ削除

ク MNPを希望する者は、当社がMNPに係る手続きを行うに当たり、その者からの 申出の可否を判断するために、そのMNPに関わる携帯電話事業者との間で、その電 話番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、MNP予約番号その他その手続 きに必要な情報を相互に開示し、又は照会することを承諾していただきます。

(5) 協定事業者が提供する特定信書便サービスの利用等

- ア 契約者は、UQ mobile通信サービスの契約者回線から通常通話を行って、 当社が別に定める協定事業者の契約約款等の規定に基づく特定信書便サービスを利用 した場合(特定信書便サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払う ことを条件に利用した場合を除きます。)に生じた特定信書便サービスに係る債権(特 定信書便サービスを利用するために行った相互接続通信の料金に係るものを含みま す。)を、当社がその協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求する ことを承諾していただきます。
- イ アの場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の 請求を省略するものとします。
- ウ アの規定により協定事業者から譲り受けた債権については、第50条の3(ローミングに係る債権の譲渡等)に規定する場合を除き、第48条(割増金)、第49条(延滞利息)、第49条の2(収納手数料の負担等)及び料金表通則の規定に準じて取り扱いま

す。

(6) 有料サービスの利用又は商品の購入に係る料金の合算請求の取扱い

当社は、当社が別に定めるところによりサービス、商品又は権利等(以下この(7)において「有料サービス等」といいます。)を販売する場合であって、当社が別に定める方法でその申込みを受けるときは、その有料サービス等に係る料金をUQ mobile通信サービスに関する料金とみなして取り扱います。

(7) 支払証明書等の発行

- ア 当社は、UQ mobile契約者から請求があったときは、そのUQ mobile契約に係る支払証明書等(その契約者に係る料金等の支払証明書その他これらに類する証明書をいいます。以下同じとします。)を発行します。
- イ UQ mobile契約者は、当社が支払証明書等を発行したときは、当社が別に 定めるところにより、料金表第3表(付随サービスに関する料金等)に規定する支払 証明書等発行手数料の支払いを要します。
- ウ 支払証明書等の発行に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところにより ます。

(8) 利用料金証明書の発行

- ア 当社は、UQ mobile契約者(第2種シングルサービスに係るものに限ります。以下この(8)において同じとします。)から請求があったときは、そのUQ mobile契約に係る利用料金証明書を発行します。
- イ UQ mobile契約者は、当社が利用料金証明書を発行したときは、当社が別に定めるところにより、料金表第3表(付随サービスに関する料金等)に規定する利用料金証明書発行手数料の支払いを要します。
- ウ UQ mobile契約者は、利用者登録が行われているUQ mobile契約 に係る利用料金証明書の発行を請求する場合は、あらかじめ登録利用者の承諾を得ていただきます。
- エ 利用料金証明書の発行に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(9) 通信明細サービス

- ア 当社は、UQ mobile契約者から申込みがあったときは、通信明細サービス (そのUQ mobile契約に係るUQ mobileサービス及び特定事業者が 提供するローミングの通信明細を、当社が別に定める期間、当社が別に定める方法に より閲覧することができるものをいいます。以下この(9)において「本サービス」と いいます。)を提供します。
- イ本サービスの提供の開始は、アに定める申込みを当社が承諾した日からとします。
- ウ 当社は、本サービスの提供を受けている契約者回線について、次表の左欄のいずれ かに該当する場合は、同表の右欄に定める日をもって本サービスの提供を廃止します。

区分	本サービスの提供を廃止する日
(ア) そのUQ mobile契約者から本サービ	廃止申出があった日を含む料金月
スの提供を廃止する申出があったとき	の末日

(イ) UQ mobile契約の解除があったとき 対約の解除があった日

- エ 本サービスの提供を受けているUQ mobile契約者は、本サービスの提供を 開始した日から廃止があった日までの期間について、料金表第3表(付随サービスに 関する料金等)に規定する通信明細サービス利用料の支払いを要します。
- オ UQ mobile契約者は、利用者登録が行われているUQ mobile契約に係る通信明細サービスを利用する場合は、あらかじめ登録利用者の承諾を得ていただきます。
- カー本サービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(10) 緊急地震速報サービス

ア 当社は、次により緊急地震速報サービスを提供します。

区別	内容	
緊急地震速報サー	当社が気象庁の提供する緊急地震速報(気象業務法施行令(昭和	
ビス	27年政令第471号) 第4条に定める地震動警報をいいます。)を受け	
	て作成する情報 (以下「緊急地震速報情報」といいます。)を、気象	
	庁が緊急地震速報の対象として指定する区域(通信を行うことがで	
	きる区域に限ります。以下「緊急地震速報配信区域」といいます。)	
	に在圏する移動無線装置が接続された契約者回線に配信するサービ	
	ス	

- イ 当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。
- ウ 契約者は、以下の各号について承諾していただきます。
 - (ア)緊急地震速報情報の配信は、地震の到達に間に合わない場合があります。
 - (イ) 緊急地震速報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播 状況、端末設備の電源、設定等の状況等により、緊急地震速報情報を受信できない 場合があります。
 - (ウ) 緊急地震速報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、 当社の設備状況又は電波の伝播状況等により、緊急地震速報情報が配信される場合 があります。
 - (エ) その他、当社は、気象庁の緊急地震速報に基づき作成した情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。
- エ 当社は、第13条(UQ mobileサービスの利用の一時中断)又は第27条(利用停止)の規定に関わらず、UQ mobileサービスの利用の一時中断又はUQ mobile通信サービスの利用の停止があった契約者回線に対し緊急地震速報サービスを提供します。
- オ 緊急地震速報情報は、別表 1 (オプション機能) に規定するブロードキャスト文字 メッセージ受信機能により受信できます。
- カ 契約者は、緊急地震速報サービスに係る情報及びオプション機能の利用について、 料金の支払いを要しません。
- キ 緊急地震速報情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるとこ ろによります。

(11) 津波警報サービス

ア 当社は、次により津波警報サービスを提供します。

区別	内容
津波警報サービス	当社が気象庁の提供する津波警報(気象業務法施行令第4条に定め
	る津波警報をいいます。)を受けて作成する情報 (以下「津波警報情
	報」といいます。)を、気象庁が津波警報の対象として指定する区域
	(通信を行うことができる区域に限ります。以下「津波警報配信区
	域」といいます。)に在圏する移動無線装置が接続された契約者回線
	に配信するサービス

- イ 当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。
- ウ 契約者は、以下の各号について承諾していただきます。
 - (ア) 津波警報情報の配信は、津波の到達に間に合わない場合があります。
 - (イ) 津波警報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播状況、端末設備の電源、設定等の状況等により、津波警報情報を受信できない場合があります。
 - (ウ) 津波警報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、当社の設備状況又は電波の伝播状況等により、津波警報情報が配信される場合があります。
 - (エ) その他、当社は、気象庁の津波警報に基づき作成した情報の内容等に基づいて 発生した損害については、責任を負いません。
- エ 当社は、第13条(UQ mobileサービスの利用の一時中断)又は第27条(利用停止)の規定に関わらず、UQ mobileサービスの利用の一時中断又はUQ mobile通信サービスの利用の停止があった契約者回線に対し津波警報サービスを提供します。
- オ 津波警報情報は、別表 1 (オプション機能) に規定するブロードキャスト文字メッセージ受信機能により受信できます。
- カ 契約者は、津波警報サービスに係る情報及びオプション機能の利用について、料金 の支払いを要しません。
- キ 津波警報情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 3 当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務
 - (1) 当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡(以下この別記3において「通知等」といいます。)を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所、メールアドレスに係る情報(以下「契約者連絡先」といいます。)に基づいて行います。
 - (2) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
 - (3) 当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
 - (4) 契約者は、契約者が(2)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に 宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達 すべきときにその契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。
 - (5) 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した書面についても、(4)と同様とします。

- (6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等は行わないこととします。
- (7) (6)に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能又はその契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音する又は電子メールその他の方法により、契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、契約者がその通知等を実際に受領したか否かに関わらず、その通知等は契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。
- (8) 当社は、当社がその契約者回線について第27条(利用停止)に基づくUQ mobile通信サービスの利用の停止又は第16条(当社が行うUQ mobile契約の解除)に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び(7)のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定に関わらず、通知を省略します。
- (9) 契約者は、(2)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

4 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社が契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかに当社が別に定める方法により当社に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) 契約者は、(1)の届出を行わない場合、別記3の(4)から(9)の規定に準じて取り 扱うことに同意していただきます。

5 端末設備に異常がある場合などの検査

- (1) 当社又は特定MNO事業者は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社又は特定MNO事業者の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認め

られないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取り止めていただきます。

6 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の規定に準じて取り扱います。

7 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準及び技術的条件
端末設備等規則

- 8 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い
 - (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備(移動無線装置に限ります。以下 この別記8において同じとします。)について、電波法(昭和25年法律第131号)の規 定に基づき、当社又は特定MNO事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命 ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理 などを行っていただきます。
 - (2) 当社又は特定MNO事業者は、(1)の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
 - (3) 契約者は、(2)の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取り止めていただきます。
- 9 端末設備の電波法に基づく検査

別記8に規定する検査のほか、端末設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく 検査を受ける場合の取扱いについては、別記8の(2)及び(3)の規定に準ずるものとしま す。

10 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備 (移動無線装置に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記8の規定に準ずるものとします。

11 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備 (移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記9の規定に準ずるものとします。

- 12 削除
- 13 通話時間等の測定
 - (1)(2)以外の通話に係る通話時間は、以下のとおり測定します。
 - ア 通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、 発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をで きない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。ただし、 電話番号案内接続に係る通話に係る通話時間については、電話番号案内事業者の機器

により測定します。

- イ 次の時間は、アの通話時間には含みません。
 - (ア) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間
 - (イ) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される料金表第1表第3(通話料)に規定する秒数に満たない端数の通話時間
- (2) SMS機能を利用した文字メッセージの送信の回数は、当社の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からSMS機能を利用した文字メッセージの送信を示す情報を受信した回数とし、当社の機器により測定します。
- 14 課金対象データの情報量の測定 課金対象データの情報量は、当社の機器により測定します。
- 15 当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合の取扱い
 - (1) 当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり 取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1
	日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を
	乗じて得た額
イ 過去1年間の	機器の故障などにより正しく通話料が算定することができなかった
実績を把握する	日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合
ことができる場	的に判断して機器の故障があったと認められる日)を含む料金月の
合	前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値
	に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

- (2) (1)の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌 するものとします。
- (3) (1)の規定は、データ通信料を正しく算定できなかった場合について、準用します。
- 16 UQ mobile通信サービスの利用における禁止行為
 - (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
 - (2) (1)のほか、当社若しくは他社のインターネット関連設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為
 - (3) 無断で他人に広告、宣伝若しくは勧誘する行為又は他人に嫌悪感を抱かせ、若しく は嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載若しくは転載する行為
 - (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
 - (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するお それがある行為
 - (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
 - (7) 他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (8) 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等 を送信、記載又は掲載する行為
 - (9) 無限連鎖講(ネズミ講)若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する

行為

- (10) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に違反する行為
- (11) UQ mobile通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する 行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (13) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (14) (1)から(13)のほか、法令又は慣習に違反する行為
- (15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (16) 当社サービスの運営を妨げる行為
- (17) 上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
- 17 大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い

当社は、1の契約者回線から1日当たり当社が別に定める量を超えるUQ電子メールの送信が行われたときは、別記16に該当する行為がなされたものとして場合と同様に取り扱います。ただし、その契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りでありません。

18 端末設備の接続

- (1) UQ mobile契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備(UQ mobileサービスの契約者回線に接続することができるものであって次のア及びイ表示(以下「技適マーク」といいます。)等により当社が無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるものに限ります。以下この別記 18 において同じとします。)を接続するときは、当社所定の方法によりその接続の請求をしていただきます。
 - ア 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)様式 第7号又は第14号の表示
 - イ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)様式第7 号又は第14号の表示
- (2) 当社等は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - アーその接続に用いる端末設備が、無線設備規則に適合してないとき。
 - イ その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - ウ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる端末 設備が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの検査を行います。
 - ア 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できると き。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) UQ mobile契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から (4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) UQ mobile契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取り止めたときは、そのことを当社に通知していただきます。

19 自営電気通信設備の接続

- (1) UQ mobile契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあっては、UQ mobileサービスの契約者回線に接続することができるであって技適マーク等により当社等が無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるものものに限ります。以下この別記 19 において同じとします。)を接続するときは、当社所定の方法により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続に用いる自営電気通信設備が、無線設備規則に適合してないとき。
 - イ その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - ウ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、 総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社等は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる端末設備が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの検査を行います。
 - ア 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できると き。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) UQ mobile契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、 (1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) UQ mobile契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取り 止めたときは、そのことを当社に通知していただきます。

20 当社等の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

21 検査等のための端末設備の持込み

UQ mobile契約者は、次の場合には、その端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を、当社が指定した期日にサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 別記5又は別記18の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (2) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

22 相互接続通信の料金の取扱い

別記 23 に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、その通信と他網相互接続通信とを合わせて別記 23 に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 23 に定めるところによります。

ただし、当社又は協定事業者のオプション機能等に関する通信及び協定事業者が提供する電報サービスの利用に係る通信について、この約款又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

23 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

(1) 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1)	(1) 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの			
	接続形態	料金の取扱い等		
1	発信	料金設定事業者		
	:当社の契約者回線	:当社		
	着信	料金請求事業者		
	:携帯電話事業者に係る電気	:当社		
	通信設備(国内衛星携帯電	料金の支払いを要する者		
	話サービスに係る電気通信	: その通話の発信に係る契約者回線の契約者		
	設備を含みます。)	料金に関するその他の取扱い		
		:この約款に定めるところによります。		
2	削除			
3	発信	料金設定事業者		
	:当社の契約者回線	:当社		
	着信	料金請求事業者		
	:加入電話事業者(他網公衆	:当社		
	電話及びIP電話事業者を	料金の支払いを要する者		
	含みます。以下この別記 23	: その通話の発信に係る契約者回線の契約者		
	において同じとします。) に	料金に関するその他の取扱い		
	係る電気通信設備	:この約款に定めるところによります。		
4	発信	料金設定事業者		
	:携帯電話事業者に係る電気	:携帯電話事業者		
	通信設備(国内衛星携帯電	料金請求事業者		
	話サービスに係る電気通信	:携帯電話事業者		
	設備を含みます。)	料金の支払いを要する者		
	着信	: その携帯電話事業者の契約約款等に定める者		
	:当社の契約者回線	料金に関するその他の取扱い		
		: その携帯電話事業者の契約約款等に定めるとこ		
		ろによります。		
5	削除			
6	発信	料金設定事業者		
	:加入電話事業者に係る電気	:当社又は加入電話事業者		
	通信設備	料金請求事業者		
	着信	:加入電話事業者		
	:当社の契約者回線	料金の支払いを要する者		
		: その加入電話事業者の契約約款等に定める者		
		料金に関するその他の取扱い		
		: その加入電話事業者の契約約款等に定めるとこ		
		ろによります。		
7	発信	料金設定事業者		
	:本邦外に設置された電気通	:中継事業者		
	信設備	料金請求事業者		
	着信	: 中継事業者		
	: 当社の契約者回線	料金の支払いを要する者		

1 ~	の中継事業者の契約約款等に定める者
	:に関するその他の取扱い ·の中継事業者の契約約款等に定めるところに
l d	ります。

(2) (1)以外のもの

- ア 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き当社が定めることとします。
- イ 契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

24 特定の電気通信サービス

電気通信サービス

アルテリア・ネットワークス株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する電気通信サービスであって、電気通信番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を用いるもの

25 電話番号案内事業者

で 日日 ランハンナントロ		
	電話番号案内事業者	
アルティウスリンク株式会社		

26 削除

27 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

オプション機能

SMS機能、海外ローミング機能、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能、インターネット接続機能

28 標準機能

100. 1 100010-	
種類	提供条件
1 自動着信転送	その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約
機能(着信転送	者回線等 (当社が別に定めるものに限ります。)に、自動的に転送す
サービス)	る機能をいいます。
	備(1) UQ mobileサービスの契約者回線(当社が別に
	考 定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り
	提供します。
	(2) この機能により転送される通話の料金については、この
	機能を利用している契約者回線のUQ mobile契約者
	に支払っていただきます。
	(3) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわ
	たる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証
	できないことがあります。
	(4) この機能を利用している契約者回線への通話及びこの機
	能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等
	のため契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する
	地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認

できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り 扱います。

(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が 別に定めるところによります。

(番号通知リク ス)

2 発番要請機能 | その契約者回線に着信した通話であって、発信者番号が通知されな い通話に対して、発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を、発 エストサービ 信者に通知する機能をいいます。

- | (1) UQ mobileサービスの契約者回線(当社が別に 定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り 提供します。
 - (2) この機能により応答する通話に関する料金については、 第39条(通話料及びデータ通信料の支払義務)及び第50条 (相互接続通信の料金の取扱い) に規定する支払いを要する 者が、支払っていただきます。
 - (3) この機能に関するその他の提供条件については、当社が 別に定めるところによります。

ターボ切替機 能

その契約者回線におけるデータ通信について、下表の設定を任意に 切り替えて行うことができる機能をいいます。

到 7 日 7 ここの ここの 成化 と 0 の 7 。			
設定	内容		
ターボOF	下表に定める伝送速度の制限を行うもの		
F設定	区分 伝送速度の制限		
	データ高速プラン等の	そのデータ通信の伝送	
	適用を受ける契約者回 速度を総量速度規制と		
	線の場合 同じ最高速度に制限し		
	ます。		
	データ無制限プラン等	基本速度規制を適用し	
	の適用を受ける契約者	ます。	
	回線の場合		
ターボON	ターボOFF設定以外のもの		
設定			
	_		

考

- (1) UQ mobileサービスの契約者回線(当社が別に 定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限 り提供します。
- (2) この機能に関するその他の提供条件については、当社が 別に定めるところによります。

29 UQ mobile契約者の氏名等を通知する中継事業者

中継事業者	事業者識別番号	
KDDI株式会社	001、0051、0052、0053、0055、0056 又は0057	
ソフトバンク株式会社	0041、0061、0063、0065、0066 又は0083	
アルテリア・ネットワークス株式会社	0060	
ブラステル株式会社	009120 又は 009121	

株式会社アイ・ピー・エス・プロ	0031 又は 0032
-----------------	--------------

30 削除

31 UQ mobile契約者が指定できる支払方法

UQ mobile契約の名義	UQ mobile契約者が指定できる支払方法
個人	当社が指定する金融機関等に係る口座振替又はクレジ
	ットカード決済
法人	当社が指定する金融機関等に係る口座振替、クレジッ
	トカード決済又は銀行振込

附則

この約款は、平成26年12月18日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成27年2月6日から実施します。

附則

この改正規定は、平成27年2月20日から実施します。

附則

この改正規定は、平成27年3月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

附則 (15-0VE 営-001 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

(繰越データ容量の適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現にデータ高速プラン等の適用を受けている契約者回線について

は、この改正規定実施の日を含む料金月において、その前料金月からの繰越データ容量を 3ギガバイトとみなして適用します。

附則 (15-0VE 営-002 号)

この改正規定は、平成27年11月17日から実施します。

附則 (15-0VE 営-003 号)

この改正規定は、平成27年11月18日から実施します。

附則 (16-0VE 営-001 号)

この改正規定は、平成28年2月19日から実施します。

附則 (16-0VE 営-002 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (16-0VE 営-003 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年5月19日から実施します。

(端末購入アシストの適用に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている端末購入アシストの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。
- (1) UQ mobile契約は、端末購入アシストの申込みの承諾を受けた日(UQ mobile契約の締結と同時に端末購入アシストを申し込んだ場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月(以下この附則において「加算開始月」といいます。)からその廃止日の前日を含む料金月までの期間について、加算料を支払っていただきます。
- (2)端末購入アシストは、その加算開始月から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって自動的に終了するものとします。
- (3) UQ mobile契約者は、端末購入アシストの申込みの承諾を受けた日を含む料金月以降において、次のいずれかに該当した場合は、端末購入アシスト解除料の支払いを要します。
- ア 端末購入アシストの適用を受けているUQ mobile契約の解除があった場合。
- イ 端末購入アシストの適用を廃止した場合。
- (4) (1) から(3) 以外の提供条件については、料金表に定めるところによります。

附則 (16-0VE 営-004 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。

(データ増量キャンペーンの適用条件の変更)

- 2 16-0VE 営-002 号 (平成28年4月1日) の附則第2項及び第3項を「削除」に改めます。
- 3 当社は、平成28年10月24日までに申し込まれたUQ mobile契約(携帯電話・PHS番号ポータビリティを利用して特定携帯電話事業者が提供する携帯電話サービス(その卸電気通信役務を利用して他の電気通信事業者が提供する携帯電話サービスを含みます。)に係る契約の解除と同時に締結したものを除きます。)のうち、ぴったりプラン又はぴったりプラン(V)の適用を受けている契約について、その契約者回線の提供を開始した日を含む料金月から起算して25料金月が経過するまでの間(携帯電話・PHS番号ポータビリティを利用して締結された契約については平成28年4月1日以降、それ以外の契約については平成28年6月1日以降の期間に限ります。)、データチャージ料の月間累計額が下表の割引額(データチャージ料の月間累計額が下表の額に満たない場合は、その月間累計額と同額とします。)を控除する取扱い(以下「データ増量キャンペーン」といいます。)を行います。

1契約者回線ごとに月額

	区分	料金額(税抜額)
割引額	(1) (2) 以外のもの	1,000円
	(2) たっぷりオプションの適用を受けている	3,000円
	もの	

4 当社は、データ増量キャンペーンの適用を受けているUQ mobile契約の解除があった場合は、その契約解除日を含む料金月の前料金月の末日をもって、その適用を廃止します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (16-0VE 営-005 号)

この改正規定は、平成28年6月17日から実施します。

附則 (16-0VE 営-006 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
 - (ぴったりプラン等に係る通話料の適用に関する特例措置)
- 2 当社は、平成28年10月24日までに申し込まれたUQ mobile契約のうち、 ぴったりプラン又はぴったりプラン(V)の適用を受けている契約について、この改正規 定実施の日以降、その契約者回線の提供を開始した日を含む料金月から起算して25料金 月が経過するまでの間、料金表第1表第3(通話料)の1(適用)の(1)のアの表に代 えて、下表を適用する取扱いを行います。

1契約者回線ごとに月額

区分	支払いを要しない料金(税抜額)
(ア)(イ)以外の場合	0 円から 2, 400 円までの部分
(イ) たっぷりオプションの適用を受けている場 合	0 円から 4,800 円までの部分

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (16-0VE 営-007 号)

この改正規定は、平成28年7月15日から実施します。

附則 (16-UQ0 営-001 号)

この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

附則 (16-UQ0 営-002 号)

この改正規定は、平成28年10月7日から実施します。

附則 (16-UQ0 営-003 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年10月25日から実施します。

ただし、この改正規定中、おしゃべりプランS、おしゃべりプランS(V)、おしゃべりプランM及びおしゃべりプランM(V)に関する部分については、平成29年2月22日から実施します。

(基本使用料の料金種別の適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により下表の左欄の適用を受けている者は、 この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の適用を受けているものとみなしま す。

改正前	改正後
ぴったりプラン及びたっぷりオプション	たっぷりプラン
ぴったりプラン(V)及びたっぷりオプシ	たっぷりプラン(V)
ョン	

(データ増量キャンペーンの適用)

- 3 16- 0VE 営-004 号(平成28年6月1日)の附則第3項中「当社が別に定める日」とあるのを「平成28年10月24日」に改めます。
- 4 当社は、平成29年2月21日までに申し込まれたUQ mobile契約(携帯電話・PHS番号ポータビリティを利用して特定携帯電話事業者が提供する携帯電話サービス(その卸電気通信役務を利用して他の電気通信事業者が提供する携帯電話サービスを含みます。)に係る契約の解除と同時に締結したものを除きます。)のうち、ぴったりプラン、ぴったりプラン(V)、たっぷりプラン、たっぷりプラン(V)、おしゃべりプランS、おしゃべりプランS(V)、おしゃべりプランM又はおしゃべりプランM(V)の適用を受けている契約について、この改正規定実施の日以降、その契約者回線の提供を開始した日を含む料金月から起算して25料金月が経過するまでの間、データチャージ料の月間累計額から下表の割引額(データチャージ料の月間累計額が下表の額に満たない場合は、その月間累計額と同額とします。)を控除する取扱い(以下「データ増量キャンペーン」といいます。)を行います。

1契約者回線ごとに月額

	区分	料金額(税抜額)
割引額	(1) (2) 以外のもの	1,000円

(2)たっぷりプラン、たっぷりプラン	3,000円
(V)、おしゃべりプランM又はおしゃべ	
りプランM(V)の適用を受けているもの	

5 当社は、データ増量キャンペーンの適用を受けているUQ mobile契約の解除があった場合は、その契約解除日を含む料金月の前料金月の末日をもって、その適用を廃止します。

(ぴったりプラン等に係る通話料の適用に関する特例措置)

- 6 16-0VE 営-006 号(平成28年7月1日)の附則第2項中「当社が別に定める日」とあるのを「平成28年10月24日」に改めます。
- 7 当社は、平成29年2月21日までに申し込まれたUQ mobile契約のうち、ぴったりプラン、ぴったりプラン(V)、たっぷりプラン又はたっぷりプラン(V)の適用を受けている契約について、この改正規定実施の日以降、その契約者回線の提供を開始した日を含む料金月から起算して25料金月が経過するまでの間、料金表第1表第3(通話料)の1(適用)の(1)のアの表に代えて、下表を適用する取扱いを行います。

1契約者回線ごとに月額

区分	支払いを要しない料金(税抜額)
(ア) (イ) 以外の場合	0 円から 2, 400 円までの部分
(イ) たっぷりプラン又はたっぷりプラン (V)	0 円から 4,800 円までの部分
の適用を受けている場合	

(おしゃべりプラン新登場キャンペーンの適用)

8 当社は、平成28年10月25日から平成29年2月21日までの間に申し込まれたUQmobile契約のうち、ぴったりプラン、ぴったりプラン(V)、たっぷりプラン 又はたっぷりプラン(V)の適用を受けている契約については、平成28年11月1日から平成29年2月28日までの間、前項の表に代えて、下表を適用する取扱い(以下「おしゃべりプラン新登場キャンペーン」といいます。)を行います。

1契約者回線ごとに月額

区分	支払いを要しない料金(税抜額)
(ア) (イ) 以外の場合	0 円から 3,600 円までの部分
(イ) たっぷりプラン又はたっぷりプラン (V)	0 円から 7, 200 円までの部分
の適用を受けている場合	

(基本使用料の料金種別の移行)

9 おしゃべりプラン新登場キャンペーンの適用を受けているUQ mobile契約については、下表の左欄に掲げる平成29年2月21日時点の料金種別(その日までに変更の申込みがあった場合は、その変更先として選択された料金種別とします。)に応じて、平成29年3月1日にそれぞれ同表の右欄の料金種別へ自動的に移行します。

平成29年2月21日時点の料金種別	平成29年3月1日時点の料金種別
ぴったりプラン	おしゃべりプランS
ぴったりプラン(V)	おしゃべりプランS(V)
たっぷりプラン	おしゃべりプランM
たっぷりプラン(V)	おしゃべりプランM (V)

10 当社は、おしゃべりプラン新登場キャンペーンの適用を受けているUQ mobile 契約者が平成29年2月22日から平成29年2月28日までの間に基本使用料の料金種別の変更の申込みを行った場合は、前項の規定を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

11 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (16-UQ0 営-004 号)

この改正規定は、平成28年11月18日から実施します。

附則(16-UQ0 営-005 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (16-UQ0 営-006 号)

この改正規定は、平成29年1月26日から実施します。

附則 (16-UQ0 営-007 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成29年2月22日から実施します。

(基本使用料の料金種別の適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により下表の左欄の適用を受けている者は、 この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の適用を受けているものとみなしま す。

改正前	改正後
ぴったりプラン	ぴったりプランS
ぴったりプラン自動更新なし	ぴったりプランS自動更新なし
ぴったりプラン (V)	ぴったりプランS (V)
ぴったりプラン(V)自動更新なし	ぴったりプランS(V)自動更新なし
たっぷりプラン	ぴったりプランM
たっぷりプラン自動更新なし	ぴったりプランM自動更新なし
たっぷりプラン(V)	ぴったりプランM(V)
たっぷりプラン(V)自動更新なし	ぴったりプランM(V)自動更新なし

(データ増量キャンペーンの適用)

- 3 16-UQO 営-003 号(平成28年10月25日)の附則第4項中「当社が別に定める日」と あるのを「平成29年2月21日」に改めます。
- 4 当社は、平成29年6月7日までに申し込まれたUQ mobile契約 (携帯電話・PHS番号ポータビリティを利用して特定携帯電話事業者が提供する携帯電話サービス (その卸電気通信役務を利用して他の電気通信事業者が提供する携帯電話サービスを含みます。)に係る契約の解除と同時に締結したものを除きます。)のうち、ぴったりプラン又は おしゃべりプランの適用を受けている契約について、この改正規定実施の日以降、その契約者回線の提供を開始した日を含む料金月から起算して25料金月が経過するまでの間、 データチャージ料の月間累計額から下表の割引額 (データチャージ料の月間累計額が下表

の額に満たない場合は、その月間累計額と同額とします。)を控除する取扱い(以下「データ増量キャンペーン」といいます。)を行います。

1契約者回線ごとに月額

区 分	割引額(税抜額)
(1)(2)又は(3)以外の場合	1,000円
(2)ぴったりプランM、ぴったりプランM	3,000円
(V)、おしゃべりプランM又はおしゃべりプ	
ランM(V)の適用を受けている場合	
(3) ぴったりプランL、ぴったりプランL	7,000円
(V)、おしゃべりプランL又はおしゃべりプ	
ランL(V)の適用を受けている場合	

5 当社は、データ増量キャンペーンの適用を受けているUQ mobile契約の解除があった場合は、その契約解除日を含む料金月の前料金月の末日をもって、その適用を廃止します。

(ぴったりプラン等に係る通話料の適用に関する特例措置)

- 6 16-UQ0 営-003 号(平成28年10月25日)の附則第7項中「当社が別に定める日」とあるのを「平成29年2月21日」に改めます。
- 7 当社は、平成29年6月7日までに申し込まれたUQ mobile契約のうち、ぴったりプランの適用を受けている契約について、この改正規定実施の日以降、その契約者回線の提供を開始した日を含む料金月から起算して25料金月が経過するまでの間、料金表第1表第3(通話料)の1(適用)の(1)のアの表に代えて、下表を適用する取扱いを行います。

1契約者回線ごとに月額

区 分	支払いを要しない料金(税抜額)
(1) (2) 又は(3) 以外の場合	0 円から 2,400 円までの部分
(2)ぴったりプランM又はぴったりプランM	0 円から 4,800 円までの部分
(V) の適用を受けている場合	
(3) ぴったりプランL又はぴったりプランL	0 円から 7, 200 円までの部分
(V) の適用を受けている場合	

(料金等の支払いに関する経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (16-UQ0 営-001 号)

この改正規定は、平成29年5月22日から実施します。

附則(16-UQ0 営-002 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成29年6月8日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 16-UQ0 営-007 号 (平成29年2月22日)の附則第4項及び第7項中「当社が別に定める日」とあるのを「平成29年6月7日」に改めます。
- 4 この改正規定実施の際現に、下表の左欄の規定に該当している契約者回線については、 この改正規定実施の日以降、その適用を受けている附則の定めに関わらず、それぞれ同表 の右欄に掲げる提供条件書の定めに準じて取り扱うものとします。

	x y c c c c c c c c c c
区 分	提供条件書
16-0VE 営-004 号(平成 28 年 6 月 1 日)の附	「データ増量キャンペーン」提供条件書
則第3項、16-UQ0當-003号(平成28年10月	
25 日)の附則第4項又は 16-UQO 営-007 号	
(平成29年2月22日)の附則第4項の適	
用を受けている場合	
16-0VE 営-006 号 (平成 28 年 7 月 1 日) の附	「無料通話2倍キャンペーン」提供条件
則第2項、16-UQ0 営-003号(平成28年10月	書
25 日)の附則第7項又は 16-UQO 営-007 号	
(平成29年2月22日)の附則第7項の適	
用を受けている場合	

附則 (17-UQ0 営-003号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (17-UQ0 営-004号)

この改正規定は、平成29年9月7日から実施します。

附則 (17-UQ0 営-005号)

この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。

附則(17-UQ0 営-006 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (17-UQ0 営-007 号)

この改正規定は、平成30年2月20日から実施します。

附則 (18-UQ0 営-001 号)

この改正規定は、平成30年6月13日から実施します。

附則(18-UQ0 営-002 号)

この改正規定は、平成30年7月23日から実施します。

附則 (18-UQ0 営-003 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成30年9月15日から実施します。

(MNP転出手数料の適用)

2 料金表第3表第4 (MNP転出手数料)の1 (適用)の規定については、平成30年9 月15日以降に申込みを受けたUQ mobile契約に限り適用します。

附則 (18-UQ0 営-004号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

(初期契約解除の適用)

2 第16条の2(初期契約解除の取扱い)の規定については、平成30年10月1日以降 に締結された対象契約に限り適用します。

附則(18-UQ0 営-005号)

この改正規定は、平成30年12月1日から実施します。

附則 (18-UQ0 営-006号)

この改正規定は、平成30年12月12日から実施します。

附則 (18-UQ0 営-007号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

ただし、料金表第1表(基本使用料)第1(適用)(9)に規定するギガMAX月割については、平成31年4月利用分の基本使用料から適用を開始します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (18-UQ0 営-008号)

この改正規定は、平成31年3月14日から実施します。

附則 (19-UQ0 営-001号)

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附則(19-UQ0 営-002号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (19-UQ0 営-003号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和元年8月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (19-UQ0 営-004号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、基本使用料の料金種別の変更に関する部分は令和元年9月24日(データ高速+音声通話プラン、データ高速+音声通話プラン(V)、データ無制限+音声通話プラン又はデータ無制限+音声通話プラン(V)からぴったりプラン、おしゃべりプラン又はUQおはなしプランへの変更の可否に関する部分にあっては、令和元年9月30日とします。)から、UQおはなしプランに係る無料通話料の適用に関する部分は令和元年9月30日から実施します。

(マンスリー割の取扱い)

- 2 当社は、令和元年10月1日以降、マンスリー割(当社が別に定めるところにより当該 名称で提供している割引サービスをいいます。以下この附則において同じとします。)の新 たな適用は行いません。
- 3 当社は、マンスリー割の適用を受けているUQ mobile契約について、次のいずれかに該当する場合には、その適用を廃止します。この場合、その事由が発生した日を含む料金月((ア)又は(イ)に該当した場合にあっては、その前料金月とします。)の末日までマンスリー割を適用します。
- (ア) そのUQ mobile契約の解除があったとき。
- (イ) スマホプランへの料金種別の変更があったとき。
- (ウ) 当社が別に定める方法により新たな端末機器を購入したとき。
- 4 マンスリー割に関するその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。 (下取りサービスの取扱い)
- 5 当社は、令和元年10月1日以降、下取りサービス (当社が別に定めるところにより当該名称で提供している割引サービスをいいます。以下この附則において同じとします。)の 新たな適用は行いません。
- 6 下取りサービスに関するその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。 (料金等の支払いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (19-UQ0 営-005号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和元年11月22日から実施します。

(遡及適用)

2 改正後の料金表の規定は、令和元年10月利用分に遡って適用します。

附則 (19-UQ0 営-006号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

(ユニバーサルサービス料の適用)

2 令和元年12月利用分までのユニバーサルサービス料の額は、従前のとおり1電話番号 ごとに月額3円(税抜)とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (19-UQ0 営-007号)

この改正規定は、令和元年12月18日から実施します。

附則 (19-UQ0 営-008号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ギガMAX月割の特定固定通信サービスに関する部分は令和2年3月18日から、この約款を変更した場合のホームページでの掲示に関する部分は令和2年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (19-UQ0 営-009号)

この改正規定は、令和2年3月18日から実施します。

ただし、この改正規定中、この約款を変更した場合の周知に関する部分については、令和 2年4月1日から実施します。

附則 (20-UQ0 営-001号)

この改正規定は、令和2年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、スマホプランR及びスマホプランR(V)への料金種別の変更の申込みに関する部分については、令和2年5月27日から実施します。

附則 (20-UQ0 営-002号)

この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。

附則 (20-UQ0 営-003号)

この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

附則 (20-0CT 営-004号)

この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。

附則 (20-0CT 営-005号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和2年12月1日から実施します。
 - (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (20-0CT 営-006号)

1 この改正規定は、令和2年12月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (20-0CT 営-007号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。
 - (くりこしプランの基本データ容量等に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から令和3年4月30日までの間、この約款の規定に関わらず、くりこしプラン (次表に定めるものに限ります。以下この附則において同じとします。)の基本データ容量は次表のとおりとします。

基本使用料の料金種別	基本データ容量
くりこしプランM、くりこしプランM	10 ギガバイト
(V)	
くりこしプランL、くりこしプランL	20 ギガバイト
(V)	

3 当社は、この改正規定実施の日から令和3年4月30日までの間、くりこしプランの適用を受けている契約者回線について、支払いのあったデータチャージ料の月間累計額から次表に定める額(支払いのあったデータチャージ料の月間累計額がその額に満たない場合は、データチャージ料の月間累計額とします。)を、そのデータチャージ料の支払いのあった日を含む料金月以降のUQ mobile通信サービスの料金から割り引きます。

割引額
税抜額 5,000 円

4 前項の取扱いを受けている契約者回線について、UQ mobile契約の解除があった場合は、

契約解除日を含む料金月までその取扱いの対象とします。

- 5 前項までの規定に関わらす、次のいずれかに該当するときは、第2項及び第3項の取扱いを適用しません。
 - (1) 令和3年4月1日以降にUQ mobile契約の申込みがあったとき。
 - (2) 令和3年3月31日以前に当社所定のサービス取扱所においてUQ mobile契約の申込みがあった場合であって、そのUQ mobile契約で利用するSIMカード及び端末設備に係る所定の手続きが令和3年4月1日以降に完了したとき。

(料金等の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の

債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (20-0CT 営-008号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。
 - (au契約の契約解除料等の支払いに関する経過措置)
- 2 削除
- 3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (20-0CT 営-009号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年2月17日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (20-0CT 営-010号)

この改正規定は、令和3年3月10日から実施します。

附則 (20-0CT 営-011号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年3月23日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (20-0CT 営-012号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年4月1日から実施します。

ただし、この改定規定中、MNP転出手数料に関する改定規定については、令和3年4月1日以降にMNPを利用して行われたUQ mobile契約の解除について実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 令和3年2月1日から実施の附則第5項を第6項に改め、第4項の次に、次のとおり第

5項を加えます。

- 5 前項までの規定に関わらす、次のいずれかに該当するときは、第2項及び第3項の取扱いを適用しません。
 - (1) 令和3年4月1日以降にUQ mobile契約の申込みがあったとき。
 - (2) 令和3年3月31日以前に当社所定のサービス取扱所においてUQ mobile契約の申込みがあった場合であって、そのUQ mobile契約で利用するSIMカード及び端末設備に係る所定の手続きが令和3年4月1日以降に完了したとき。
- 4 令和3年2月1日から実施の附則第3項中、「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から当社が別に定める日(番号移行手数料については令和3年3月31日とします。)までの間」に改めます。

附則 (21-0CT 営-001号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年5月1日午前O時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (21-0CT 営-002号)

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附則 (21-0CT 営-003号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年6月10日から実施します。

(でんきセット割の適用に関する経過措置)

2 料金表第1表(料金)第1(基本使用料)1(適用)(14)の規定に関わらず、その契約 者回線について「UQ学割(2020)」の適用を受けている月は、でんきセット割を適用し ません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (21-0CT 営-004号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年9月2日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 自宅セット割Iの適用を受けている契約者回線について、当社のUQmⅡ約款に定める くりこしプラン+5Gへの契約移行があった場合(その契約移行に際し、当社のUQmⅡ 約款に定める自宅セット割(でんきコース)の適用の申出があったものとして取り扱う場 合に限ります。)、料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)(10)の規定によるほか、次 表に定める料金額を、契約移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降の当社のUQmⅢ 約款に定めるUQ mobile通信サービスⅡの料金から割り引く取扱いを行います。

料金額	契約移行のあった日に適用を受けていたUQ mobile契約の基本使用
	料の料金種別に応じた、同(1014)に定める自宅セット割Iの割引額(下欄の
	日数に応じて日割りした額とします。)
日数	契約移行のあった日からその料金月の末日(その料金月にUQmⅡ契約の解
	除があった場合は、その契約解除日の前日とします。)までの日数

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 令和3年2月1日から附則第2項及び第3項について、それぞれ次のとおり改めます。
 - 2 この改正規定実施の日以降、番号移行によるUQ mobile契約の申込み(当社 所定のもの及び当社が別に定めるコードを利用したものを除きます。)があった場合、U Q mobile契約者は、その番号移行に係るau契約の契約解除料(当社のau約 款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)の支払いを要しませ ん。
 - 3 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、前項の取扱いは、UQ m obile契約の申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降のUQ mo bile通信サービスの料金から、契約解除料と同額を減算する方法により行います。

附則 (21-0CT 営-006号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年9月29日午前9時から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (21-0CT 営-008号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、相互接続点からの通話に関する改正規定については、次表の とおりとします。

下欄以外の相互接続点からの通話に関する	令和3年10月1日午前0時00分00秒以降
改正規定	に開始した通話について実施します。
東日本電信電話株式会社又は西日本電信電	令和3年10月1日午前0時00分00秒以降
話株式会社が提供する他網公衆電話の電	に着信のあった通話について実施しま
話機から行った通話及び当社所定のサー	す。
ビスを利用して行った相互接続点からの	
通話に関する改正規定	
備考 上欄に定める当社所定のサービスは、	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ

株式会社が提供するメンバーズネットをいいます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (21-0CT 営-012号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年11月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (21-0CT 営-013号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年4月1日から実施します。
 - (UQ mobileサービスの一部の提供終了及び経過措置)
- 2 当社は、令和4年3月31日をもって、デュアルサービス(第1種SIMカードに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)の提供を終了します。
- 3 当社は、令和4年4月1日に、前項に定める提供終了の際に締結していたUQ mob ile契約 (デュアルサービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)を解除します。
- 4 契約者は、前項に定める契約の解除に係る契約解除料の支払いを要しません。
- 5 第2項に定める提供終了の際にUQ mobile契約を締結していた者から、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、UQmⅡ契約の申込みがあった場合、次の取扱いを行います。
 - (1) その者から申出があった場合に、UQ mobile契約に係る電話番号を、その UQmⅡ契約に係る電話番号として利用できるようにすること。
 - (2) 前号に定める申出があった場合に、そのUQmⅡ契約に係る契約事務手数料の支払いを不要とすること。

(料金等の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (21-0CT 営-016号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年3月7日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (21-0CT 営-017号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年4月1日から実施します。
 - (UQ mobile通信サービスの料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 当社は、令和4年3月31日以前に申込みのあったSIMカード変更、契約移行等所定の 手続きの完了が令和4年4月1日以降となった場合、デュアルサービス(第1種SIMカードに係るものに限ります。)の提供終了時に締結していたUQ mobile契約(デュ

アルサービスに係るものに限ります。)の基本使用料の料金種別等の契約内容に応じた、令和4年4月1日からその手続きが完了する日までの間のUQ mobile通信サービスの料金及び付随サービスに関する料金等(提供終了前のこの約款等の規定に基づき計算した額とします。)と同額を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。

3 当社は、令和4年4月1日から実施の附則(21-0CT 営-013 号)第5項に定めるUQm Ⅱ契約の申込みが令和4年4月1日に行われた場合、同項第2号に定める取扱いは、その 料金月の翌料金月以降に当社所定の方法により返還することにより行います。

附則 (22-0CT 営-002 号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、契約解除料に関する改正規定については、令和4年4月1日 以降にUQ mobile契約の解除があったものから適用します。

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

2 当社は、改正前の規定に基づく契約解除料を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌 料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 令和3年2月1日から実施の附則第2項から第4項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則 (22-0CT 営-005号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (22-0CT 営-007号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年8月17日午前9時から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (22-0CT 営-008号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年8月22日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (22-0CT 営-010号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年9月5日から実施します。

(自宅セット割(でんきコース)の適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から令和5年9月30日までの間(以下この附則において「対象期間」といいます。)、料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)(14)に定める自宅セット割(でんきコース)について、判定用でんき契約の申込みの取消し又は解除等(以下この附則において「解除等」といいます。)があった場合、次表に定める契約者回線について、同(14)の規定に関わらず、判定用でんき契約の解除等を事由とする自宅セット割(でんきコース)の適用の廃止は行わず、継続して適用する取扱い(以下この附則において「本取扱い」といいます。)を行います。

契約者回線	判定用でんき契約の解除があった日を含む料金月の前料金月の末日
	時点で、自宅セット割(でんきコース)の適用を開始済みである契
	約者回線

3 本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次表の左欄に該当する場合、同表の 右欄に定める日をもって本取扱いの適用を終了します。

(1) 自宅セット割(でんきコース)の適	自宅セット割(でんきコース)の適用を廃
用を廃止したとき。	止した日
(2) 対象期間が経過したとき。	令和5年9月30日

4 本取扱いの適用条件及びその他の提供内容については、当社が別に定めるところによります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT営発第 230201号)

(実施時期)

1 この改正規定は、次表のとおり実施します。

(1) (2)以外のもの	令和5年3月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話につ
	いて実施します。
(2) かけ放題特番通	令和5年3月1日午前0時00分00秒以降に開始した通話につ
話に係るもの	いて実施します。

(通話料の支払いに関する取扱い)

2 この改正規定実施までの間のワイドスターⅡの電気通信回線への通話料は、料金表第 1 表第 3 (通話料) 2 (料金額) の規定に関わらず、次表のとおりとします。

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 20 円(税込額 22 円)

(2) かけ放題特番通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 100 円(税込額 110 円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT営発第 230215号)

この改定規定は、令和5年2月15日から実施します。

附則 (OCT営発第 230228 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年2月28日から実施します。

(その他)

2 令和5年3月1日から実施から実施の附則第2項中「ワイドスター通信サービス」を「ワイドスターⅡ」に改めます。

附則 (OCT営発第 230301号)

この改定規定は、令和5年3月1日から実施します。

附則 (OCT営発第 230329 号)

この改正規定は、令和5年3月29日から実施します。

附則 (OCT営発第 230401号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、手続きに関する料金に関する改正規定は、令和5年4月20日 以降に行われた手続きを要する請求から実施します。

(PHSサービスの終了までの通話料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定に関わらず、当社とPHS事業者(電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービス(以下この附則において「PHSサービス」といいます。)を提供する協定事業者をいいます。)との間の相互接続協定に基づく相互接続が終了するまでの間に行われた、PHSサービスに係る電気通信設備への通話及びSMS送信に係る通話料については、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT営発第 230413 号)

この改定規定は、令和5年4月13日から実施します。

附則 (ОСТ営発第 230513 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年5月13日から実施します。

(その他)

2 令和3年9月2日から実施の附則第2項中「契約移行があった場合」を「当社のUQm Ⅱ約款に定めるくりこしプラン+5Gへの契約移行があった場合」に改めます。

附則 (OCT営発第 230601号)

この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

附則 (OCT営発第 230630 号)

この改正規定は、令和5年8月30日から実施します。

附則 (OCT営発第 230901号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年9月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、収納手数料及び付随サービスに関する料金等に関する改正規 定は、令和5年12月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料及び付随サービスに関する料金等については、なお従前のとおりとします。

(その他)

2 令和4年9月5日から実施の附則第2項中「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和5年9月30日までの間」に改めます。

附則 (OCT営発第 230930 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年9月30日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT営発第 231023 号)

この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

附則 (OCT営発第 231204 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年12月4日から実施します。

(UQ mobileサービスの種類に関する取扱い)

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定によりシングルサービスの提供を受けている 者は、この改正規定実施の日において、第1種シングルサービスの提供を受けているもの とみなします。

(UQ mobileサービスの一部の提供終了等)

- 3 当社は、令和6年6月30日をもって第1種シングルサービス(第1種SIMカードに係るものに限ります。)の提供及び第1種SIMカードの貸与を終了します。
- 4 当社は、令和6年7月1日に、前項に定める提供終了等に際し締結していた第1種シングルサービスに係るUQ mobile契約を解除します。

(UQ mobile契約の申込みに関する取扱い)

5 令和5年12月4日から令和6年6月30日までの間、第7条(契約申込みの方法)第2項の規定に関わらず、第1種シングルサービス(第1種SIMカードに係るものに限ります。)に係るUQ mobile契約者は、当社所定の方法により、第2種シングルサービスに係るUQ mobile契約を申込むことができます。

(手続きに関する料金の支払いに関する経過措置)

6 この改定実施の日から当社が別に定める日までの間に、当社所定のアプリケーション若 しくはWEBサイトにて手続きを行ったeSIMの発行又はeSIMの再発行については、 この約款の規定に関わらず、eSIM発行手数料及びeSIM再発行手数料の支払いを要 しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT営発第 240131号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年1月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、利用中止、利用停止及び窓口払込みの取扱いに関する改正規 定については、令和6年2月3日より実施します。

(他の電気通信事業者への通知に関する取扱い)

2 令和6年1月31日から当社が別に定める日までの間、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から請求があった場合、改正前の規定に基づき、第62条(他の電気通信事業者への通知)に定める通知を行うことがあります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (ОСТ営発第 240215号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年4月2日から実施します。
- (UQ mobile通信サービスの一部の提供終了等)
- 2 当社は、令和6年6月30日をもって、次表に定めるサービス等の提供を終了します。

区分	終了するサービス等
基本使用料の料金種別	UQおはなしプランS(V)、UQおはなしプラン
	M(V)、UQおはなしプランL(V)
オプション機能	電話基本パック
通話	かけ放題特番通話
通話料の取扱い	アプリ通話かけ放題(10 分/回)
	アプリ通話かけ放題 (24 時間いつでも)

- 3 契約者は、令和6年7月1日午前0時00分00秒以降にかけ放題特番通話を終了した場合であっても、そのかけ放題特番通話に係る通話料の支払いを要します。
- (UQ mobileサービスの種類に関する取扱い)
- 4 この改正規定実施の際、現に改正前の規定によりデュアルサービスの提供を受けている

者は、この改正規定実施の日において、第1種デュアルサービスの提供を受けているもの とみなします。

5 当社は、次表の左欄の種類のUQ mobileサービスの提供を受けている契約者回線について、令和6年4月2日から令和6年6月30日までの間に、順次、同表の右欄の種類へのUQ mobileサービスの種類の変更(以下この附則において「自動変更」といいます。)を行います。

第1種デュアルサービス	第2種デュアルサービス
第1種シングルサービス(第2種SIMカ	第2種シングルサービス
一ドに係るものに限ります。)	

(自動変更に係る基本使用料の料金種別に関する取扱い)

6 自動変更を行った場合、変更前に適用を受けている基本使用料の料金種別に応じて、自動変更日から次表の右欄に定める基本使用料の料金種別を適用します。

自動変更前に適用を受けている基本使用料の	自動変更後に適用する基本使用料の料金
料金種別	種別
くりこしプランS (V)	くりこしプランS (V)
くりこしプランM(V)	くりこしプランM (V)
くりこしプランL (V)	くりこしプランL(V)
スマホプランS(V)	スマホプランS(V)
スマホプランM(V)	スマホプランM(V)
スマホプランL(V)	スマホプランL(V)
スマホプランR(V)	スマホプランR(V)
ぴったりプランS (V)	ぴったりプランS(V)
ぴったりプランM(V)	ぴったりプランM(V)
ぴったりプランL (V)	ぴったりプランL(V)
おしゃべりプランS(V)	おしゃべりプランS(V)
おしゃべりプランM(V)	おしゃべりプランM(V)
おしゃべりプランL(V)	おしゃべりプランL(V)
UQおはなしプランS (V)	おしゃべりプランS(V)
UQおはなしプランM(V)	おしゃべりプランM(V)
UQおはなしプランL (V)	おしゃべりプランL(V)
データ高速+音声通話プラン(V)	データ高速+音声通話プラン(V)
データ無制限+音声通話プラン(V)	データ無制限+音声通話プラン(V)
データ高速プラン(V)	データ高速プラン(V)
データ無制限プラン(V)	データ無制限プラン(V)
物 人 主 然 4 (甘 士 仕 田 物) 4 (2 英 田)	(0) の 5 に 計 火 十 フ 担 人 一 ナ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

7 料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)(2)のクに該当する場合であって、SIMカード変更日からその料金月の末日までの間に自動変更を行った場合、変更前に適用を受けている基本使用料の料金種別に応じて、自動変更日から次表の右欄に定める基本使用料の料金種別を適用します。

自動変更前に適用を受けている基本使用料	自動変更後に適用する基本使用料の料金種
の料金種別	別
データ高速プラン	データ高速プラン(V)
データ無制限プラン	データ無制限プラン(V)

(自動変更に係る U Q 家族割又はギガMAX月割の取扱い)

- 8 UQ家族割又はギガMAX月割の適用を受けている契約者回線について自動変更を行った場合、自動変更日を含む料金月(以下この附則において「自動変更月」といいます。)の料金月の末日(ギガMAX月割については自動変更月の前料金月の末日とします。)をもって第1種デュアルサービスに係るUQ家族割又はギガMAX月割(以下次項までにおいて「旧割引」といいます。)の適用を廃止し、当社が所定の登録を行った日から第2種デュアルサービスに係るUQ家族割又はギガMAX月割(以下次項までにおいて「新割引」といいます。)を適用します。
- 9 前項の場合において、旧割引の適用を廃止した後当社が所定の登録を行うまで期間に係る新割引の割引額と同額を、自動変更月の翌料金月以降のUQ mobile通信サービスの料金から減算します。

(自動変更に係る自宅セット割の取扱い)

- 10 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により自宅セット割(でんきコース)の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、自宅セット割Iの適用を受けているものとみなします。
- 11 自宅セット割 I の適用を受けている契約者回線について自動変更を行った場合、自動変 更月をもって自宅セット割 I の適用を廃止し、自動変更月の翌料金月から自宅セット割 II を適用します。
- 12 前項の場合において、次表に定める料金額を自動変更月の翌料金月以降のUQ mob ile通信サービスの料金から減算します。

料金額	自動変更日に適用を受けていた基本使用料の料金種別に応じた自宅セット割I
	の割引額(下欄の日数に応じて日割りした額とします。)
日数	自動変更日から自動変更月の末日(その料金月にUQ mobile契約の解
	除があった場合は、その契約解除日の前日とします。) までの日数

(自動変更に係るオプション機能の取扱い)

- 13 電話基本パックの提供を受けている契約者回線(割込通話機能の提供を受けていないものに限ります。)について自動変更を行った場合、自動変更日に、その第2種デュアルサービスの契約者回線について、割込通話機能の提供の請求があり承諾したものとして取扱います
- 14 電話基本パックの提供を受けている契約者回線について自動変更を行った場合、その第 2種デュアルサービスの契約者回線について、自動変更月から次表の左欄に定めるいずれ かの事由が生じた日を含む料金月((2)に該当する場合は、その事由が生じた日を含む料金月以降の当社所定の料金月とします。)までの間、UQ mobile通信サービスの料金から同表の右欄に定める額の割引を行います。

事由	割引額(1契約者回線ごとに月額)
(1) 留守番伝言機能の提供を廃止したとき。	税抜額 20 円(税込額 22 円)
(2) 契約移行があったとき。	

(自動変更に係るぴったりプランに関する取扱い)

15 ぴったりプランの適用を受けている契約者回線について自動変更を行った場合、自動変更月におけるその契約者回線から行った通話(料金表第1表第3(通話料)1(適用)(4)に定めるものに限ります。)に関する料金の月間累計額が、同(4)の規定に基づき支払いを要しないこととする料金額に満たない場合、その差額を、自動変更月の翌料金月以降のUQmobile通信サービスの料金から減算します。

(自動変更に係る通話パック(60分/月)に関する取扱い)

16 通話パック(60分/月)の適用を受けている契約者回線について自動変更を行った場合、自動変更月におけるその契約者回線から行った通話(料金表第1表第3(通話料)1(適用)(8)に定めるものに限ります。)に関する料金の月間累計額が、同(8)の規定に基づき支払いを要しないこととする料金額に満たない場合、その差額を、自動変更月の翌料金月以降のUQ mobile通信サービスの料金から減算します。

(自動変更に係るアプリ通話定額に関する取扱い)

17 アプリ通話定額の適用を受けている契約者回線について自動変更を行った場合、自動変更日の前日をもってアプリ通話定額の適用を廃止し、変更前に適用を受けているアプリ通話定額の種類に応じて、自動変更日から次表の右欄に定める種類の国内通話定額を適用します。

自動変更前に適用を受けているアプリ通話	自動変更後に適用する国内通話定額の種類
定額の種類	
アプリ通話かけ放題(10 分/回)	かけ放題(10 分/回)
アプリ通話かけ放題(24 時間いつでも)	かけ放題(24 時間いつでも)

(自動変更に係る増量オプションの取扱い)

- 18 料金表第1表第4(データ通信料)1(適用)(3)に定める増量オプションIの適用を 受けている契約者回線について自動変更を行った場合、自動変更日の前日をもって増量オ プションIの適用を廃止し、自動変更日から同(4)に定める増量オプションを適用します。
- 19 前項の場合であって、自動変更月において増量オプションIに係る増量オプション料及び増量オプションに係る基本使用料の加算額(料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)(3)に定めるものをいいます。)のいずれも支払いを要するときは、増量オプションに係る基本使用料の加算額と同額を、自動変更月の翌料金月以降のUQ mobile通信サービスの料金から減算します。

(自動変更に係る月間データ量等に関する取扱い)

- 20 自動変更を行った場合、自動変更後のその料金月の月間データ量は、自動変更後に適用する基本使用料の料金種別に応じた月間データ量(増量オプションの適用を受ける場合、増量データ量を加算したデータ量とします。)を適用します。
- 21 自動変更を行った場合、契約者は、当社が所定の登録を行った後に、自動変更前の契約者回線に係る前月からの繰越データ量の残量及び追加購入データ容量の残量を利用することができます。
- 22 前項に定める所定の登録後に利用できる、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量の残量及び購入残データ量は、次表の右欄に定めるデータ量とします。

区分	適用するデータ量
前月からの繰越デー	自動変更後に適用する基本使用料の料金種別に応じた月間データ
タ量	量(増量オプションの適用を受ける場合、増量データ量を加算し
	ないデータ量とします。)と同量のデータ量
購入残データ量	自動変更日の当社所定の時点における、自動変更前の契約者回線
	に係る追加購入データ容量の残量と同量のデータ量

- 23 前項に定める購入残データ量の有効期限は、自動変更日の当社所定の時点における、自動変更前の契約者回線に係る追加購入データ容量の有効期限に所定の時間を加えた時点とします。
- 24 第 22 項に定める前月からの繰越データ量及び購入残データ量に関するその他の取扱いは、この約款に定めるとおりとします。

(自動変更に係る電話利用契約の締結に関する取扱い)

25 特定第2種一般電話契約の不締結に関する意思表示(第61条の3(当社の電話サービス等契約約款における電話利用契約の締結)第1項のただし書きに定めるものをいいます。)を行い、当社と特定第2種一般電話契約を締結していない契約者回線について自動変更を行った場合、その意思表示の撤回があったものとし、自動移行後の契約者回線について新たに第61条の3の規定を適用します。

(自動変更に係るフィルタリングサービスの取扱い)

- 26 フィルタリングサービスの適用を廃止している契約者回線(次のいずれも満たすものに限ります。)について自動変更を行った場合、その適用廃止を終了します。この場合において、新たにフィルタリングサービスの適用廃止に係る請求を行うUQ mobile契約者は、親権者又は後見人の同意を得ていただきます。
 - (1) そのフィルタリングサービスの適用廃止の請求が、UQ mobile契約の申込みと同時に行われたものでないとき。
 - (2) 自動変更日において、そのUQ mobile契約者(利用者登録が行っている場合は、登録利用者を含みます。以下次項において同じとします。)が青少年であるとき。
- 27 フィルタリングサービスを適用している契約者回線について自動変更を行った場合(自動変更日において、そのUQ mobile契約者が青少年でない場合に限ります。)、その適用を廃止します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

28 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

29 令和3年9月2日から実施の附則第2項中「自宅セット割(でんきコース)の適用を受けている契約者回線について、当社のUQmI約款に定めるくりこしプラン+5Gへの契約移行があった場合」を「自宅セット割I(でんきコース)の適用を受けている契約者回線について、当社のUQmI約款に定めるくりこしプラン+5Gへの契約移行があった場合」に、「料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)(14)の規定によるほか」を「料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)(10)の規定によるほか」に、「同(14)に定める自宅セット割(でんきコース)」を「同(10)に定める自宅セット割I」に、それぞれ改めます。

附則 (OCT営発第 240220 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年3月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT営発第 240301 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年4月2日から実施します。

(その他)

2 令和6年4月2日から実施の附則(OCT営発第240215号のものをいいます。)について、

第 26 項及び第 27 項をそれぞれ第 28 項及び第 29 項に改め、第 25 項の次に、第 26 項及び 第 27 項を次のとおり加えます。

(自動変更に係るフィルタリングサービスの取扱い)

- 26 フィルタリングサービスの適用を廃止している契約者回線(次のいずれも満たすものに限ります。)について自動変更を行った場合、その適用廃止を終了します。この場合において、新たにフィルタリングサービスの適用廃止に係る請求を行うUQ mobil e 契約者は、親権者又は後見人の同意を得ていただきます。
 - (1) そのフィルタリングサービスの適用廃止の請求が、UQ mobile契約の申込みと同時に行われたものでないとき。
 - (2) 自動変更日において、そのUQ mobile契約者(利用者登録が行っている場合は、登録利用者を含みます。以下次項において同じとします。)が青少年であるとき。
- 27 フィルタリングサービスを適用している契約者回線について自動変更を行った場合 (自動変更日において、そのUQ mobile契約者が青少年である場合に限りま す。)、その適用を廃止します。

附則 (ОСТ営発第 240304 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年3月4日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT営発第 240327 号)

この改正規定は、令和6年4月10日から実施します。

附則 (OCT営発第 240501 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際通話の取扱いに関する改正規定については、令和6年6月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話について実施します。

(通話料の支払いに関する取扱い)

2 令和6年5月1日から令和6年5月31日までの間、国際通話(特定衛星携帯電話等に係るものを除きます。)に係る通話先区分及び通話料は、料金表第1表第2(通話料)2(料金額)2-2-1及び2-2-3の表の規定に関わらず、次表に定めるとおりとします。

		料金額	
区分	通話先区分	30 秒までごとに	
		次の料金額	
通話料	アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)、アラ	20 円	
	スカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュ		
	ージーランド、ハワイ		
	マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国(香港及	55 円	
	びマカオを除きます。)、朝鮮民主主義人民共和国		

アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共 65 円 和国、アゾールス諸島、アフガニスタン・イスラム共和 国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共 和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イ タリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、 インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタ ン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマ ーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール 国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギ リシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェ ート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジ ョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王 国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ 共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ 共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポ ール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、 スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、 スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、 ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共 和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケ ラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王 国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパー ル王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン 国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌア ツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハ ンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共 和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン 王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネ シア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベ トナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和 国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポル トガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユ ーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレ ーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナ コ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル 国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、 ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和 国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブル ク大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、 米領サモア アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ 85 円 共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチ オピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カ ーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガ ンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニ

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。